

こどもまんなか! 輝く笑顔
地域で支える子育てのまち

香取

第3期

香取市子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
香取市



ごあいさつ

香取市は令和4年4月から一部地域が過疎地域の指定を受ける等、急速な人口減少や少子高齢化、さらには地域経済の低迷という厳しい時代を迎えています。そのため、今こそ「この街をあきらめない」という理念のもと、深い愛情を持ってさまざまな課題に取り組むことが急務となっています。

本市では令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取」を基本理念に掲げ、さまざまな施策の推進に取り組み、子どもたちの健やかな育成のための環境整備を着実に推し進めてまいりました。しかしながら、地域医療、子どもの遊び場、職場環境など、社会情勢や雇用環境は急速に変化し、以前にも増して多様なニーズに即した経済的、精神的支援の充実が求められています。

そのような状況の中、更なる子育て支援の充実を図るためには、より一層一人ひとりに寄り添いながら、保護者や子どもたちの声を聞き、当事者の視点に立った支援を行うことが何よりも重要です。また、子どもたちの利益が最善となるようきめ細かな政策を実行していくとともに、国や地域と一体となって、子育てを通じて人々がつながりを持てる環境整備を進めていく必要があると考えています。

このような状況を踏まえ、「第3期香取市子ども・子育て支援事業計画」は、次代を担うすべての子どもたちが夢と希望を抱き、愛情を持って「香取市に住み続けたい」と言える環境を整えることに重点を置き、新たに「こどもまんなか！」を基本理念に加え、実効性を高めた計画として策定しました。

本計画の推進にあたっては、これからの社会情勢の変化に対応しつつ、市民の皆様との対話を大切にしながら、最大限の努力をもって取り組んでまいりますので、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴重なご意見を頂戴いたしました市民の皆様、策定に参画いただいた子ども・子育て会議委員並びに関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。



令和7年3月

香取市長 伊藤 友則

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと対象	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 香取市の現状	9
1 人口と世帯の状況	9
2 婚姻・出産等の状況	13
3 就業の状況	15
4 教育・保育事業等の状況	17
5 アンケート調査結果について	23
6 課題の整理と対応方針	37
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 施策の基本的視点	44
3 計画の体系図	45
第4章 施策の展開	49
1 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)	49
1-1 教育・保育の量の見込み及び確保方策	54
1-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	64
1-3 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ...	84
1-4 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策	84
1-5 職業生活と家庭生活との両立	84
2 こども未来戦略(放課後子ども総合プラン)	85
2-1 放課後児童クラブの実施状況	85
2-2 放課後子ども教室の実施状況	85
2-3 今後の具体的方策等	85
3 子ども・子育て支援施策(次世代育成支援対策推進法)	86
3-1 子ども・子育てを支援する地域づくり	86
3-2 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実	101
3-3 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組	110
第5章 計画の推進に向けて	125
1 計画の推進体制	125
2 計画の進捗管理	126
3 計画の周知及び広報	126

資料編.....	129
1 策定経緯	129
2 香取市子ども・子育て会議条例	130
3 香取市子ども・子育て会議委員名簿	131
4 諮問・答申	132
5 用語解説.....	134

「子ども」の表記について

下記の基準により、本計画においては「子ども」で表記しています。

(1)特別な場合を除き、「子ども」を用いる。

(2)特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

①法令に根拠がある語を用いる場合

例:こども基本法における「こども」

②固有名詞を用いる場合

例:既存の予算事業名や組織名

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において令和5年4月、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同年12月、子ども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正)に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

近年、子どもを取り巻く状況は、児童虐待、いじめや体罰、子どもの貧困、外国につながる子ども、発育や発達に遅れや不安がある子ども、就学・就職をしていない15歳以上の若年無業者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラー、社会的参加を回避し家庭に留まり続けている引きこもりの子どもなど、生きづらさを感じたり、社会生活を円滑に営む上で困難を有するなど多岐にわたっており、様々な背景により、複雑化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれた子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

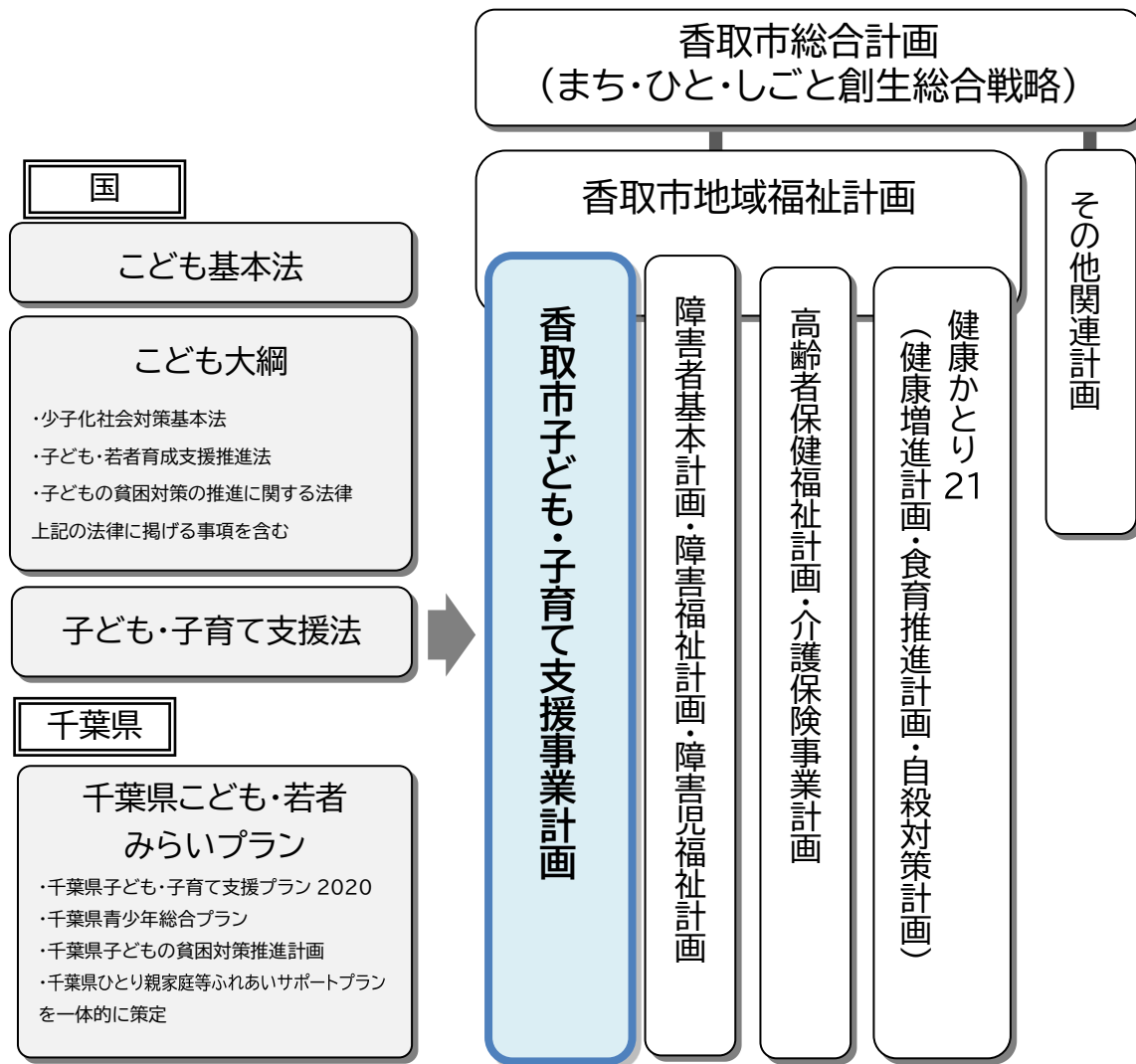
本市では、これまでに子どもたちの健全な成長と発達を支援することや、子育てしやすい環境の確保、教育環境の改善、地域社会との連携強化を図るため、平成22年3月に、「香取市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、香取市全体で子育てを支える環境づくりや次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進してきました。また、平成27年3月には、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため子ども・子育て支援法等に基づき、「香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には、「第2期香取市子ども・子育て支援事業計画」として見直しを行い、同計画に基づき各種施策を推進してきました。

この計画が令和6年度末をもって終了することから、本市の現状と課題を分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期香取市子ども・子育て支援事業計画(以下、「本計画」という。))」を策定します。

2 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。また、本市の最上位計画である「香取市総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「香取市地域福祉計画」、そのほか子ども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



さらに、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、市の総合計画では、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標を意識し、取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

(2) 計画の対象

本計画は、本市に生活する18歳未満の子どもをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。計画の対象となる子育て支援に関わりのある者・機関・団体・行政等は、外国につながる子どもや障害のある子どもを含めた、すべての子どもに関わる子ども施策全体の連続性の中で、子どもたちが誰一人取り残されることなく、未来に希望を持って健やかに育つことができるよう、計画の各種施策を推進します。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

香取市子ども・子育て会議の開催、アンケート調査及びパブリックコメントの実施など、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制とします。

(1)香取市子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第72条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

(2)アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見を把握することを目的に、令和6年5月にアンケート調査を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

本計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みました。

第2章

香取市の現状

第2章 香取市の現状

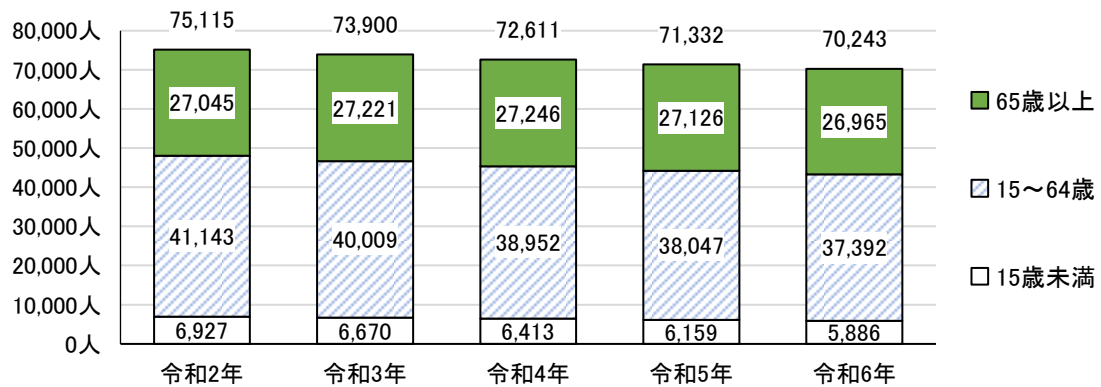
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の人口は、令和6年4月1日現在、70,243人となっています。令和2年から5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で4,872人の減少となっています。

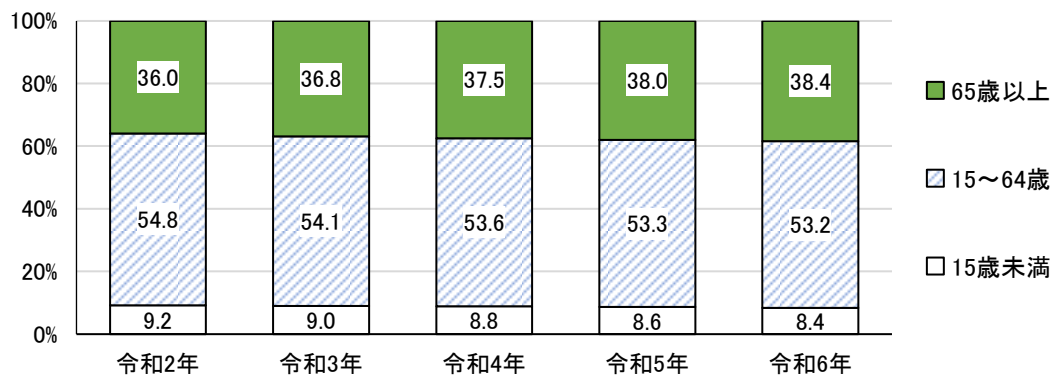
年齢3区分別人口構成比の推移でみると、65歳以上の高齢者人口構成比は微増していますが、15歳から64歳までの生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分別人口構成比の推移



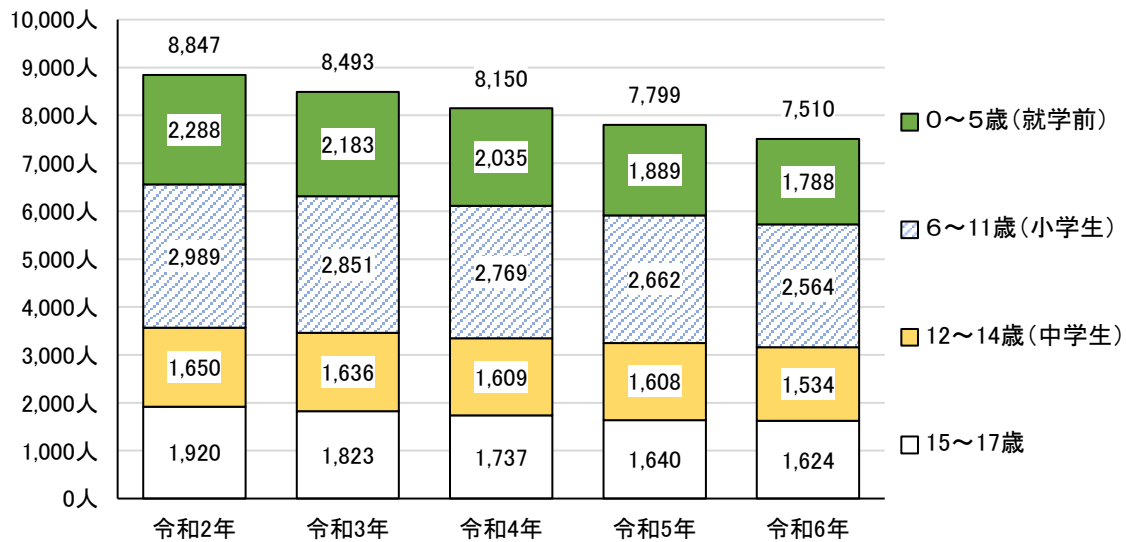
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 児童数

本市の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在7,510人となっています。このうち、0歳から5歳までの就学前児童数は1,788人、6歳から11歳までの小学生児童数は2,564人、12歳から14歳までの中学生児童数は1,534人、15歳から17歳までの児童数は1,624人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■ 児童数の推移

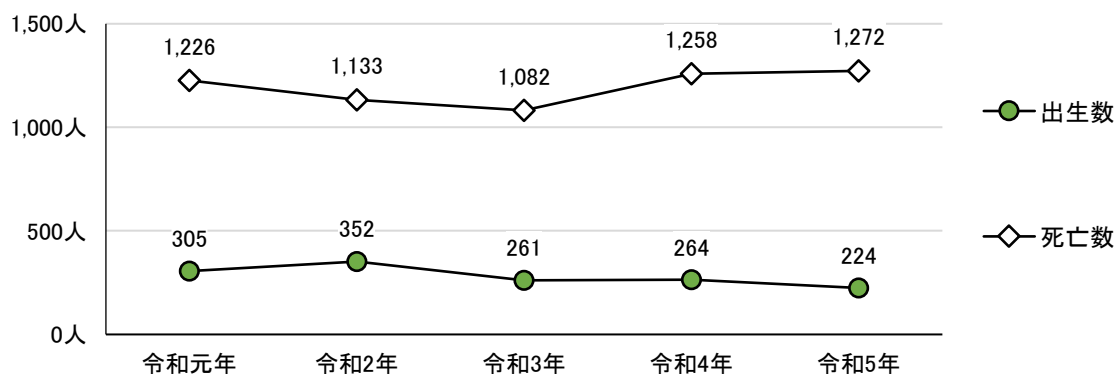


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を大きく上回っています。

■ 出生数及び死亡数の推移

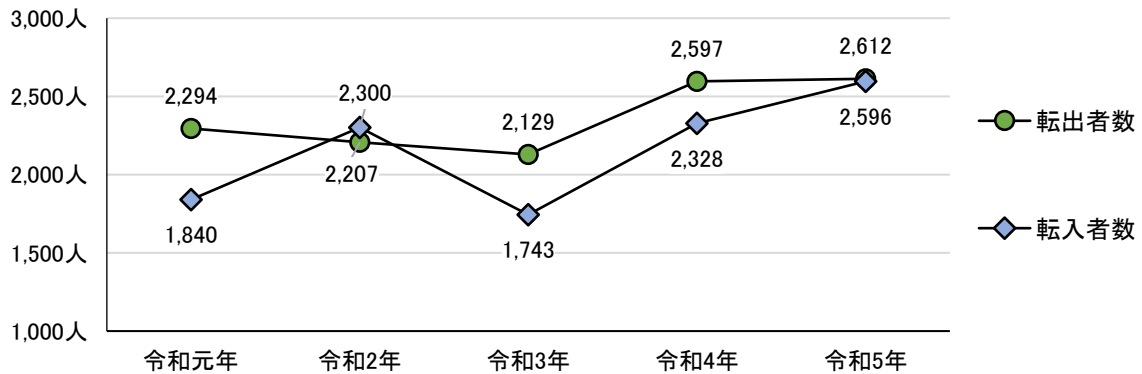


資料：千葉県衛生統計年報

(4) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を下回っていることから、転出超過の傾向にあります。

■ 転入者数及び転出者数の推移

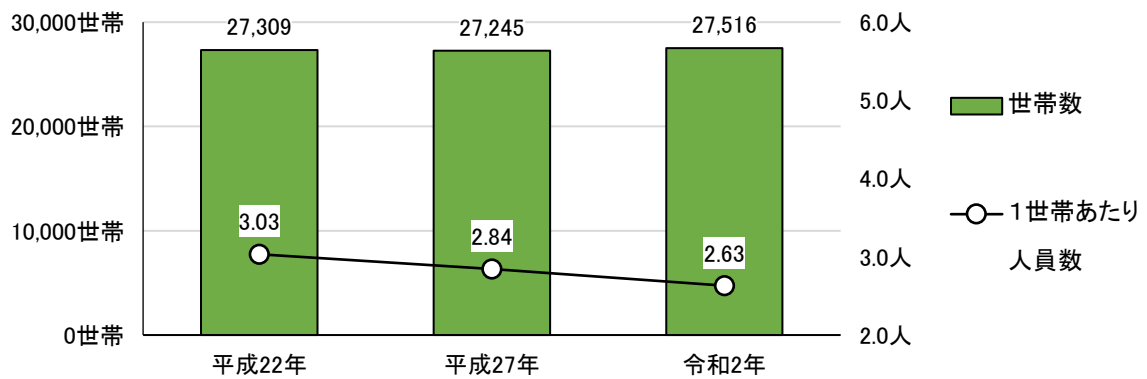


資料：千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

(5) 世帯数

本市の世帯数は、平成22年からほぼ横ばいで、令和2年には27,516世帯となっています。しかしながら、1世帯あたり人員数は減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■ 世帯数と1世帯あたり人員数の推移



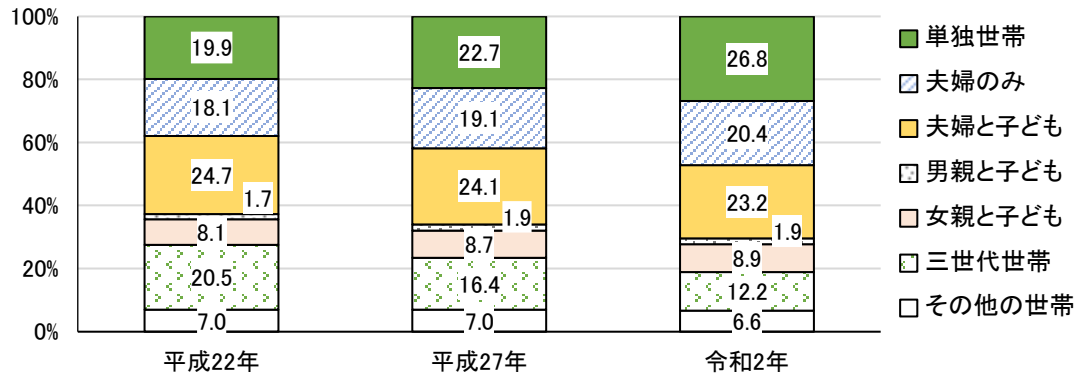
資料：国勢調査

(6)世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯が年々増加しており、令和2年には26.8%となっています。その一方で、三世代世帯は大きく減少しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

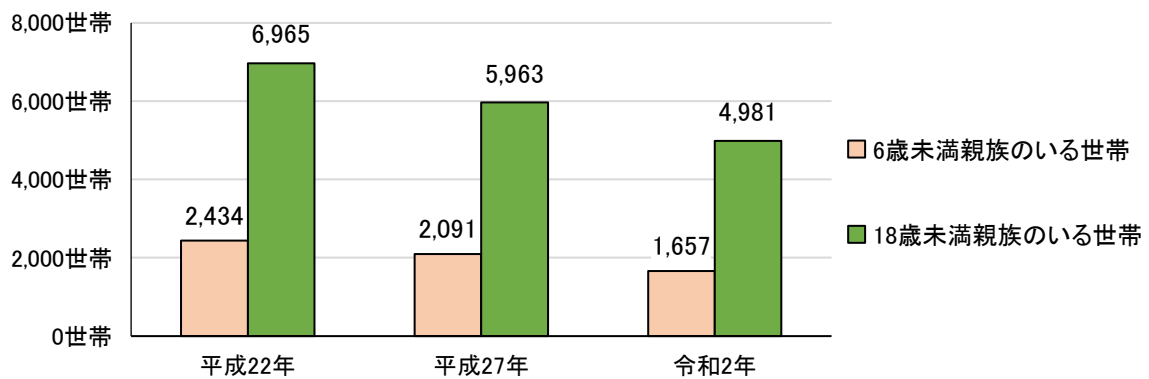


資料：国勢調査

(7)子どものいる世帯数

令和2年の国勢調査では、6歳未満親族のいる世帯は1,657世帯、18歳未満親族のいる世帯は4,981世帯となっており、子どものいる世帯は年々減少している状況です。

■子どもがいたる世帯数の推移



資料：国勢調査

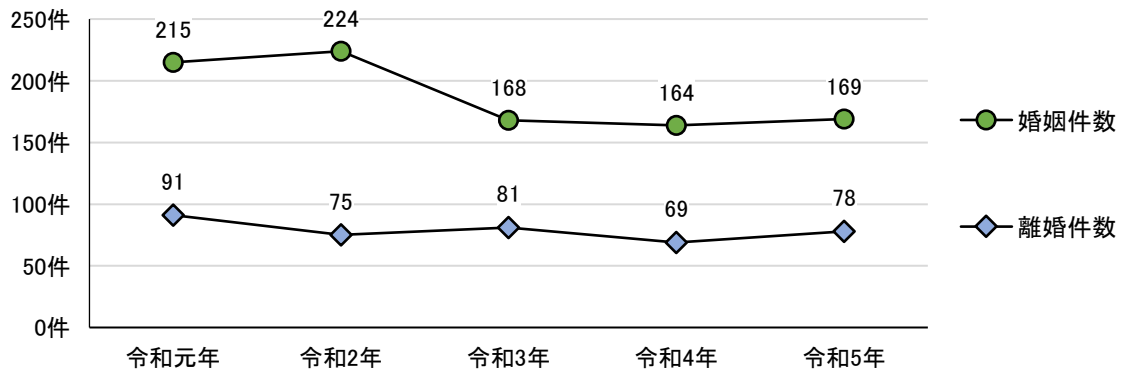
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は令和3年に大きく減少し、令和5年には169件となっています。

離婚件数は横ばいで推移しており、令和5年は78件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移

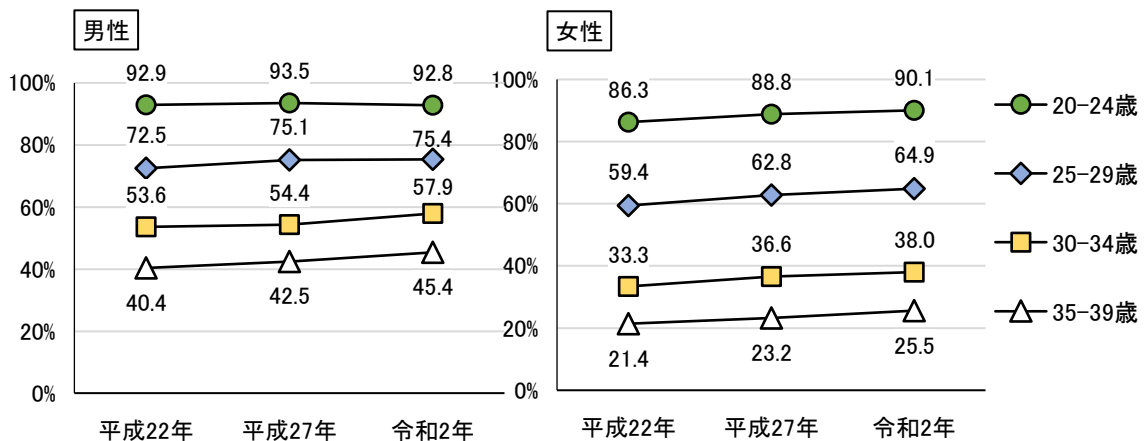


資料：千葉県衛生統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男女ともに、30歳代の未婚率の上昇が大きく、10年間で男性は9.3ポイント、女性は8.8ポイント上昇しています。

■ 未婚率の推移



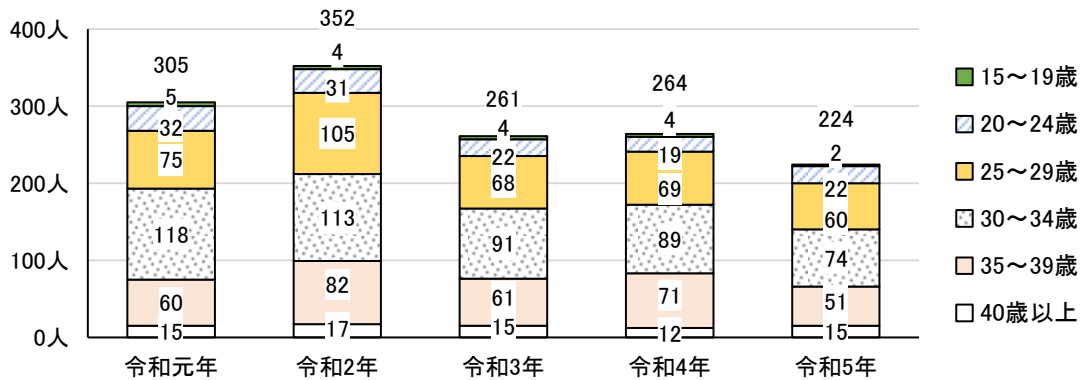
資料：国勢調査

(3)出生数

本市の出生数は、令和2年の352人を境に減少しており、令和5年は224人となっています。

年齢別出生数は年によって構成要素が異なっていますが、30歳から34歳までの出生数が多くなっています。

■年齢別出生数の推移

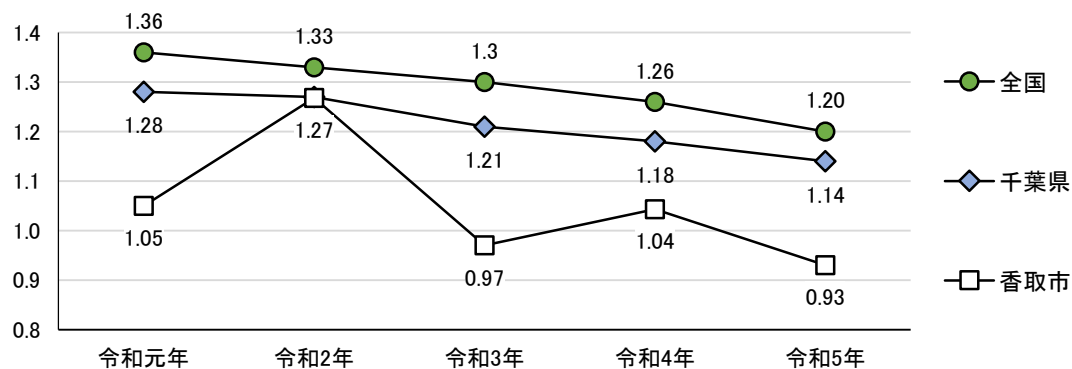


資料:千葉県衛生統計年報

(4)合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数を表したものです。本市の合計特殊出生率は、令和5年で0.93となっており、全国及び千葉県を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料:千葉県衛生統計年報

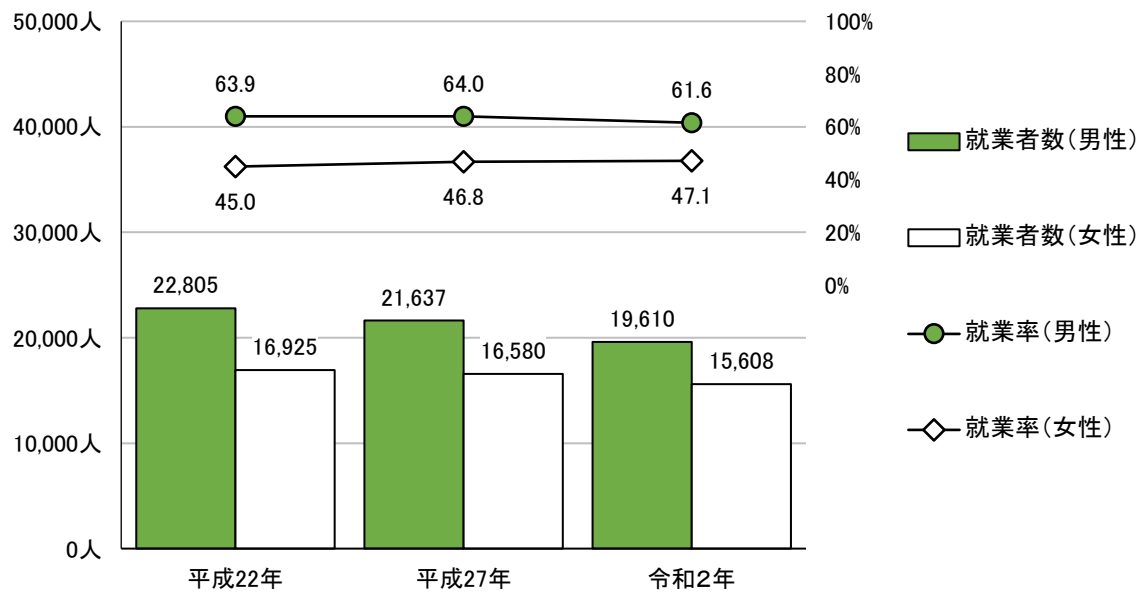
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数は、男性、女性ともに減少傾向にあります。

就業率では、男性は減少していますが、女性は近年増加しており、令和2年では47.1%となっています。

■ 就業者数の推移

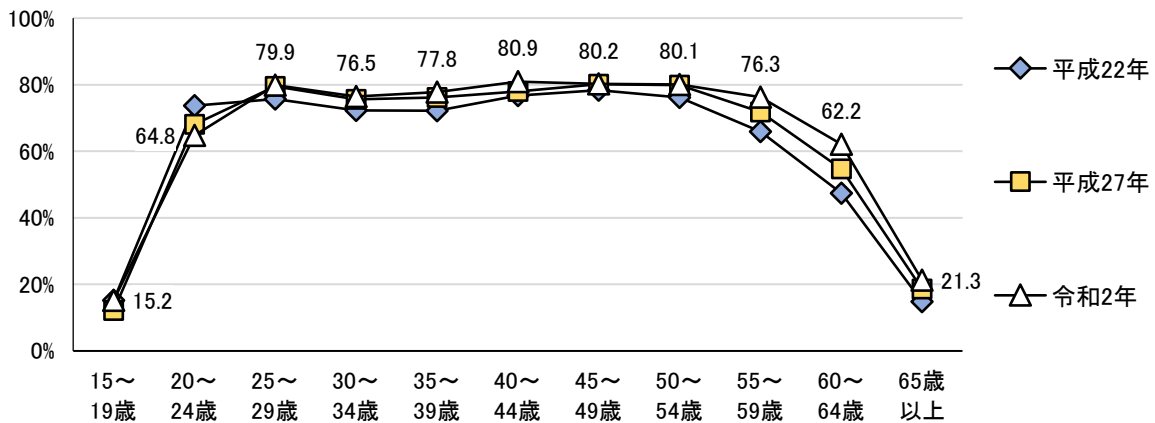


資料: 国勢調査

(2)年齢別労働力率

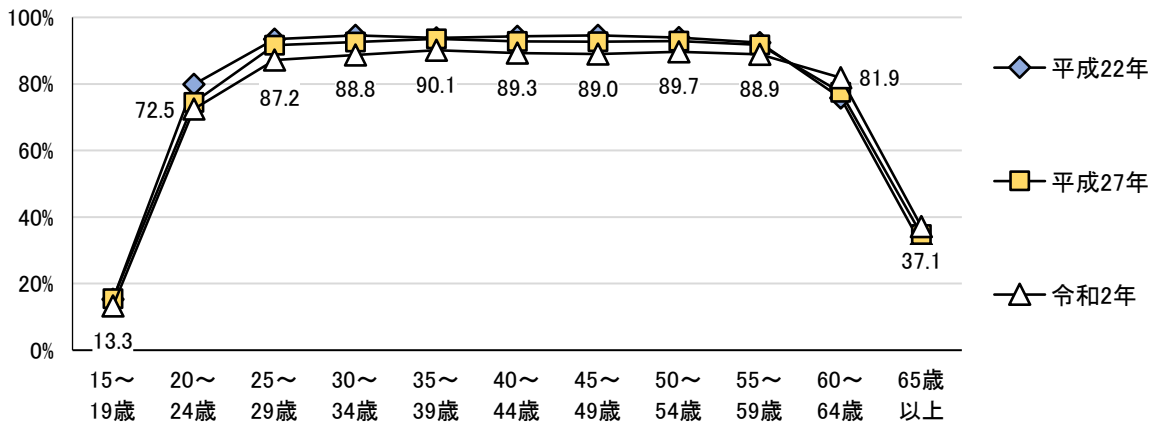
年齢別の労働力率は男性が年々低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25歳から29歳までを境に減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

4 教育・保育事業等の状況

(1) 保育所(園)

本市には、公立保育所6園、私立保育園6園の計12園が設置されています。

■保育所(園)の状況 ※令和6年4月1日現在

(単位:人)

名称		定員	入所年齢	所在地	保育時間	
			(月齢)		月～金曜日	土曜日
公立	大倉保育所	39	6か月～	大倉5374	7:30～18:30	
	北佐原保育所	70	6か月～	佐原二1780	7:30～18:30	
	新島保育所	60	産休明け	加藤洲1924-9	7:30～18:30	
	瑞穂保育所	120	産休明け	寺内588	7:00～19:00	
	栗源保育所※1	109	6か月～	岩部5076	7:30～18:30	8:00～17:00
	小見川東保育所	66	産休明け	下飯田954-1	7:00～18:30	
私立	香西保育園	45	6か月～	観音21-1	7:00～18:30	8:00～12:30
	まんまる保育園	70	産休明け	大根1151	7:30～19:00	8:00～12:30
	八都保育園	45	産休明け	小見65	7:00～18:30	8:00～12:00
	山倉保育園	40	産休明け	新里977-1	7:15～18:45	8:00～12:00
	山倉第二保育園	30	産休明け	山倉688-1	7:00～18:30	8:00～12:00
	あげひばり保育園※2	19	産休明け	佐原口2097-77	7:15～18:45	8:00～17:00
合計		713				

※1 公立保育所の土曜保育は、栗源保育所で実施

※2 あげひばり保育園は、0歳児から2歳児までの乳幼児(3号認定)が対象の小規模保育所

資料:子育て支援課

(2) 認定こども園

本市には、私立こども園7園が設置されています。

■認定こども園の状況 ※令和6年4月1日現在

(単位:人)

名称		定員	入所年齢	所在地	保育時間	
			(月齢)		月～金曜日	土曜日
私立	明照保育園	105	産休明け	下小堀611-1	7:00～18:30	8:00～17:00
	清水こども園	180		内野448-1	7:00～18:30	7:00～18:00
	佐原めぐみこども園	125		佐原11921-5	7:00～19:00	8:00～17:00
	おみがわこども園	185		小見川1585-2	7:00～18:30	7:00～18:00
	たまつくり保育園	120		玉造二丁目4-1	7:00～19:00	8:00～17:00
	佐原グレイスこども園	135		牧野67-1	7:00～19:00	8:00～17:00
	府馬保育園	40		府馬2938-4	7:15～18:45	7:30～17:00
合計		890				

資料:子育て支援課

(3)幼稚園

本市には、私立幼稚園2園が設置されています。

■幼稚園の状況 ※令和6年4月1日現在 (単位:人)

名称		定員	所在地
私立	(学)佐原みどり学園 佐原みどり幼稚園	50	佐原口2114-1
	(学)愛心学園 白百合幼稚園	100	佐原イ402-2
合計		150	

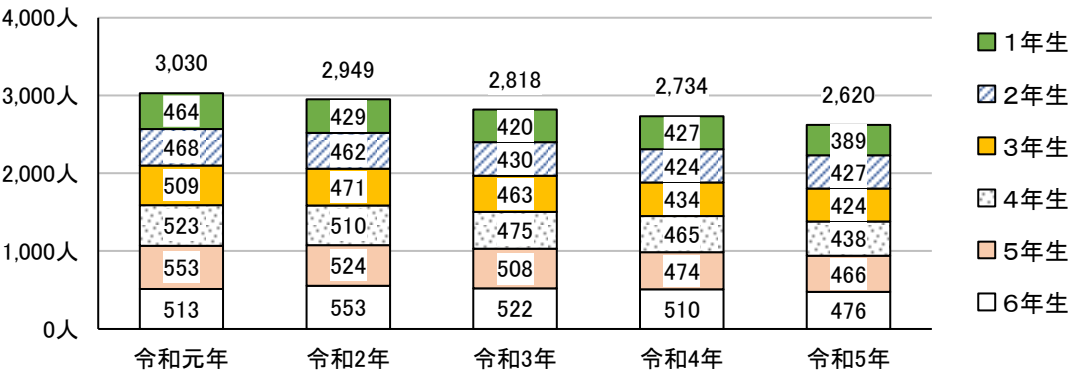
資料:学校教育課

(4)小学校の児童数

本市には、小学校が15校設置されており、児童数の合計は令和5年5月1日現在2,620人となっています。

令和元年と比べて410人減少しており、年々減少傾向となっています。

■小学校の児童数



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

(5)放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えるための施設です。

本市には、公立22クラブ、私立2クラブの計24クラブが設置されています。

■放課後児童クラブの状況 ※令和6年4月1日現在

(単位:人)

	名称	所在地	設置場所	定員
公立	佐原児童クラブ	佐原1800	佐原小学校内	40
	佐原第2児童クラブ	佐原1800	佐原小学校内	40
	佐原第3児童クラブ	佐原1800	佐原小学校内	40
	佐原第4児童クラブ	佐原1800	佐原小学校内	40
	佐原第5児童クラブ	佐原1800	佐原小学校内	40
	香取水の郷児童クラブ	津宮712-2	旧津宮幼稚園	35
	東大戸児童クラブ	大戸877	東大戸小学校内	40
	わらびが丘児童クラブ	九美上29-1	わらびが丘小学校内	40
	竟成児童クラブ	観音481	竟成小学校内	35
	瑞穂児童クラブ	堀之内1770-96	瑞穂小学校内	25
	新島児童クラブ	加藤洲681-1	新島小学校内	35
	北佐原児童クラブ	佐原二1676	北佐原小学校内	35
	小見川中央児童クラブ	小見川94	小見川中央小学校内	35
	小見川中央第2児童クラブ	小見川94	小見川中央小学校内	30
	小見川中央第3児童クラブ	小見川94	小見川中央小学校内	40
	小見川中央第4児童クラブ	小見川94	小見川中央小学校内	40
	小見川中央第5児童クラブ	小見川94	小見川中央小学校内	30
	小見川西児童クラブ	内野35	小見川西小学校内	40
	小見川北児童クラブ	富田800	小見川北小学校内	35
	山田児童クラブ	長岡1307-1	山田児童館内	40
	山田第2児童クラブ	長岡1307-1	山田児童館内	40
	栗源児童クラブ	岩部5025	栗源小学校内	40
私立	明照保育園学童クラブ	下小堀611-1	明照保育園内	30
	学童クラブめぐみ	佐原1921-5	佐原めぐみこども園内	40
	合計			885

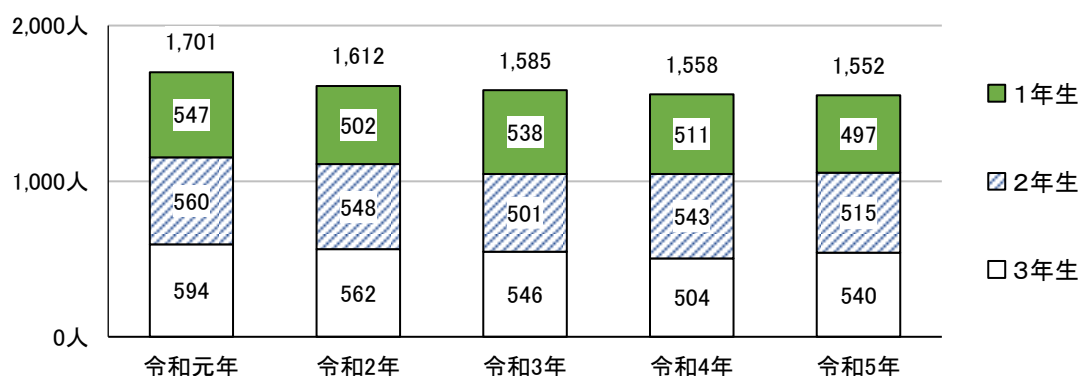
資料:子育て支援課

(6) 中学校の生徒数

本市には、中学校が7校設置されており、生徒数の合計は令和5年5月1日現在1,552人となっています。

令和元年と比べて149人減少しており、年々減少傾向となっています。

■中学校の生徒数



資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

(7) 地域子育て支援センターの状況

本市には、保育所及び認定こども園、山田児童館1館の計9か所に地域子育て支援センターが設置されています。

地域子育て支援センターは、子育て家庭の親やその子どもの交流を深め、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う施設です。

■地域子育て支援センターの状況 ※令和6年4月1日現在

名称	所在地	設置場所
おひさま	虫幡1237	清水こども園(清水寺)内
ぼのぼの	下小堀611-1	明照保育園内
なかよし	玉造二丁目4-1	たまつくり保育所内
わくわく広場	大倉5374	大倉保育所内
ほほえみ	小見川1585-2	おみがわこども園内
わいわい	内野448-1	清水こども園内
めぐみ	佐原11921-5	佐原めぐみこども園内
にこにこ	長岡1307-1	山田児童館内
グレイス	牧野67-1	佐原グレイスこども園内

資料: 子育て支援課

(8) 児童発達支援事業所等

利用回数の多い児童発達支援事業所は、市内に2か所、周辺自治体に7か所あり、障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識や技能の習得並びに集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

利用回数の多い放課後等デイサービスは、市内4か所、周辺自治体21か所で、学校通学中の障害児に対して放課後等に生活能力向上のための訓練等を行い、自立を促進するとともに、居場所づくりを行っています。

利用回数の多い障害児相談支援事業所は、市内に3か所、周辺自治体に3か所あり、障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する際の障害児支援利用計画の作成とともに、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行っています。

■児童発達支援事業所等の利用状況

種類	事業所名	所在地	児童※	デイ※
児童発達支援など	児童発達支援センターコスモスの花	仁良1194番地7	○	
	コペルプラス成田教室	富里市日吉台二丁目4-3 成田コリンズ2階206号室	○	
	ワイワイキッズLabo	富里市日吉台3の5の8スカイクリエートビル1階B号室	○	
	こどもデイサービス華	多古町染井753番地1	○	○
	第2ワイワイキッズLabo	富里市日吉台3-13-2 萩原ビル1階	○	○
	ロザリオ発達支援センターふたば保育園	旭市野中3846	○	○
	こどもサークル潮来	茨城県潮来市日の出2丁目11-14	○	
	けやき教室成田支所	成田市赤坂2-1-42ステラ赤坂102	○	
	あいりす	佐原イ3910-1	○	○
	あいので 第二教室	成田市稲荷山401-9		○
	聖ヨセフつどいの家	高萩1100-2		○
	おはなくらぶ	茨城県神栖市息栖3040-277、 3040-278		○
	菜の花会児童デイサービスセンターみにトマト	神崎町並木658番地		○
	菜の花会児童デイサービスげんき名木小	成田市名木1050		○

※「児童」は児童発達支援事業所、「デイ」は放課後等デイサービスの略

※施設の種類の毎に利用実績等がある主な施設を記載

次ページに続く

■児童発達支援事業所等の利用状況

(前ページの続き)

種類	事業所名	所在地	児童※	デイ※
児童発達支援など	あいので 第一教室	神崎町古原甲791番26号		○
	おはなくらぶ2	茨城県神栖市息栖2287		○
	放課後等デイサービスコスモスの花	仁良1194番地7		○
	デイサービスセンターひかり	多古町大高1の28		○
	児童デイサービスセンター多古新町ハウス	多古町多古2686-1		○
	児童発達支援/放課後等デイサービス Olinace成田	成田市公津の杜1丁目2-9 3階		○
	どんぐりクラブ	匝瑳市川辺7970の2		○
	こども発達支援モチモチの森	佐倉市臼井田字洲崎1221番地1		○
	アンダンテ成田	成田市不動ヶ岡2158-4マルセイビル		○
	生活クラブ風の村重心通所なりた	成田市大竹字内沼370-5		○
	あいので成田土屋教室	成田市郷部47		○
	なりほdeれみそらし	成田市並木町156-14		○
	ワイワイキッズLabo日吉台2丁目	富里市日吉台二丁目25番地33		○
	あいので佐原教室	北2-11-5		○
	ドットジュニア千葉中央第3教室	千葉市中央区本町3-6-3 メゾン本町201		○
	八日市場学園	匝瑳市安久山310-5		○
障害児相談支援	指定相談事業所コスモスの花	仁良1194番地7		
	香取障害者支援センター	高萩1100-2		
	菜の花会相談支援事業所	成田市名木511番地15		
	相談支援 あいので	神崎町古原甲791-26		
	障害者支援センター ルートデザイン	谷中519-9		
	指定特定相談支援事業所しおさいホーム	匝瑳市川辺7970番地2		

※「児童」は児童発達支援事業所、「デイ」は放課後等デイサービスの略

※施設の種類毎に利用実績等がある主な施設を記載

資料:社会福祉課

5 アンケート調査結果について

(1) アンケート調査結果について

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

■調査の対象

	調査対象者	対象者数	調査方法
1	就学前児童保護者	1,349人	・保育所(園)・認定こども園・幼稚園就園児は各所(園)を通じた配布・回収(Web回答可) ・未就園児は郵送配布・回収(Web回答可)
2	小学生保護者※	1,110人	・小学1～3年生(小学部を含めた)を対象に学校を通じた配布・回収(Web回答可)

※本調査における小学生とは、小学生・特別支援学校小学部1～3年生を指します。

■調査時期

令和6年5月

■回収状況

	対象者	配布数	回収数(内Web回答)	回収率(%)
1	就学前児童保護者	1,349人	874件(341件)	64.8%
2	小学生保護者	1,110人	835件(310件)	75.2%

■子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果抜粋

アンケート調査結果について、主だった項目を一部抜粋して掲載しています。

※調査結果について

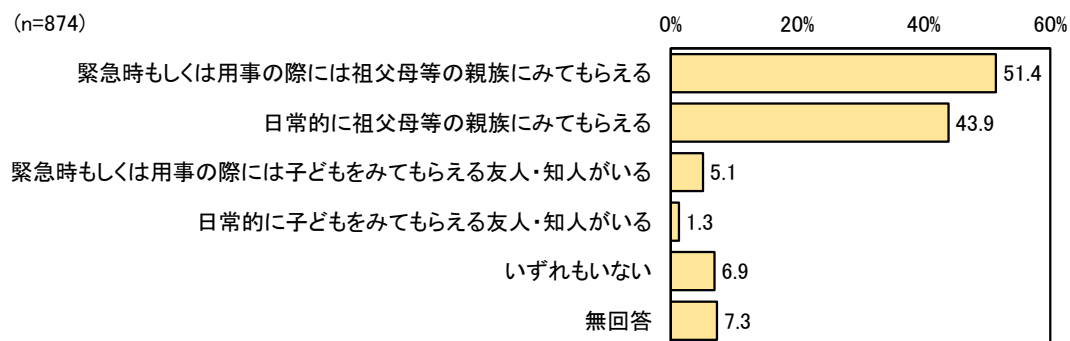
- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(2)保護者の孤立の防止

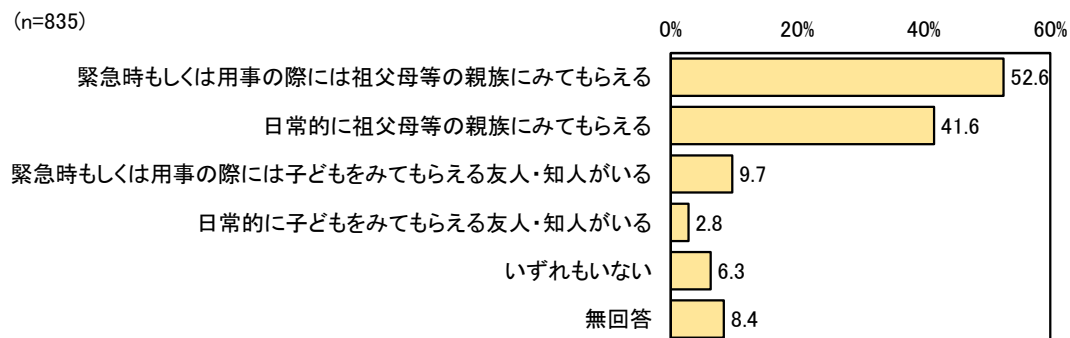
日頃子どもをみてもらえる親族・知人については、就学前保護者の6.9%、小学生保護者の6.3%が、「いずれもない」と回答しています。また、気軽に相談できる人についても、就学前保護者の5.3%、小学生保護者の5.1%が「いない」と回答しており、子育てにおける保護者の孤立を防止する取り組みが引き続き求められます。

核家族化の進展や地域社会の変化により妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。また、子どもの健やかな育ちのためには、子どもと保護者の健康の確保・増進が不可欠です。今後も妊娠・出産から切れ目のない子育て支援体制として、各施策・事業の連携強化に努めていきます。

■日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか。(就学前児童保護者調査)

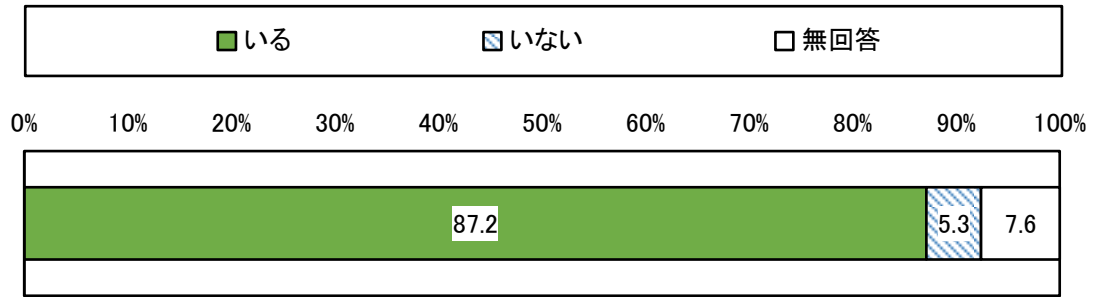


■日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか。(小学生児童保護者調査)



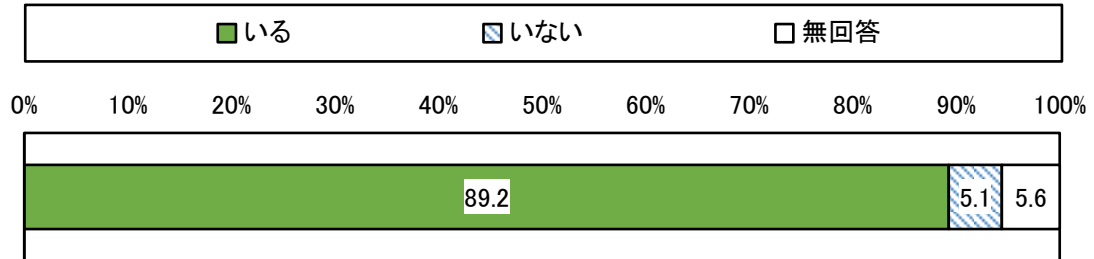
■あなたは、子育てについて気軽に相談できる人がいますか。(就学前児童保護者調査)

(n=874)



■あなたは、子育てについて気軽に相談できる人がいますか。(小学生児童保護者調査)

(n=835)

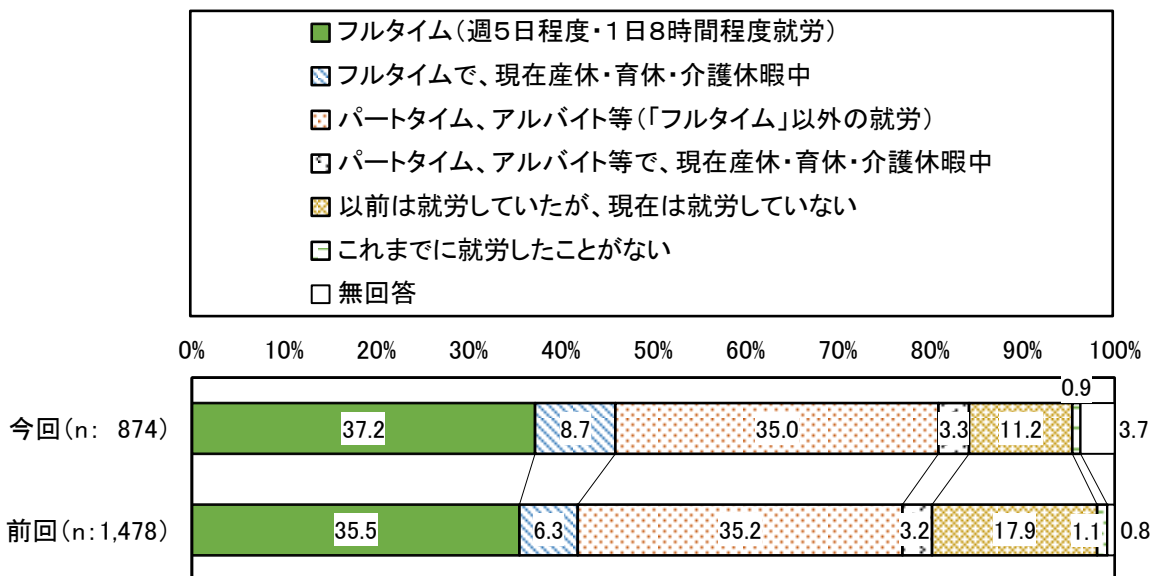


(3) 保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの増加への対応

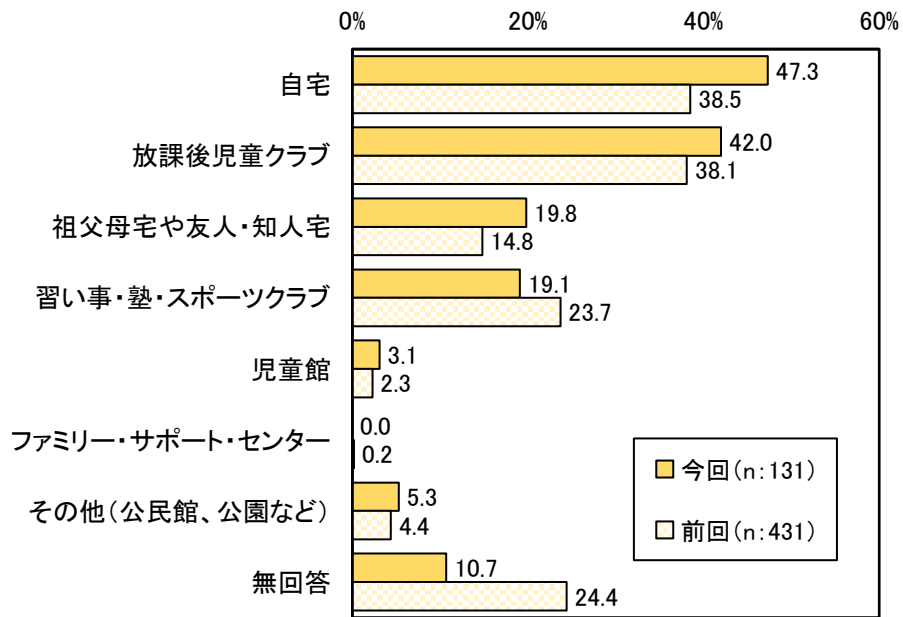
子育て中の母親の就労率が増加していることが、前回調査との比較から明らかになっており、今後もこの傾向が継続することが考えられます。こうした傾向は、就学前保育や放課後児童クラブのニーズの増加をもたらすことが考えられます。

放課後児童クラブ(低学年時)の就学前保護者の利用希望は、42.0%となっており、前回調査38.1%に比べて高くなっています。また、小学生保護者においても「放課後児童クラブ」は41.6%となっており、前回調査32.3%に比べて高くなっています。将来的な子育て支援のニーズ量を踏まえ、量の見込みに応じた供給体制の調整を図っていきます。

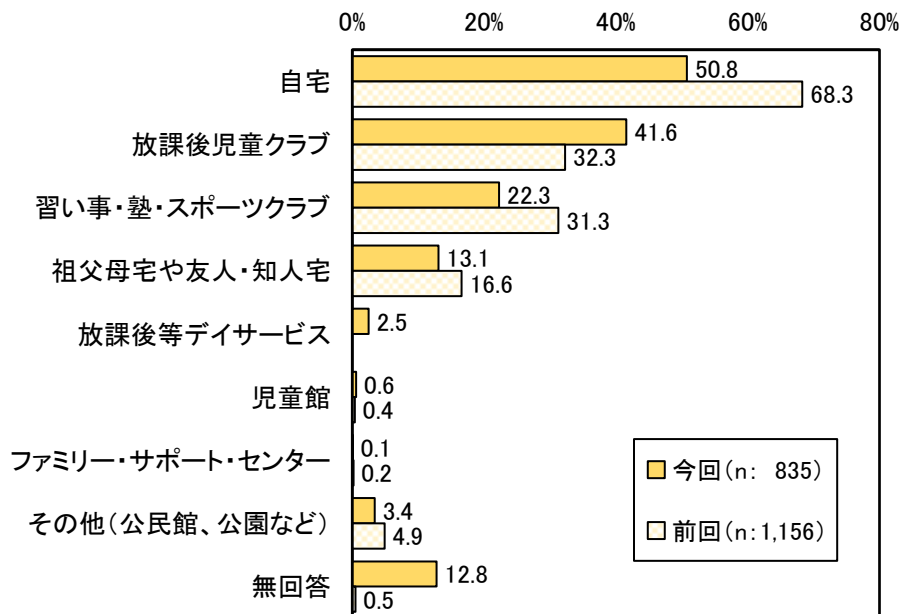
■ 母親の就労状況(就学前児童保護者調査)



■低学年時(1～3年生)に子どもを放課後過ごさせたい場所(就学前児童保護者調査)



■現在の放課後の過ごし方(小学生児童保護者調査)



(4)相談窓口の利用と認知について

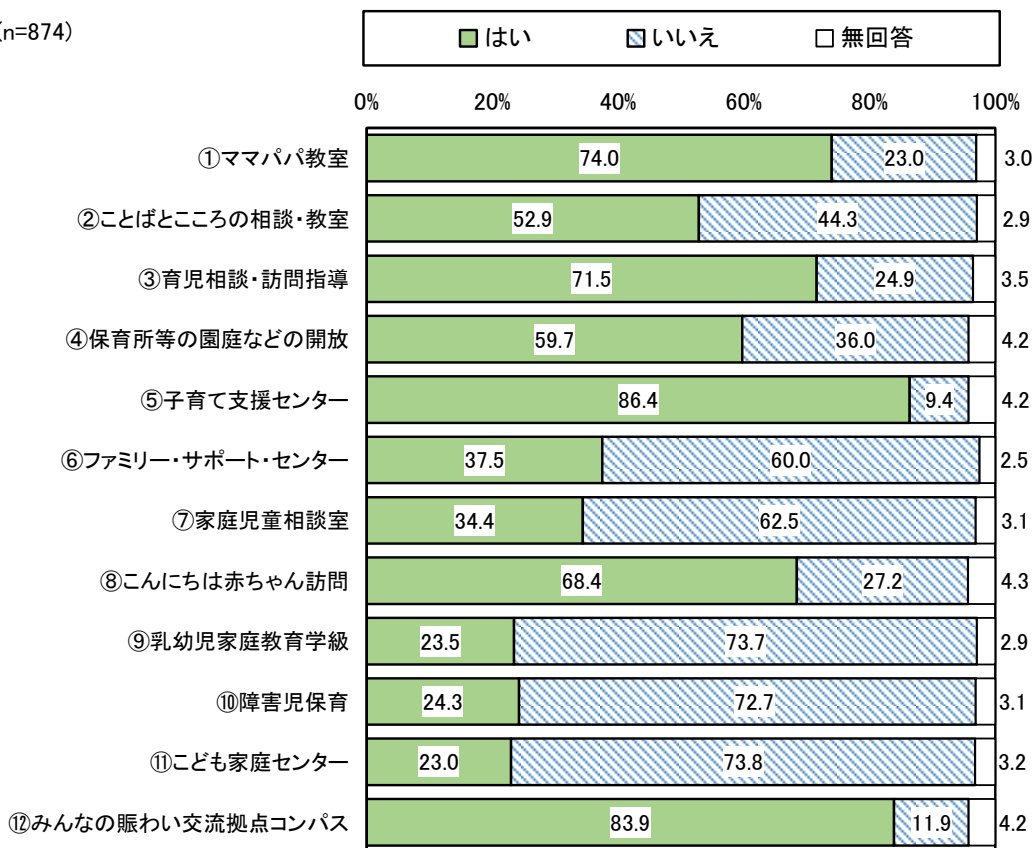
本市では安心して子育てができる環境を目指し、妊娠・出産・子育て期(18歳未満)における総合相談窓口として「こども家庭センター」を設置しています。

アンケート調査での子育て支援事業の認知度では、「こども家庭センター」という回答は就学前保護者が23.0%となっており、また、利用状況では3.1%となっています。

一方で、充実してほしい子育ての相談場所については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」が最も多く、次いで「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」、「専門的な機関が行う相談の場」となっています。今後も、相談窓口の周知を進めるとともに、相談しやすい環境づくりに努めていきます。

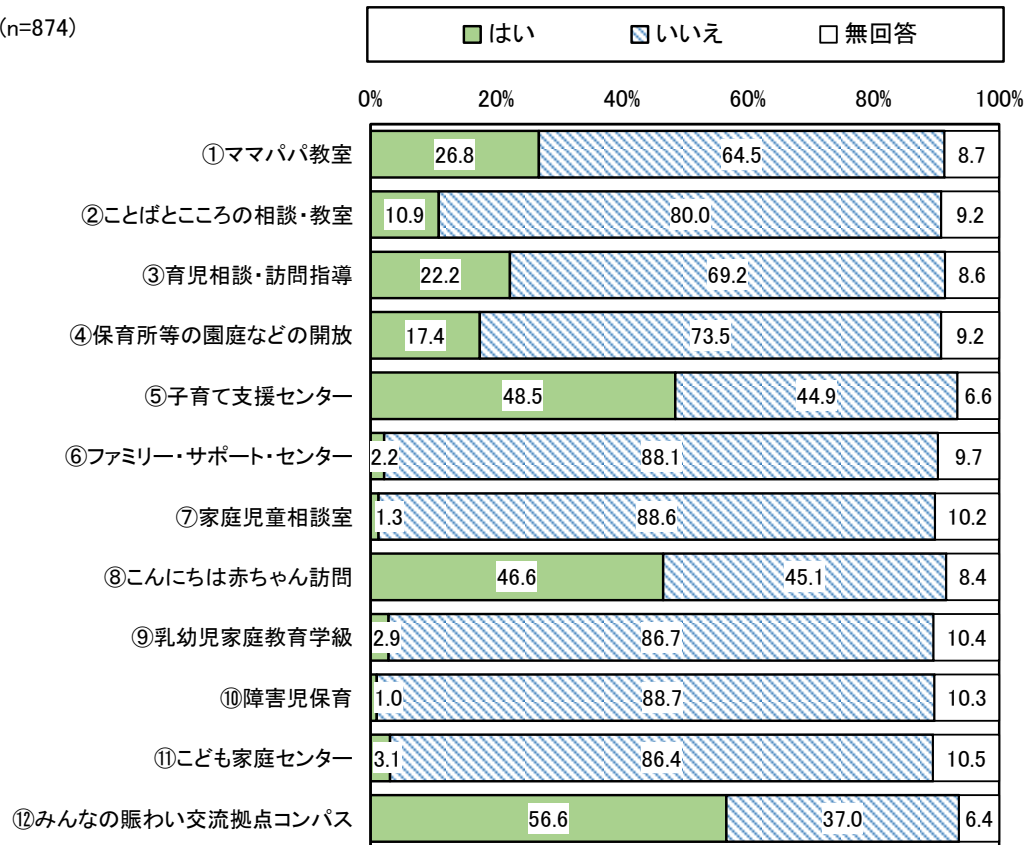
■子育て支援事業の認知度(就学前児童保護者調査)

(n=874)

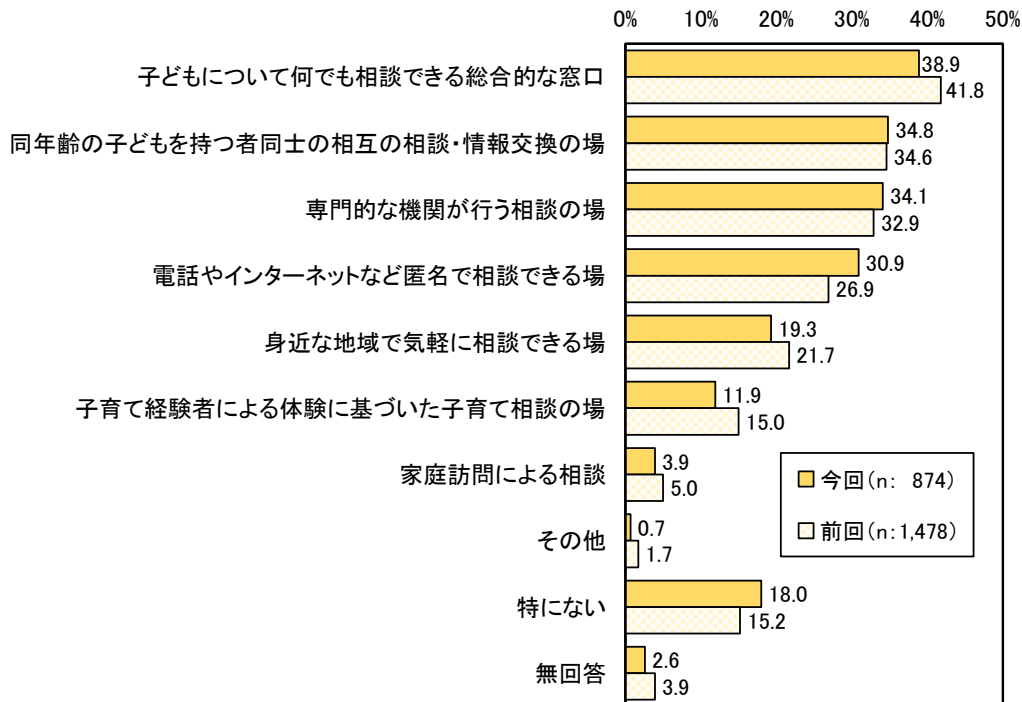


■子育て支援事業の利用状況(就学前児童保護者調査)

(n=874)



■充実してほしい子育ての相談場所(就学前児童保護者調査)

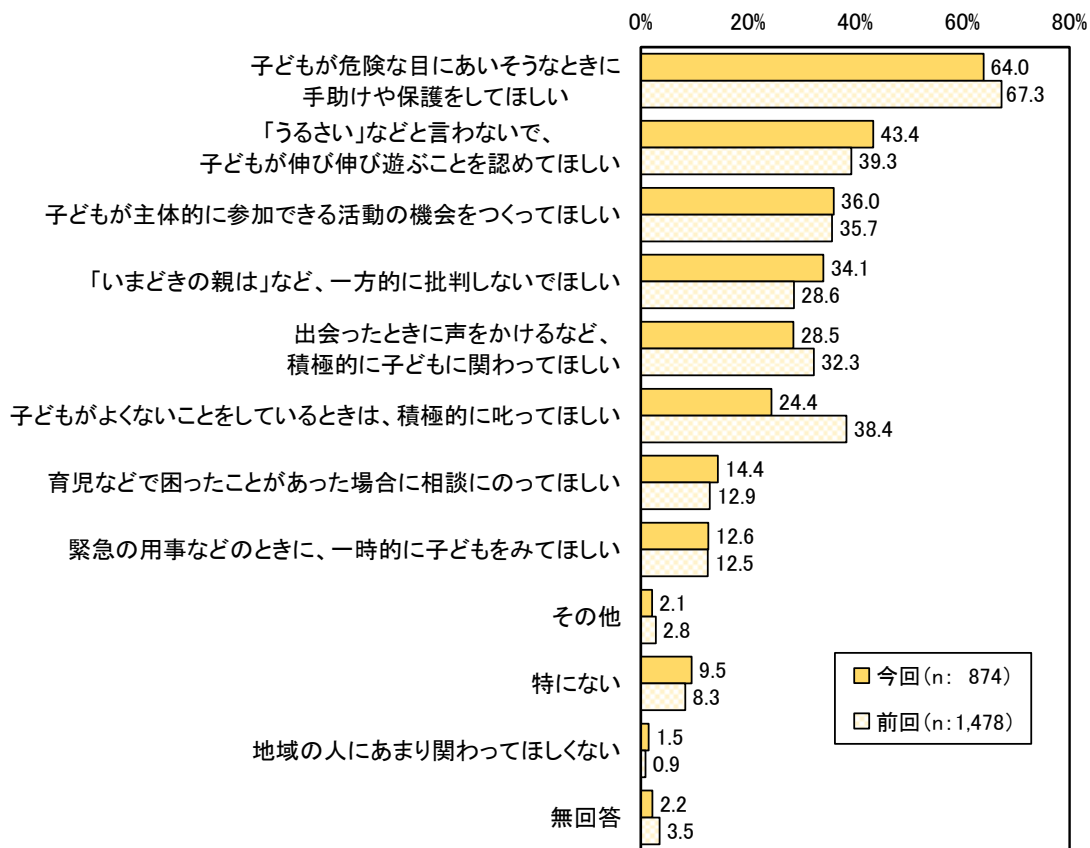


(5)社会全体で子育てを支援する環境の整備

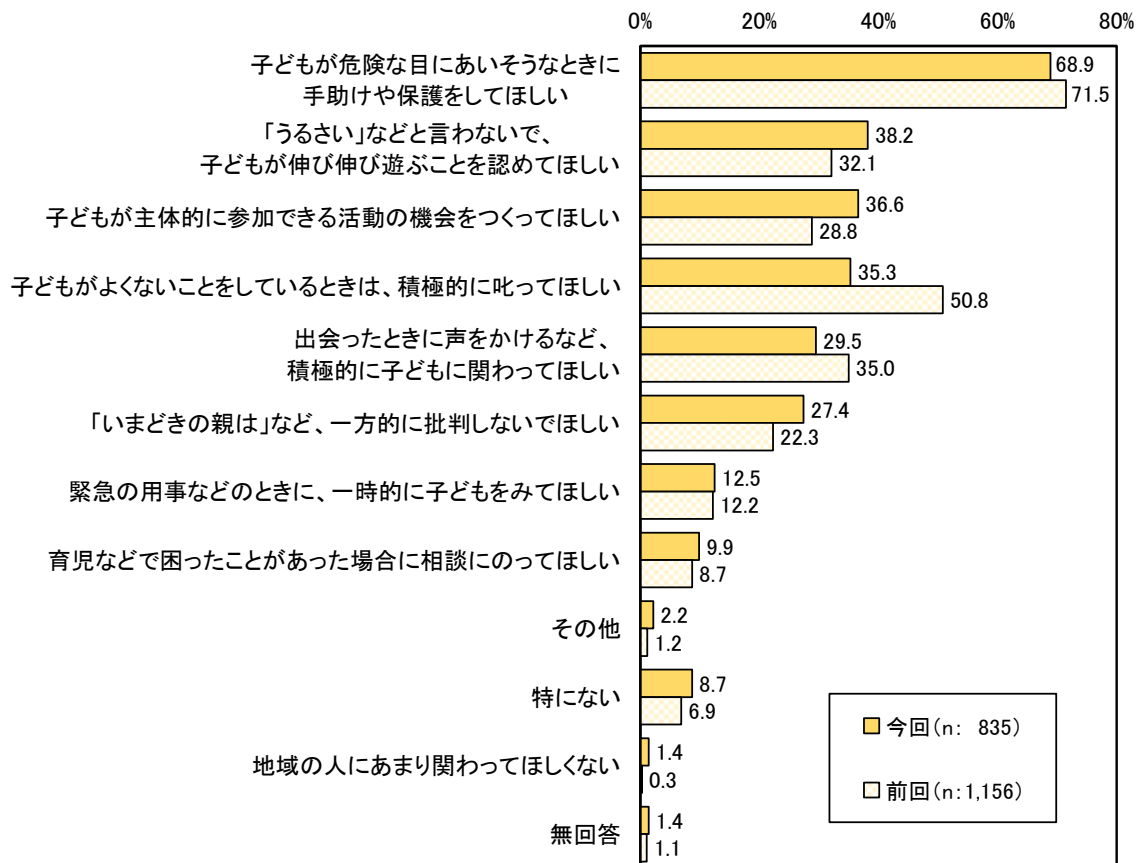
子育てをするうえで、地域の人に望むことについては、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」が最も高くなっています。次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会全体で取り組むべき課題であります。

そのため、子育て支援に取り組む団体や機関、行政などが、それぞれの取組を有機的に結びネットワーク化することで、活動をより効果的なものとし、地域全体の子育て支援機能を高めるとともに、地域住民による子育て家庭の見守りなど、地域住民が積極的に子育てに関わり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

■子育てをするうえで、地域の人に望むこと(就学前児童保護者調査)



■子育てをするうえで、地域の人に望むこと(小学生児童保護者調査)



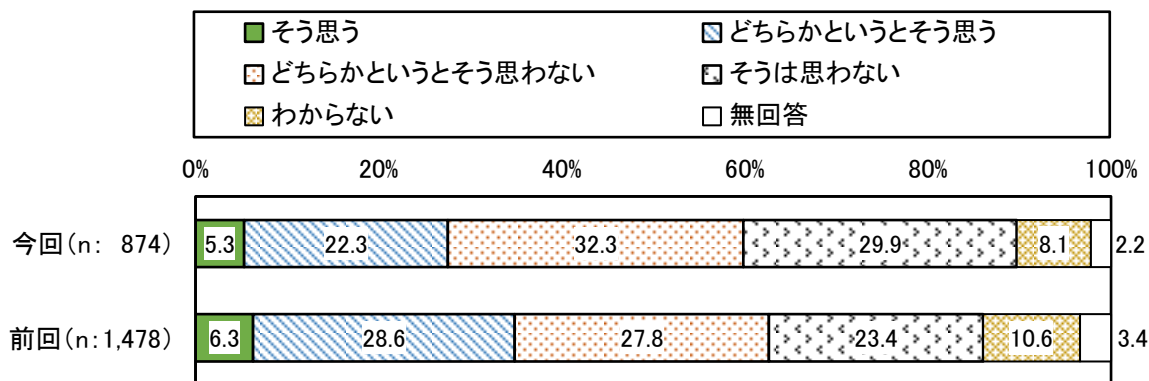
(6)子育て支援全般について

子育てのしやすさについては、就学前児童及び小学生保護者の双方とも肯定的な意見を否定的な意見が上回っており、その差は前回調査と比較して大きくなっています。

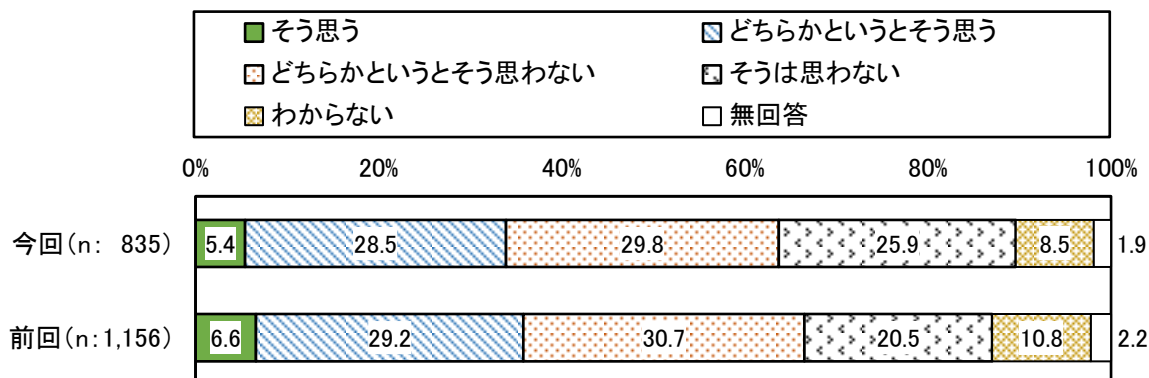
子育てしやすいまちだと思う理由は、前回同様、「自然環境がよい」、「地域の人や知人が何かと助けてくれる」などの回答が多い一方で、子育てしやすいまちだと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」、「保育サービスが不足している」、「近くに仕事が多く、仕事と子育ての両立がむずかしい」などの回答が多くなっています。

今後重要だと思う子育て支援は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「小児医療体制の充実」、「乳幼児の遊び場(公園や児童館など)の整備」、「子育てへの経済的支援の充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」などの意見が多くなっています。今後も、すべての子どもが健やかに成長し、切れ目なく安心して支援を受けることができる環境づくりに努めていきます。

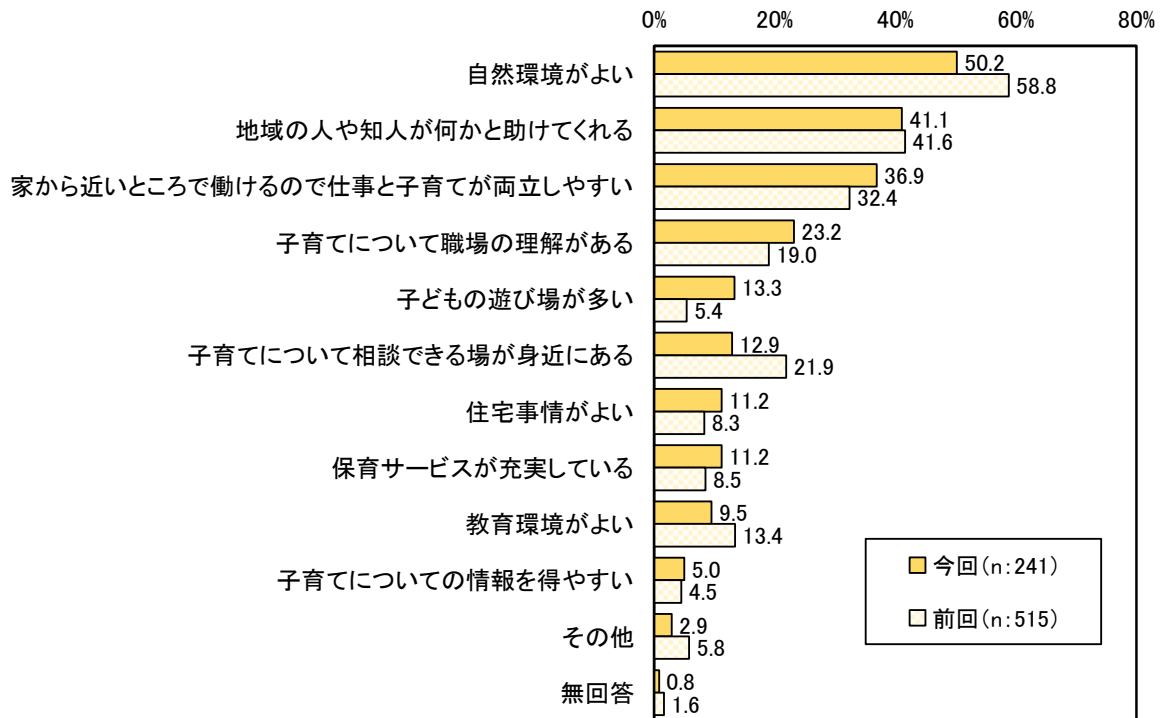
■香取市での子育てのしやすさ(就学前児童保護者調査)



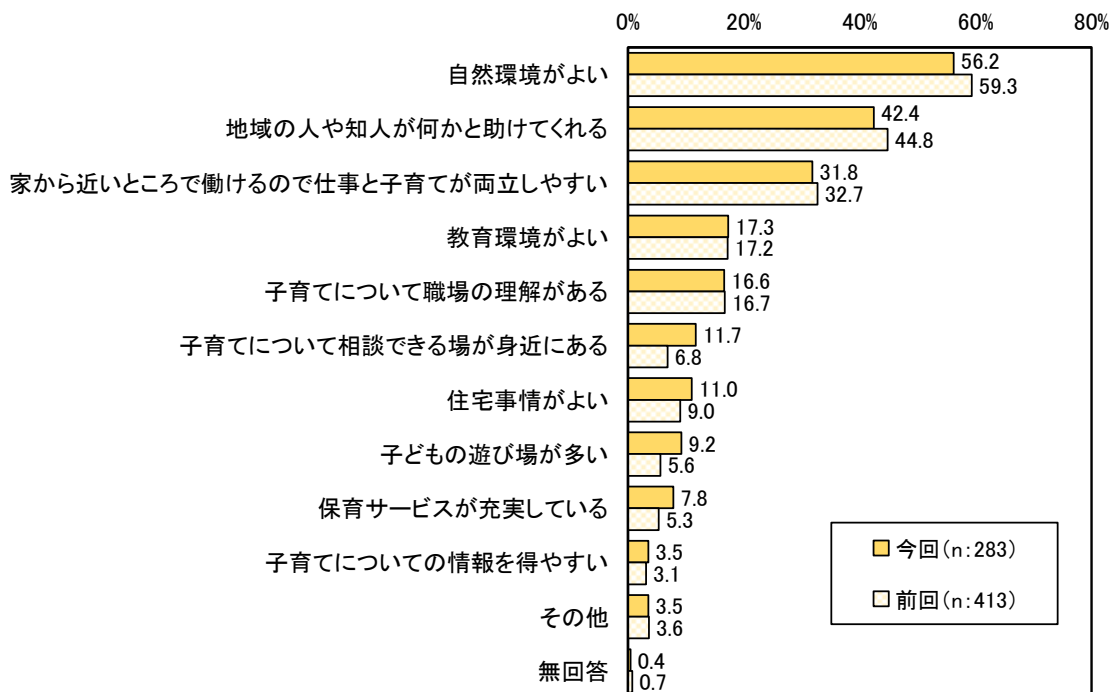
■香取市での子育てのしやすさ(小学生児童保護者調査)



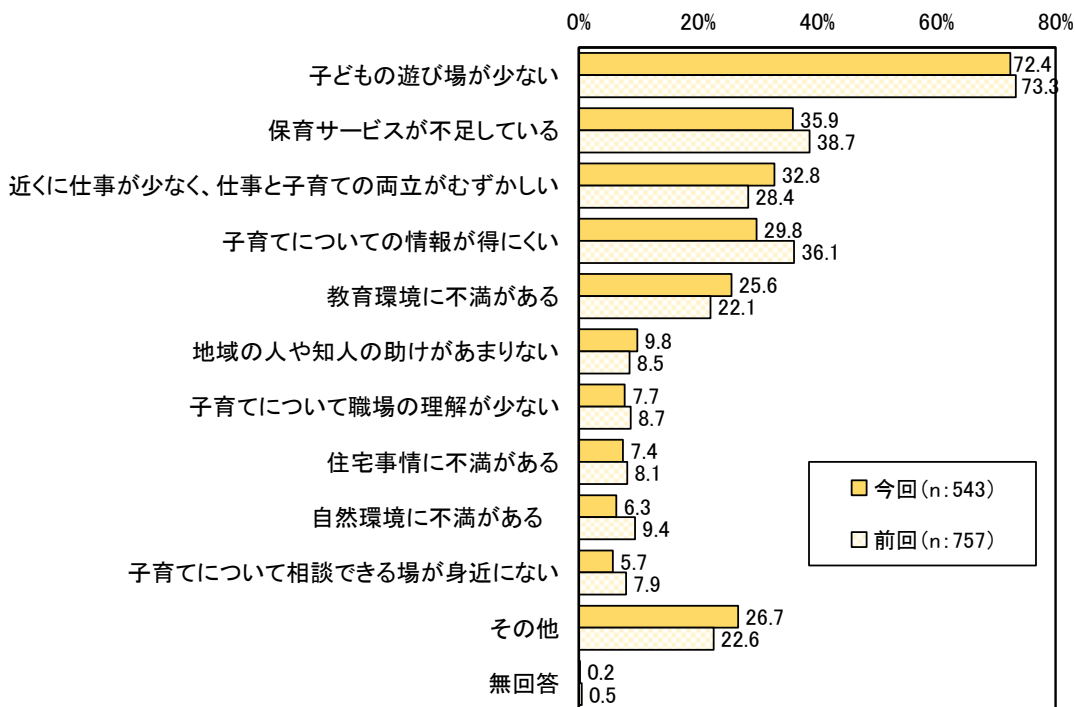
■子育てしやすいまちだと思う理由(就学前児童保護者調査)



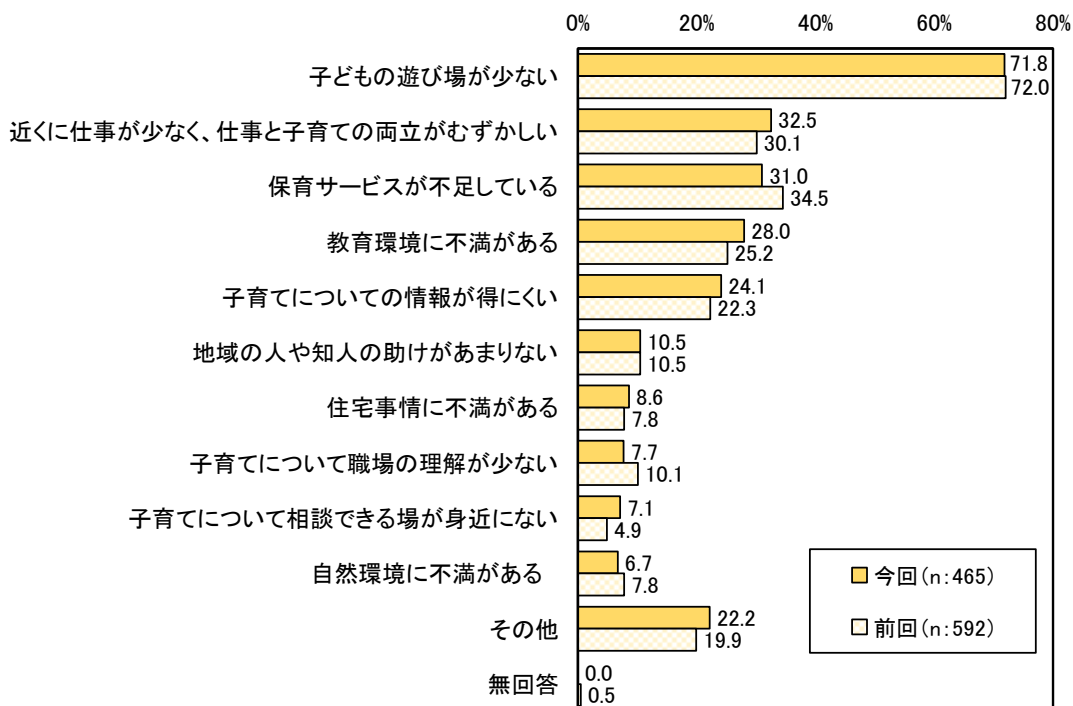
■子育てしやすいまちだと思う理由(小学生児童保護者調査)



■子育てしやすいまちだと思わない理由(就学前児童保護者調査)

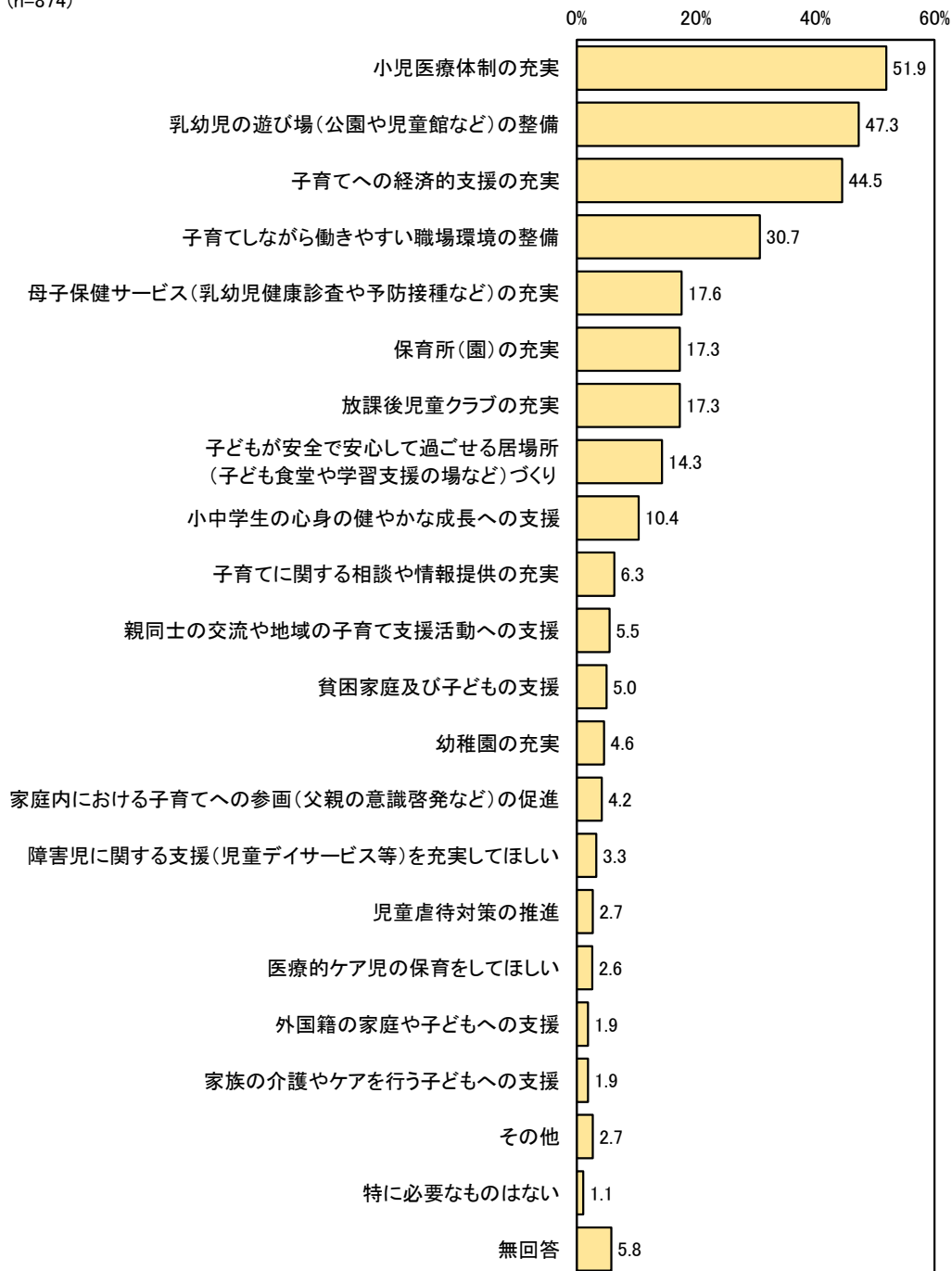


■子育てしやすいまちだと思わない理由(小学生児童保護者調査)



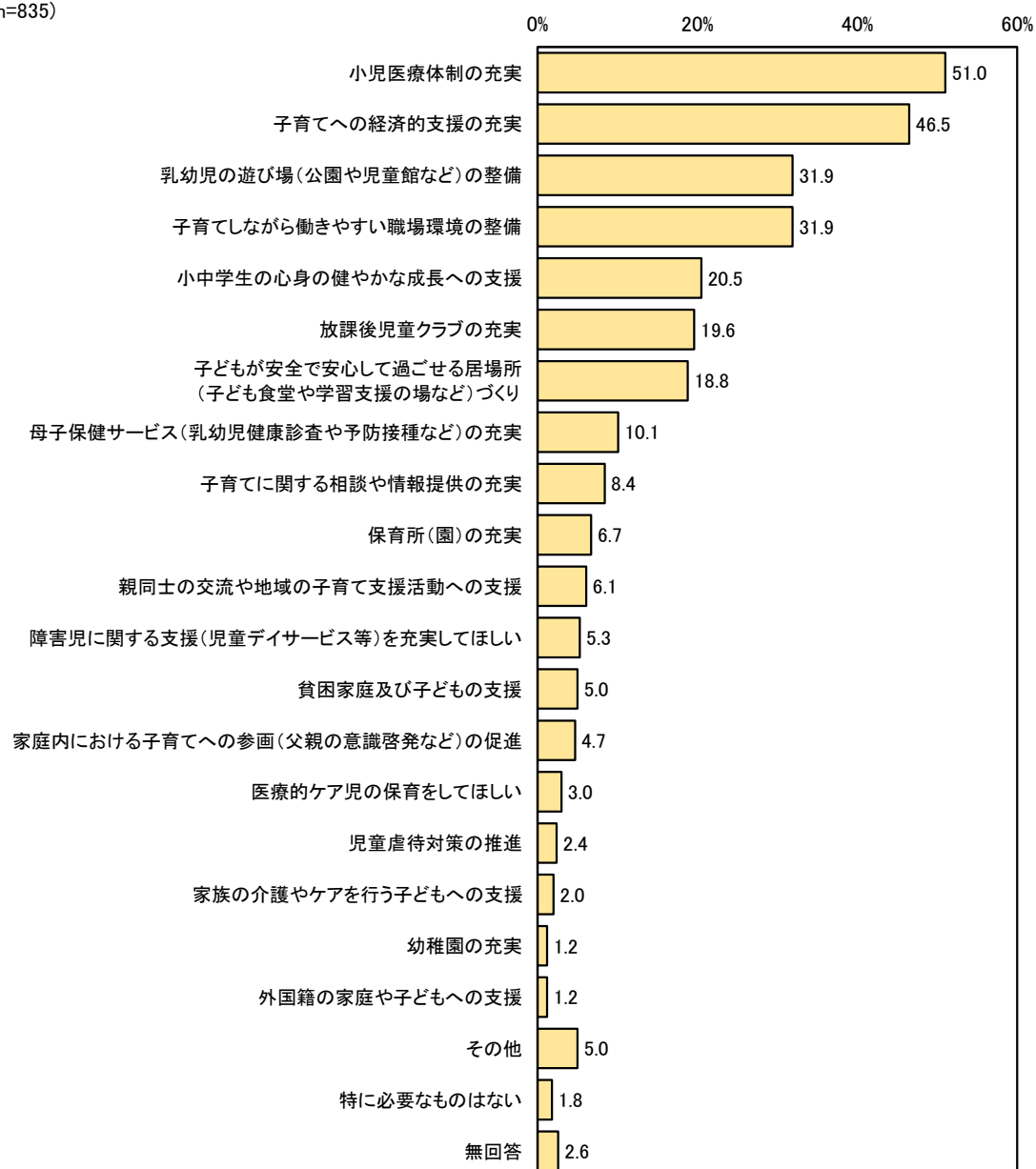
■今後重要だと思う子育て支援(就学前児童保護者調査)

(n=874)



■今後重要だと思う子育て支援(小学生児童保護者調査)

(n=835)



6 課題の整理と対応方針

本市の現状とアンケート調査の結果から見える子ども・子育て環境の変化などを踏まえて、本市における今後の子ども・子育て支援に関する課題とその対応については次のとおりです。

(1) 子ども・子育てを支援する地域づくり

① 少子化対策・子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

本市では、直近の出生数が220人から260人前後で推移しており、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響しており、本市の婚姻率は減少傾向で推移し、千葉県婚姻率を下回っています。また、女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯が増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していくことが予測されます。

少子化の進行を防ぐための取組として、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実に加え、子ども・若者に係る施策を総合的かつ長期的な視点に立って推進し、市民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた支援が重要です。

そのためにも、包括的な切れ目のない支援として妊娠初期から子育て期にわたって、ライフステージに応じた各種サービスの利用や相談に応じるなど、一人ひとりが抱える不安に寄り添った支援を行い、安心して産み育てられる環境整備に取り組めます。また、結婚に対する多様な価値観を尊重しつつも、結婚・子育てを希望する方が将来の展望を前向きに捉えることができるよう、結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援についても推進していきます。

子育てと仕事の両立に向けた取組については、子育て家庭において、依然として男性が育児休業を取得する割合が低い状況であり、職場での働き方改革などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があることから、仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていきます。また、子育て世代の活躍や子育てしながら働きやすい環境を整備していくためにも、各種企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校などと一緒に、社会全体で取り組みます。

②地域における教育・保育と子どもの遊び場等の持続可能な供給体制の確保

本市における18歳未満の児童数は過去5年間で1,337人減少しており、計画期間である令和7年度から11年度までも減少傾向で推移していくことが予測され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用者数も将来的に減少していくことが見込まれます。その一方で、家庭環境の変化等により、保育所(園)等や放課後児童クラブの利用ニーズの増加が予想されます。

これらのことから、将来的な子育て支援のニーズ量を踏まえ、それに応じた供給体制について、計画的に調整を図っていくことが必要です。

本市の保育所(園)、認定こども園の数は、千葉県内の人口規模が同程度の市では13園から15園であるのに対し、19園と多い状況であるのに加え、放課後児童クラブの待機児童数についても、県内平均22.7人と比較(令和5年5月1日時点)すると市内待機児童数が2人と少なく、利便性が高いことが特色です。このような特色を生かし、今後も社会情勢の変化を見極め、地域に根差したきめ細かな教育・保育のサービス提供体制の確保に努めるとともに、子どもの遊び場の整備についても、時代に即した合理化等を進め、持続可能なサービス供給体制の確保に努めます。

(2)妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

①子どもたちの健やかな成長を守るため、子育て支援ネットワーク等を充実

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、子どもの虐待、いじめや不登校、就学及び就職していない子ども、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども、社会的参加を回避し家庭に留まり続けている子ども、生きづらさを感じたり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもなど、社会的要因が多様化していることで、子どもや保護者が置かれている環境も複雑化・複合化している状況です。

あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える子どもや保護者一人ひとりの状況や程度に応じ、当事者の視点に立った支援を弾力的に行えるよう、きめ細かな対応が求められています。

本市では、こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター)を早期に設置し、子ども家庭支援員や保健師等がそれぞれの専門性に応じた包括的な相談支援を行うことで、児童虐待に繋がる可能性のある小さな変化や問題に迅速に対応しています。また、妊娠や出産、乳幼児期の子育てにおいて、健診や訪問、予防接種など、切れ目のない保健対策を行い、母子の健康保持を推進するほか、安心して子育てが行えるよう、地域医療体制の確保に努めます。

すべての子どもたちの健やかな成長を守るため、本市の魅力である自然環境や地域からの手助けを十分に活用し、子育ての孤立化や複雑化・複合化した諸問題に適切に対応するため、今後も、子どもや保護者に対する相談体制や支援体制(子育て支援ネットワーク)を充実させ、未然の防止に努めていきます。さらに、保育サービスや子育てに関連する情報発信については、WebやSNS等の活用を進めることで、支援策を当事者に対し直接的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。

(3) 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組

① 経済的、精神的な支援と子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進

子育てをめぐる家庭や家族の環境は、障害、虐待、外国につながる家庭など様々であるため、家庭や家族の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保など、経済的、精神的な支援策を充実させ、総合的に自立の支援をしていくことが求められています。また、ひとり親の家庭など身近に頼れる人がいない状況や子どもの貧困など、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、負担の軽減につながる給付や個別の状況に応じた当事者に寄り添う支援が必要です。

これらのことから、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりを持って子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、幼児教育、保育、給食費等の無償化や就学支援、医療費、その他生活費に関する経済的支援等を行い、子育て世帯の負担を軽減する取組を進めていきます。

さらには、家庭や家族における環境は様々であっても、次代を担うすべての子どもたちが誰一人取り残されることなく、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現するため、本市の魅力である自然環境や地域からの手助けを十分に活用し、子どもの最善利益の優先考慮と合理的配慮を含んだ取組を進めていきます。

そのためにも、子どもたちの自らの意見が十分に聞かれ、自らによって社会に影響と変化をもたらす経験が社会の一員としての主体性を高め、次代の担い手の育成に資することが期待されることから、子どもを「将来を担う」存在だけでなく、「いまを生きる市民」として捉え、その意見を聞きながら、ともに社会を創るパートナーという意識を広く社会全体で共有していきます。また、こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもたちの意見表明と社会参画、多様な声を施策に反映させる環境整備に取り組めます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第2期香取市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取」を基本理念に掲げ、社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていきける温かいまちづくりを目指してきました。また、「第2次 香取市総合計画 後期基本計画」の第5章5節大綱3-4「こども家庭・子育て」において、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが、健やかに笑顔で生活できるまちを目指し、各種サービスの充実や関係機関との連携強化を図っています。

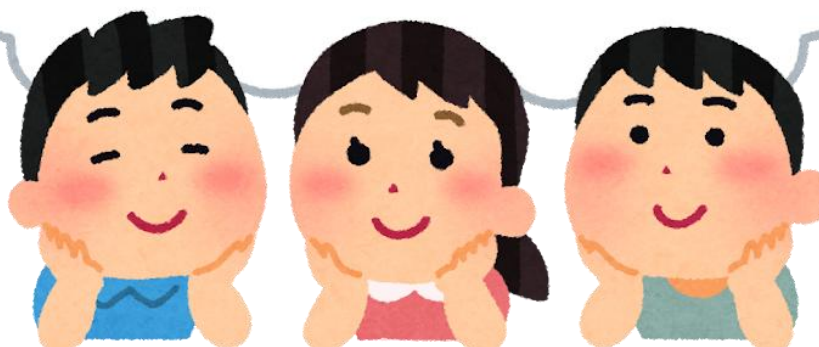
さらに、国のこども大綱では、すべての子どもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、家庭や家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもについても、心身ともに健やかに育成されることへの支援が重要となります。本市の魅力である自然環境や地域からの手助けを十分に活用し、子どもの最善の利益が優先考慮され、合理的配慮を含んだ取組を進めていくことが重要です。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏襲し、「こどもまんなか！ 輝く笑顔 地域で支える子育てのまち 香取」を掲げ、地域社会全体で子どもを支援し、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、未来に希望をもって健やかに育つことができる香取市を目指します。

【基本理念】

こどもまんなか！

輝く笑顔 地域で支える子育てのまち 香取



2 施策の基本的視点

本計画の策定にあたっては、4つの基本的視点を取り入れ、すべての子ども、妊婦、子育て当事者・地域・社会それぞれの視点を考慮した事業を推進し、より良い環境づくりに努めます。

1 「子ども」の視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。また、子どもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利をもっていることを踏まえた上で、一人ひとりの個性を大切にし、子ども自身が持つ自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。子ども自らも社会の一員であり、思いや願いをもつ地域(香取市)の一員であることの視点に立って取り組みます。

2 「親(保護者)」の視点

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。しかしながら、はじめから立派な親(保護者)などおらず、「育児は育自、子育ては自分育て」といわれます。

そのため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、家庭や家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう支援することで、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての自覚と責任によって小さな社会である家庭や家族の基盤をつくり、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した家庭における子育て力を高めます。

3 「すべての子どもと家庭への支援」の視点

子どもは生まれながらにして権利の主体であると同時に、すべての子どもは、相互に人格と個性を尊重されながら、差別なく平等に扱われ、自由で多様な選択や挑戦ができる環境でなければなりません。本市の魅力である自然環境や地域からの手助けを十分に活用し、個人の問題として捉えずに身近な大人が地域ぐるみで支援し、誰一人取り残さず、子どもも親も、また、まわりの市民までもが輝く笑顔で、幸せに成長していける包括的な環境と「香取市に住み続けたい」地域づくりを進めます。

4 「切れ目のない支援」の視点

子どもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、将来の社会の発展を担っていきます。子どもの現在から、幸せな未来を志向し、将来の豊かな育ちを保証していくため、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から子どもと家庭を支援します。また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てることができ、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる環境(切れ目なく循環する社会・環境)を実現します。

3 計画の体系図

『こどもまんなか！輝く笑顔 地域で支える子育てのまち 香取』の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。また、国の「放課後児童対策パッケージ」、「こども未来戦略」の方針に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を提供するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。本章では、これらの事業計画について示します。

行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

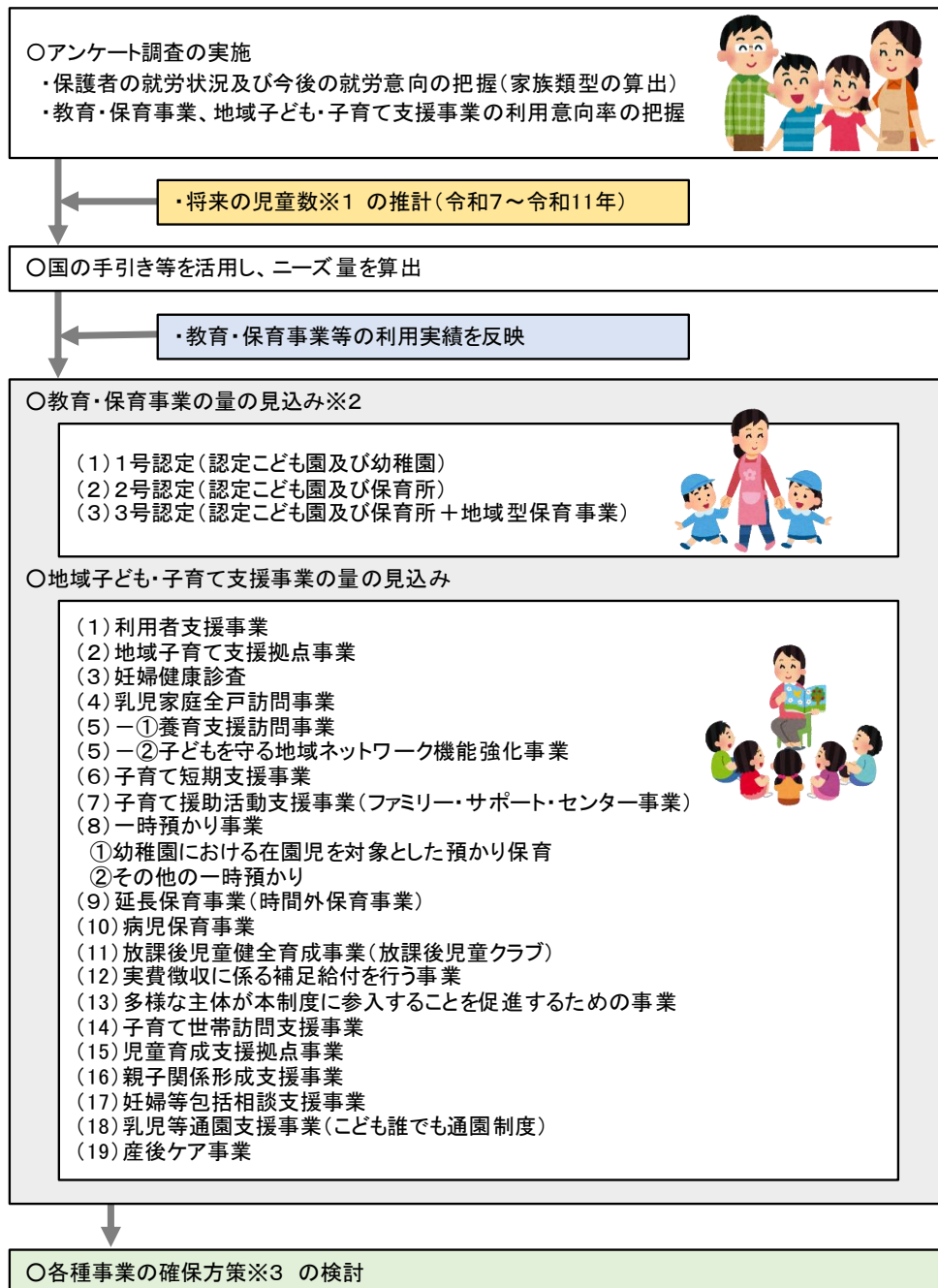


(1) 量の見込みの推計と確保方策の設定の流れ

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは、以下のとおりです。

各事業の量の見込みの算出に当たっては、国の手引きによる利用意向を基本としながらも、第2期計画における実績や本市におけるサービスの提供状況を勘案しながら量の見込みを算出します。

■ 量の見込みと確保方策の設定



※1 将来の児童数：令和7年から令和11年までの本計画の対象となる推計児童数。

※2 量の見込み：本市で実施したアンケート調査や本市の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

※3 確保方策：量の見込み（必要事業量）に対して計画する確保の量や内容のこと。

(2)教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。市の変遷や地理的条件、教育・保育施設の整備状況等を踏まえて、幼児期の教育・保育(子どものための教育・保育給付)のうち、2号認定及び3号認定並びに地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業については、「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域を設定します。

その他の事業については、市全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めます。

■本市の教育・保育提供区域 ※(12)(13)については、区域設定の対象でないため除く

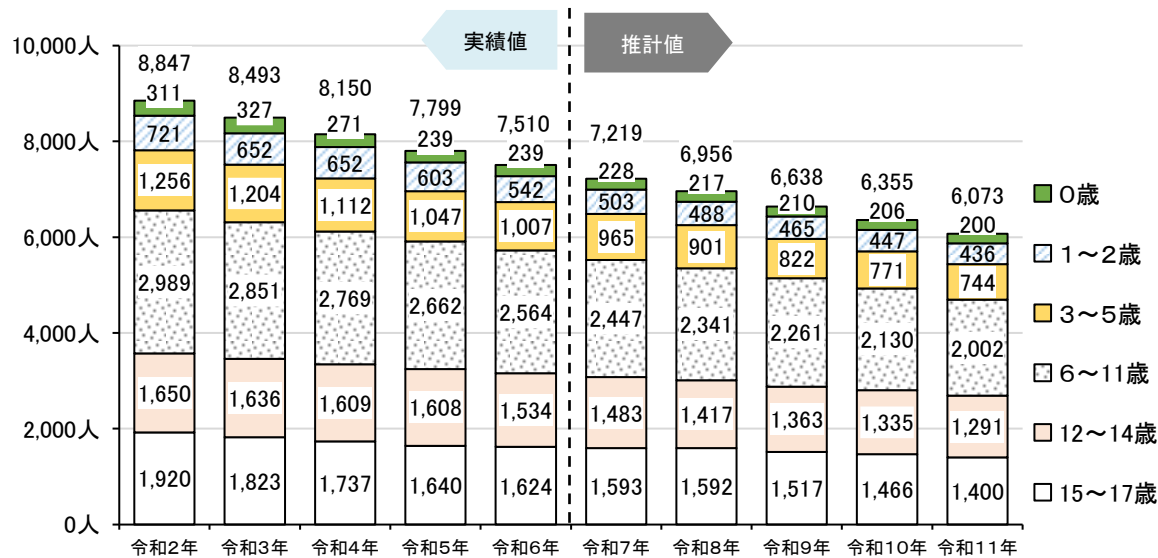
事業及び対象年齢等			教育・保育提供区域
教育・保育給付 子どものための	(1)1号認定	3～5歳	市全体を1つの区域
	(2)2号認定	3～5歳	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域
	(3)3号認定	0歳、1歳、2歳	
地域子ども・子育て支援事業	(1)利用者支援事業	子ども、保護者、妊婦	市全体を1つの区域
	(2)地域子育て支援拠点事業	0～5歳 保護者	
	(3)妊婦健康診査	妊婦	
	(4)乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	(5)－①養育支援訪問事業	子ども、保護者、妊婦	
	(5)－②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	(6)子育て短期支援事業	子ども、保護者	
	(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 小学1～3年生	
	(8)一時預かり事業 ①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ②その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	(9)延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳	
	(10)病児保育事業	0～5歳、 小学1～6年生	
	(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～6年生	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域
	(14)子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童、その保護者、特定妊婦等	市全体を1つの区域
	(15)児童育成支援拠点事業	主に学齢期の児童及びその保護者	
	(16)親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童、その保護者、特定妊婦等	
	(17)妊婦等包括相談支援事業	妊婦	
	(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所(園)及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども	
	(19)産後ケア事業	出産後1年以内の母子	

(3)将来の児童数の推計について

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いてコーホート変化率法※により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

18歳未満の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和6年の7,510人から令和11年には6,073人となり、1,437人の減少が見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※コーホート変化率法:各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○児童人口の推計(量の見込みの対象となる児童数)

【市全体】

(単位:人)

区分	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	239	228	217	210	206	200
1～2歳	542	503	488	465	447	436
3～5歳	1,007	965	901	822	771	744
6～11歳	2,564	2,447	2,341	2,261	2,130	2,002
12～14歳	1,534	1,483	1,417	1,363	1,335	1,291
15～17歳	1,624	1,593	1,592	1,517	1,466	1,400
合計	7,510	7,219	6,956	6,638	6,355	6,073

※実績は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数

■地区別児童人口の推計※実績は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数（単位：人）

佐原地区	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	138	132	125	121	119	115
1～2歳	304	282	273	261	251	244
3～5歳	541	518	484	442	414	400
6～11歳	1,348	1,286	1,231	1,189	1,120	1,053
12～14歳	776	750	717	689	675	653
15～17歳	854	838	837	798	771	736
合計	3,961	3,806	3,667	3,500	3,350	3,201

小見川地区	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	64	61	58	57	55	54
1～2歳	174	161	157	149	143	140
3～5歳	311	298	279	254	238	230
6～11歳	792	756	723	698	658	618
12～14歳	497	481	459	442	433	419
15～17歳	508	498	498	475	459	438
合計	2,346	2,255	2,174	2,075	1,986	1,899

山田地区	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	22	21	20	19	19	18
1～2歳	41	38	37	35	34	33
3～5歳	102	98	91	83	78	75
6～11歳	288	275	263	254	239	225
12～14歳	180	174	166	160	157	151
15～17歳	198	194	194	184	178	171
合計	831	800	771	735	705	673

栗源地区	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	15	14	14	13	13	13
1～2歳	23	22	21	20	19	19
3～5歳	53	51	47	43	41	39
6～11歳	136	130	124	120	113	106
12～14歳	81	78	75	72	70	68
15～17歳	64	63	63	60	58	55
合計	372	358	344	328	314	300

1—1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育(子どものための教育・保育給付)について「量の見込み」と「確保方策(提供体制の確保の内容)」を設定します。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

		計画年度	
		令和7年度	令和8年度
量の見込み： 将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度の量の見込み（需要量）を表示	量の見込み	149	141
	確保方策	250	250
確保方策： 現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類毎の提供可能な確保方策（供給量）を表示	特定教育・保育施設	150	150
	私学助成を受ける幼稚園	100	100
確保方策から量の見込みを引いて算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量）	過不足	101	109

(1)認定こども園及び幼稚園(1号認定)

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所(園)と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設」、「私学助成を受ける幼稚園」の2種類となります。

【現状】

本市では、認定こども園7か所及び幼稚園1か所が、特定教育・保育施設として実施しています。また、私立幼稚園1か所が、私学助成により幼児教育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	197	183	165	161	130
確保方策	323	343	343	270	238
特定教育・ 保育施設	173	193	193	120	138
私学助成を 受ける幼稚園	150	150	150	150	100
過不足	126	160	178	109	108

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の幼稚園等により必要な量の見込みは確保できる見込みです。

幼児教育を希望する2号認定については、特例施設型給付により標準時間の教育を提供することとし、そのために必要な量の見込みは市内の幼稚園等により確保できる見込みです。さらに、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定 員総数)	119	111	101	95	92
確保方策	150	150	150	140	140
特定教育・ 保育施設	100	100	100	100	100
私学助成を 受ける幼稚園	50	50	50	40	40
過不足	31	39	49	45	48

(2)認定こども園及び認可保育所、認可外保育施設(2号認定)

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳以上の子どもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設(保育所(園)・認定こども園)」、「認可外保育施設(新制度に移行せず、現行制度で運営)」の2事業があります。

【現状】

本市では、認可保育所(園)11か所、認定こども園7か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	1,030	1,001	925	890	862
確保方策	1,121	1,099	1,067	985	943
特定教育・ 保育施設	1,121	1,099	1,067	985	943
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	91	98	142	95	81

【量の見込みと確保方策】

市内保育所(園)、認定こども園の利用定員(千葉県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定 員総数)	835	780	711	667	644
確保方策	900	850	800	750	750
特定教育・ 保育施設	900	850	800	750	750
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	65	70	89	83	106

○区域別の見込み

(単位:人)

佐原地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	448	434	405	370	347	335
確保方策	470	470	445	400	370	370
特定教育・ 保育施設	470	470	445	400	370	370
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	22	36	40	30	23	35

小見川地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	279	270	252	230	216	208
確保方策	292	285	260	255	235	235
特定教育・ 保育施設	292	285	260	255	235	235
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	13	15	8	25	19	27

山田地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	96	93	87	79	74	72
確保方策	101	93	93	93	93	93
特定教育・ 保育施設	101	93	93	93	93	93
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	5	0	6	14	19	21

栗源地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39	38	36	32	30	29
確保方策	80	52	52	52	52	52
特定教育・ 保育施設	80	52	52	52	52	52
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	41	14	16	20	22	23

(3)認定こども園及び認可保育所、特定地域型保育事業、認可外保育施設(3号認定)

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳未満の子どもの保育を行うものです。なお、「特定地域型保育事業」は、0歳から2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

【現状】

本市では、認可保育所11か所、認定こども園7か所、小規模保育所1か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

市内保育所(園)、認定こども園の利用定員(千葉県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員)を設定しました。

①0歳児**【現状】**

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	106	110	82	91	99
確保方策	106	110	91	91	99
特定教育・ 保育施設	101	105	86	86	94
特定地域型 保育事業	5	5	5	5	5
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	9	0	0

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定 員総数)	100	95	92	90	88
確保方策	120	115	112	110	110
特定教育・ 保育施設	115	110	107	105	105
特定地域型 保育事業	5	5	5	5	5
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	20	20	20	20	22

○区域別の見込み(0歳児)

(単位:人)

佐原地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	51	48	46	45	44
確保方策	50	56	53	51	50	50
特定教育・ 保育施設	45	51	48	46	45	45
特定地域型 保育事業	5	5	5	5	5	5
過不足	0	5	5	5	5	6

小見川地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	27	27	26	25	25	24
確保方策	29	32	31	30	30	30
特定教育・ 保育施設	29	32	31	30	30	30
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
過不足	2	5	5	5	5	6

山田地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	18	18	17	17
確保方策	19	24	23	23	22	22
特定教育・ 保育施設	19	24	23	23	22	22
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
過不足	0	5	5	5	5	5

栗源地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3	3
確保方策	3	8	8	8	8	8
特定教育・ 保育施設	3	8	8	8	8	8
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
過不足	0	5	5	5	5	5

②1歳児

【現状】

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	185	208	209	189	171
確保方策	232	232	230	225	220
特定教育・ 保育施設	225	225	223	218	213
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	7
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	47	24	21	36	49

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定 員総数)	171	167	162	160	160
確保方策	207	207	207	207	207
特定教育・ 保育施設	200	200	200	200	200
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	7
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	36	40	45	47	47

○区域別の見込み(1歳児)

(単位:人)

佐原地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	95	95	93	90	89	89
確保方策	119	115	115	115	115	115
特定教育・ 保育施設	112	108	108	108	108	108
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	7	7
過不足	24	20	22	25	26	26

小見川地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	59	57	56	56
確保方策	70	68	68	68	68	68
特定教育・ 保育施設	70	68	68	68	68	68
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	10	8	9	11	12	12

山田地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14	14	13	13	13	13
確保方策	18	17	17	17	17	17
特定教育・ 保育施設	18	17	17	17	17	17
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	4	3	4	4	4	4

栗源地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2	2
確保方策	13	7	7	7	7	7
特定教育・ 保育施設	13	7	7	7	7	7
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	11	5	5	5	5	5

③2歳児

【現状】

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	281	243	234	250	211
確保方策	281	260	259	241	250
特定教育・ 保育施設	274	253	252	234	243
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	7
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	17	25	9	39

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定 員総数)	196	193	184	176	171
確保方策	265	265	265	265	265
特定教育・ 保育施設	258	258	258	258	258
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	7
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	69	72	81	89	94

○区域別の見込み(2歳児)

(単位:人)

佐原地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	117	109	107	102	99	95
確保方策	130	140	140	140	140	140
特定教育・ 保育施設	123	133	133	133	133	133
特定地域型 保育事業	7	7	7	7	7	7
過不足	13	31	33	38	41	45

小見川地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	64	59	59	56	53	52
確保方策	85	85	85	85	85	85
特定教育・ 保育施設	85	85	85	85	85	85
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
過不足	21	26	26	29	32	33

山田地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21	20	19	18	17	17
確保方策	22	27	27	27	27	27
特定教育・ 保育施設	22	27	27	27	27	27
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
過不足	1	7	8	9	10	10

栗源地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9	8	8	8	7	7
確保方策	13	13	13	13	13	13
特定教育・ 保育施設	13	13	13	13	13	13
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
過不足	4	5	5	5	6	6

1-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
(1)	利用者支援事業	子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業	子ども、保護者、妊婦
(2)	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0～5歳 保護者
(3)	妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
(5)	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業	子ども、保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化のため、地域ネットワークを構成する関係機関との連携強化を図る事業	
(6)	子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子ども等を児童養護施設等で預かる事業	子ども、保護者
(7)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を希望する方(依頼会員)と、援助を行うことを希望する方(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳、 小学1～3年生
(8)	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業	3～5歳
		保育所(園)その他の場所での一時預かり事業	0～5歳
(9)	延長保育事業(時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育ニーズへの対応を図る事業	0～5歳
(10)	病児保育事業	児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所(園)の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業	0～5歳、 小学1～6年生

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
(11)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学1～6年生
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業	保護者
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者
(14)	新規 子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭（要支援児童や要保護児童のいる家庭）、妊産婦（特定妊婦等）、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業	要支援児童、 要保護児童 及びその保護者、 特定妊婦等
(15)	新規 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業	主に学齢期の 児童及び その保護者
(16)	新規 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者（要支援児童や要保護児童の保護者）及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業	要支援児童、 要保護児童 及びその保護者、 特定妊婦等
(17)	新規 妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とする事業	妊婦等
(18)	新規 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用することで、すべての子どもの育ちを支援する事業	保育所（園）及び 幼稚園等を利用 していない満3 歳未満の子ども
(19)	新規 産後ケア事業	産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業	出産後1年以内 の母子

※**新規**は今期計画からの新規事業であることから、令和5年度までの実績はありません。量の見込みと確保方策については、こども家庭庁が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しています。

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

主に行政窓口で行われる基本型(子育て支援課で実施)と母子保健、児童福祉の両機能が連携・協働して相談支援を行うこども家庭センター型(こども家庭センターで実施)の2か所で実施しています。

令和5年度からこども家庭センターでは重層的支援体制整備事業として、関係機関と連携・協働しながら、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止める包括的相談支援事業を実施しています。

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型※	1	1	1	1	1

※令和6年度から母子保健型は、こども家庭センター型に変更

【量の見込みと確保方策】

妊娠期から子育て期における様々な相談や児童虐待への対応等を行うため、専門的な知識を有する職員体制を確保します。

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

市内9か所の保育所(園)、認定こども園等において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

令和5年度から重層の支援体制整備事業の地域づくり事業に位置付けられたため、地域子育て支援拠点だけでなく、介護・障害・生活困窮支援等を行う地域づくり事業者と世代・属性を超えた情報共有や協力体制で取り組んでいます。

(単位:人/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	8,951	10,387	10,919	13,699	12,418
実施か所数	8	8	8	9	9

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な量の見込みの確保を図ります。

(単位:人/年、か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	10,736	11,319	11,847	12,529	13,340
実施か所数	9	9	9	9	9

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安全・安心な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査受診票14回分を交付しています。

(単位:人、回/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績 ※()は延べ 利用回数	308 (3,877回)	289 (3,355回)	242 (2,924回)	261 (2,838回)	244 (3,090回)
確保方策					
実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目
実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、0歳児の将来推計結果を基に見込みました。定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安全・安心な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促していきます。今後も、医師会等との連携のもと、千葉県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

(単位:人、回/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ※()は延べ 利用回数	228 (3,192回)	217 (3,038回)	210 (2,940回)	206 (2,884回)	200 (2,800回)
確保方策					
実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目	県内統一検査 項目
実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師・助産師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

市内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、助産師・保健師・看護師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	331	267	250	242	238
確保方策					
実施体制※	9	9	9	9	9
実施機関	市	市	市	市	市

※実施体制は、訪問に係る助産師・保健師・看護師の人数

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、0歳児の将来推計結果を基に見込みました。訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	228	217	210	206	200
確保方策					
実施体制※	9	9	9	9	9
実施機関	市	市	市	市	市

※実施体制は、訪問に係る助産師・保健師・看護師の人数

(5)－①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる子ども、保護者及び妊婦に対し、市の関係課の保健師、家庭相談員等が自宅を訪問し、養育に関する相談、助言、指導その他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	66	71	109	101	83
確保方策					
実施体制※	8	8	8	8	7
実施機関	市	市	市	市	市

※実施体制は、訪問に係る保健師・家庭相談員等の人数

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め支援していきます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90	90	90	90	90
確保方策					
実施体制※	8	8	8	8	8
実施機関	市	市	市	市	市

※実施体制は、訪問に係る保健師・家庭相談員等の人数

(5)－②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化のため、地域ネットワークを構成する関係機関との連携強化を図ります。

【現状】

本市における要保護児童対策地域協議会では、代表者会議や実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別支援会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。

(単位:回)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実績	52	29	47	34	28
代表者会議	0	0	1	1	1
実務者会議	6	6	6	6	6
個別支援会議	46	23	40	27	21

【量の見込みと確保方策】

要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議、個別支援会議を通じて、関係機関及び地域ネットワーク構成員との連携を図り、児童虐待の未然防止等、適切な支援に努めます。

(単位:回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	27	27	27	27	27
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	6	6	6	6	6
個別支援会議	20	20	20	20	20

(6)子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子ども等を児童養護施設等で預かる事業です。

【現状】

本市には、児童養護施設等が設置されていないため、令和6年1月から市外の児童養護施設や母子生活支援施設と短期入所に係る契約を締結し、支援が必要な方が入所できる体制を整備しています。

(単位:人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	0	0	0	0	0
確保方策(延べ)	40	40	40	40	40

【量の見込みと確保方策】

引き続き、市外の児童養護施設や母子生活支援施設等と短期入所に係る契約を締結し、支援が必要な方が入所できる体制を維持するとともに、受け入れ体制の強化を図るため、新たな施設との契約についても検討します。

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	28	28	28	28	28
確保方策(延べ)	28	28	28	28	28

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

サービスの周知に取り組んだことで依頼会員の人数が伸びてきていますが、提供会員の人数が伸び悩んでいるため、マッチングが難しい状況です。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	0	0	0	0	2
確保方策(延べ)	750	750	750	750	750

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、依頼会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	48	50	54	57	59
確保方策(延べ)	100	100	100	100	100

(8)一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所(園)その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所(園)等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

【現状】

本市では、幼稚園2か所及び認定こども園7か所において、預かり保育を実施しています。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	6,372	8,952	10,691	10,297	6,532
確保方策(延べ)	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

【量の見込みと確保方策】

本市の幼稚園2か所及び認定こども園7か所において預かり保育を実施することにより、必要な量の見込みの確保を図ります。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	6,079	5,657	5,264	4,899	4,559
確保方策(延べ)	11,400	11,400	11,400	10,400	10,400

②その他の一時預かり(保育所(園)、その他の場所、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

【現状】

本市では、保育所(園)5か所及び認定こども園5か所において、一時預かり事業を実施しています。また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。なお、トワイライトステイ事業の利用実績はありません。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	698	1,373	1,036	1,305	750
確保方策(延べ)	3,090	3,090	3,090	3,090	3,090
一時預かり	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
ファミリー・サポート・センター	750	750	750	750	750
子育て短期支援事業	40	40	40	40	40

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。市内の保育所(園)、認定こども園における一時預かり事業を中心として必要な量の見込みの確保を図るほか、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)による提供体制も確保します。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	688	631	579	531	487
確保方策(延べ)	2,428	2,428	2,428	2,428	2,428
一時預かり	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
ファミリー・サポート・センター	100	100	100	100	100
子育て短期支援事業	28	28	28	28	28

(9)延長保育事業(時間外保育事業)

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育ニーズへの対応を図る事業です。

【現状】

本市では、保育所(園)11か所、認定こども園7か所及び小規模保育所1か所において、保育必要量(保育短時間・保育標準時間)の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合に、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	472	406	383	428	404
確保方策	505	484	462	445	427

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な量の見込みの確保を図ります。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	390	377	364	352	340
確保方策	410	397	384	372	360

(10)病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所(園)の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

【現状】

令和元年11月から市内に所在する社会福祉法人が佐原地区に病後児保育施設を設置し、病気の回復期にある子どもを対象に病後児保育事業を実施しています。また、軽度な病気になった児童に対して、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)で預かりを実施しています。

(単位:人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績(延べ)	73	153	106	98	100
確保方策(延べ)	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
病児保育事業	300	300	300	300	300
ファミリー・サポート・センター※	750	750	750	750	750

※病児・緊急対応強化事業

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対して病後児保育又は子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センターの病児預かり)で受け入れ可能な人数を設定します。

(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	118	140	166	196	232
確保方策(延べ)	400	400	400	400	400
病児保育事業	300	300	300	300	300
ファミリー・サポート・センター※	100	100	100	100	100

※病児・緊急対応強化事業

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では、放課後児童クラブ24か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用実績	625	622	704	744	782
1～3年生	511	508	559	571	575
4～6年生	114	114	145	173	207
確保方策	772	772	836	919	927
1～3年生	572	572	605	664	668
4～6年生	200	200	231	255	259

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	813	820	820	816	800
1～3年生	567	561	561	557	550
4～6年生	246	259	259	259	250
確保方策	927	927	927	927	927
1～3年生	650	650	650	650	650
4～6年生	277	277	277	277	277

○区域別の見込み

(単位:人)

佐原地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	417	437	441	441	439	431
1～3年生	297	293	291	291	289	281
4～6年生	120	144	150	150	150	150
確保方策	512	512	512	512	512	512
1～3年生	328	328	328	328	328	328
4～6年生	184	184	184	184	184	184

小見川地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	241	250	253	253	251	243
1～3年生	181	178	178	178	176	168
4～6年生	60	72	75	75	75	75
確保方策	289	289	289	289	289	289
1～3年生	230	230	230	230	230	230
4～6年生	59	59	59	59	59	59

山田地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79	81	81	81	81	81
1～3年生	60	61	61	61	61	61
4～6年生	19	20	20	20	20	20
確保方策	81	81	81	81	81	81
1～3年生	73	73	73	73	73	73
4～6年生	8	8	8	8	8	8

栗源地区	見込み	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	45	45	45	45	45
1～3年生	37	35	35	35	35	35
4～6年生	8	10	10	10	10	10
確保方策	45	45	45	45	45	45
1～3年生	35	35	35	35	35	35
4～6年生	10	10	10	10	10	10

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業です。

量の見込みは設定していませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

量の見込みは設定していませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14)子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭(要支援児童や要保護児童のいる家庭)、妊産婦(特定妊婦等)、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要な対象世帯の動向やニーズを注視しながら、事業の実施に向け提供体制の確保に取り組めます。

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	67	64	61	58
確保方策	35	67	64	61	58

(15)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要な対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施に向け検討を行います。

(16)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みと不安を抱えている保護者(要支援児童や要保護児童の保護者)及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の1つとなりました。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要な対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施に向け検討を行います。

(17)妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問事業などの機会を活用し、妊婦やその配偶者等に対して面談等による情報提供や相談対応等を行い、必要な支援につなげます。

(単位:回)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	妊娠届出数	226	214	202	191	181
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	678	642	606	573	543
確 保 方 策	こども家庭センター	678	642	606	573	543
	上記以外の業務委託	0	0	0	0	0

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できることによって、すべての子どもの育ちを支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

国の本格実施を踏まえ、令和8年度からの事業実施を見込んでいます。市内の保育施設の意向から確保量を見込んでいますが、制度開始までに各園と調整を進め、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直すこととします。令和7年度は試行的に事業を実施する予定です。

(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	0歳	—	10	10	10	9
	1歳	—	5	5	5	5
	2歳	—	4	4	4	4
確 保 方 策	0歳	—	10	10	10	9
	1歳	—	5	5	5	5
	2歳	—	4	4	4	4

(19)産後ケア事業

産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

医療機関等への宿泊や通所により、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	201	186	175	169	158
確保方策	201	186	175	169	158

1-3 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供をするとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備します。

1-4 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

本市は、生きづらさを感じたり、社会生活を円滑に営む上で困難を有するなど複雑化・複合化した課題を持つ家庭に対し、特別な支援が必要な子育て家庭等と子どもへの支援を充実させ、国や千葉県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

1-5 職業生活と家庭生活との両立

本市は、仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るために、千葉県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

2 こども未来戦略(放課後子ども総合プラン)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国の「放課後児童対策パッケージ」、「こども未来戦略」の方針を勘案し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示します。

2-1 放課後児童クラブの実施状況

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図っています。本市では、放課後児童クラブ24か所において、児童の健全な育成支援を実施しています。

2-2 放課後子ども教室の実施状況

放課後子ども教室では、地域の多様な方々の参画を得て、放課後や週末の活動を中心に小学校の余裕教室等を活用して、子どもとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。

2-3 今後の具体的方策等

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込みに対する確保方策を推進するほか、放課後子ども教室についても、令和11年度までに既存の公的施設等の利用を含め、保護者の就労の有無に関わらない児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

今後、子ども未来戦略や放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施等を検討します。また、施設(学習の場)の確保については、小学校の理解・協力を得ながら余裕教室等やその他公的施設の活用も検討しつつ、地域の実情を考慮しながら、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

なお、障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れについては、専門機関等と連携を図りながら、児童の育成支援及び療育を進め、児童や保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

3 子ども・子育て支援施策(次世代育成支援対策推進法)

子どもと子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を行います。

※**新規**: 今期から本計画に位置付け、推進を図っていく事業です。

3-1 子ども・子育てを支援する地域づくり

子どもの幸せを第一に考えて、すべての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援の充実を推進します。

(1)教育・保育及び子育て支援の充実

母親の就業率の向上やライフスタイルの多様化などに合わせた、子育て支援サービスの充実が求められています。また、子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支えるために、質の高い教育・保育の提供が必要不可欠です。

保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていきます。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
通常保育事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 家庭で保護者等が就労等により十分に保育することができない就学前の児童に対し、児童の健全な育成を図ることを目的に保育を実施します。 〈実施状況〉 在籍児童数…1,508人(受託含)(公立…303人、私立…1,205人) (公立6園:私立13園) 〈今後の方向性〉 保育を必要とする子どもが保育士と信頼関係を築きながら安心して活動できるよう、子ども一人ひとりの人格を尊重しながら、安全で質の高い保育の提供に今後も取り組みます。
延長保育事業 (時間外保育事業) 【子育て支援課】	〈事業内容〉 保護者の就労形態の変化に伴い保育時間に対する要望が多様化しており、保護者がやむを得ない理由により保育時間外に児童を預けることが必要となった場合に、通常の保育時間を延長して保育を実施します。 〈実施状況〉 実施保育所…19カ所(公立6園:私立13園) 利用児童数…428人(公立…51人、私立…377人) 〈今後の方向性〉 今後も、より多くの需要に対応することで、仕事と家庭を両立しながら安心して子育てができる環境を整備します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
幼稚園事業 (幼稚園における 預かり保育) 【学校教育課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 在籍している園児を対象に、通常保育時間終了後の預かり保育を実施します。 〈実施状況〉 教育時間終了後も各園で定めた時間内で預かり保育を実施。 私立幼稚園…2園 私立こども園(1号)…6園 〈今後の方向性〉 今後も、希望する園児全員が預かり保育を受けられるように努めます。
一時預かり事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 保護者の通院、社会的事由など、一時的な保育ニーズに対応するための保育を実施します。 〈実施状況〉 開設力所…8力所(公立5力所:私立3力所) 利用者数…延1,305件 〈今後の方向性〉 保護者の育児負担の軽減や急用等に対応するため実施か所の増設を検討します。
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ) 【子育て支援課】	〈事業内容〉 仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を目的に事業を実施します。 〈実施状況〉 待機児童解消のため、令和5年4月から北佐原児童クラブおよび小見川中央第5児童クラブを開設。実施施設 公立…21力所 民間…3力所 〈今後の方向性〉 今後も、緊急性の高い学区から順次施設の整備を検討するほか、老朽化した施設の更新も検討します。
地域子育て支援 拠点事業 (地域子育て支援 センター事業) 【子育て支援課】	〈事業内容〉 育児相談や指導、遊びの場の提供を行い、親子のふれあいの場として、地域の子育て家庭を支援します。 〈実施状況〉 開設力所…9力所(公立2力所:私立7力所) 〈今後の方向性〉 地域子育て支援の拠点として、子育てについての相談や指導、遊び場・交流の場の提供を行います。
障害児保育事業 【子育て支援課】 【社会福祉課】	〈事業内容〉 保育所(園)、こども園に通園する障害児の健全な成長を促進するため、千葉県の施設支援指導事業を活用しながら、保育士が障害児に対する理解を深め、障害児保育を実施します。 〈実施状況〉 職員を対象に障害児に関する研修会を実施し相互理解を深め、対応を向上させるほか、保育士が気になる子については、児童発達支援センター等と連携しながら保育を実施。 〈今後の方向性〉 障害のある児童が地域の中で健やかに育つために、児童発達支援センターや基幹相談支援センター等の関係機関と連携したサポート体制の構築及び強化を図ります。また、公立保育施設の受入体制の整備や民間保育施設の受入体制づくりの支援を図り、一人ひとりの障害の状況に応じた集団生活適応のための支援など、適切な保育を行います。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
障害のある児童の放課後対策の充実 【社会福祉課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 障害児通所支援(放課後等デイサービス)や放課後児童クラブなどにおいて、障害のある児童の放課後対策や、夏休みなどの長期休業期間中における居場所づくりを推進します。 〈実施状況〉 児童と保護者が安心してサービスが受けられるよう情報提供を行い、児童発達支援センター等の関係機関と連携しながら利用促進を図った。 児童発達支援 利用事業所9カ所(市内2カ所)実利用者数57人(延べ426人) 放課後等デイサービス 利用事業所24カ所(市内4カ所)実利用者数185人(延べ1,207人) 〈今後の方向性〉 児童と保護者が安心して支援が受けられるようにサービスについての情報提供を行い、関係機関と連携しながら相談支援の充実に努めます。放課後児童クラブで集団生活への適応ができないなど、発達に遅れや不安がある児童を把握した場合は、児童発達支援センター等の関係機関へ繋げられるよう連携します。
ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 地域において育児の援助を希望する方(依頼会員)と、援助を行うことを希望する方(提供会員)が会員登録し、会員による相互援助活動を支援します。 〈実施状況〉 利用件数…0件(0人) 提供会員数…11人 依頼会員数…22人 両方会員数…3人 〈今後の方向性〉 事業の実施には地域住民やボランティアの協力が必要なことから、会員の拡充を図り、相互援助活動を支援することで、地域における子育て支援の環境を整備します。
新規 生涯学習人材バンク事業 (わんぱく教室) 【生涯学習課】	〈事業内容〉 市内の小学生(4年生から6年生まで)を対象とした体験学習教室として、本市ならではの自然や歴史に触れる体験学習、昔遊び及びスポーツ活動を通じて、青少年の健やかな心身の成長を育みます。 〈実施状況〉 ◇わんぱく教室(全4回) 各定員20人 ・第1回(7/4) ほたる観察とスイカ割 場所:岡飯田区民センター周辺 参加者:18人(欠席2人) ・第2回(8/27) 紙ヒコーキを飛ばそう(JAL)&プラネタリウム 場所:千葉県立水郷小見川青少年自然の家 参加者:11人(欠席2人) ・第3回(11/11) 森山城址散策・弓矢の工作・体験、芋掘り 場所:小見川東地区森山城址周辺 参加者:10人(欠席7人) ・第4回(12/9) 小物づくり&おもしろビックリ体験(けん玉・折り紙・太極拳) 場所:おみがわ市民センターいぶき館 参加者:8人(欠席2人) 〈今後の方向性〉 事業主体となる生涯学習人材バンクの登録指導者(ボランティア)の確保に努めつつ、地域資源を活用した魅力ある教室の運営に努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
新規 スポーツ教室の充実 及び指導者の育成 【生涯学習課】	〈事業内容〉 子どもたちが参加できるスポーツ教室等の充実と指導者の育成に取り組みます。 〈実施状況〉 子どもたちのニーズに合ったスポーツ教室の開催、スポーツ少年団等を母体に指導者育成研修会等を開催しました。 〈今後の方向性〉 子どもたちのニーズに合ったスポーツ教室を開催し、スポーツに取り組む機会を創出します。また、スポーツ少年団等を母体に指導者育成研修会等を開催し、指導者の育成に努めます。
新規 社会体験学習事業 【学校教育課】	〈事業内容〉 子どもが勤労の意義を考え、これについて積極的な態度を養成すること等を目的とした体験的な活動を行います。体験活動を通して、現実世界や生活などへの興味・関心・意欲の向上、問題発見や問題解決能力の育成、自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得を目指します。 〈実施状況〉 社会体験学習実施校数 小学校・・・3校 中学校・・・6校 〈今後の方向性〉 社会で求められる仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、想像力、異なる他者と協働する能力を育むためには、学校内にとどまらない様々な体験が必要となります。社会体験学習事業は、自分自身との対話、実社会との関わり等を考える貴重な契機となるため、社会体験機会の充実を図ります。
保育所(園)の 地域開放 【子育て支援課】	〈事業内容〉 地域の身近な保育所(園)を開放し、子どもたちの安全・安心な遊び場を確保するとともに、遊びを通じた保護者同士の交流の場を提供します。また、乳幼児の発達に合わせ、育児の不安や悩みを気軽に相談できる関係づくりを構築します。 〈実施状況〉 各公立保育所で、月1回の開放保育を実施。 市内9カ所の子育て支援センターとともに、身近で安全な遊び・交流・相談の場として実施。 〈今後の方向性〉 保育所(園)の地域性や機能を生かし、地域の親子が気軽に集い施設遊具を使って遊んだり、在園児との交流や育児相談、子育ての情報交換の場として保育所(園)を開放します。
新規 医療的ケア児 保育支援事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 医療的ケアを必要としている児童が、保育所(園)、認定こども園の利用を希望する場合に、受け入れ態勢を整備し、医療的ケア児の地域生活を支援します。 〈実施状況〉 2施設 2名 〈今後の方向性〉 公立保育施設の受入体制の整備や民間保育施設の受入体制づくりの支援に努めます。

(2)教育・保育施設の整備

保育施設等が良好な育成環境の維持・向上を図るため、幼稚園や保育施設等に対して専門機関による巡回相談や保育士、保育教諭、幼稚園教諭向けの研修等が必要となります。また、保育施設の増加等により全国的に保育分野における人材不足が続いており、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保が課題となっています。

保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
多様な運営主体による 保育所の整備事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 公立保育所の適正配置を検討し、再編・統合による整備を進めるとともに、民設民営方式等による保育所の運営を実施します。 〈実施状況〉 幼保連携型認定こども園佐原グレイスこども園開園(令和5年4月) これに伴い、佐原保育所及び香取保育所を令和5年3月末で廃止。 〈今後の方向性〉 多様化する保育ニーズへの対応、保育の質の向上、利用者に寄り添った運営の柔軟性をより一層高めるため、一部の保育所については民間への運営移譲を検討します。
民間保育施設整備 への支援事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 公立保育所の統廃合・民営化の指針による再編・統合と併せて、民間保育施設の整備を支援します。 〈実施状況〉 佐原グレイスこども園園舎新築工事 〈今後の方向性〉 子どもを安心して育てることができる環境を整備し、より良い保育サービスの提供に資するため、民間保育施設の整備を促進し児童福祉の向上に努めます。
認定こども園の整備 【子育て支援課】	〈事業内容〉 保護者に対して子育てをする選択肢の拡大を図るため、「香取市公立保育所の役割と民営化の指針」に基づき、認定こども園の整備を行います。 〈実施状況〉 佐原グレイスこども園園舎新築工事(令和5年9月竣工) 〈今後の方向性〉 早期の整備に向けて、事業の推進に取り組みます。

(3)教育・保育の交流・子育て支援ネットワークの整備

子育てに悩む家庭の孤立化や複雑化・複合化した課題を有する子どもなど、多様化する各家庭の課題を早期に発見し、関係各機関での情報共有や必要な支援につなげるための横断的な子育て支援ネットワークの構築のほか、さらなる連携が必要となります。

子育てに悩む保護者や複雑化・複合化した課題を有する子ども等を早期に発見し、予防・早期対応を図るため、関係機関・団体等と連携し、適切な支援を行います。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
幼稚園・保育所 交流事業 【子育て支援課】 【学校教育課】	〈事業内容〉 子どもの生活と発達を継続して支えていくため、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等が連携し、円滑な情報交換等が図られるよう必要な支援を行います。 〈実施状況〉 特別支援教育コーディネーター等研修会において、保育所(園)・認定こども園・幼稚園等の担当者が参加し、情報交換を実施。 〈今後の方向性〉 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等がそれぞれの特徴を活かし、より充実した教育・保育を実践するための取り組みを検討します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
子育て支援 ネットワーク 【子育て支援課】 (こども家庭センター) 【健康づくり課】 【学校教育課】 【社会福祉課】	〈事業内容〉 身近な教育・保育施設や家庭、地域を結び、子育てに関わるすべての人を協働で支援するネットワークづくりを構築します。 〈実施状況〉 【子育て支援課】市内9カ所の地域子育て支援センターで育児相談、情報提供等を実施。 【健康づくり課】広報誌や乳幼児健診・健康相談等において情報提供を実施。 【学校教育課】幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小中学校を訪問し、支援が必要な子どもや保護者等への相談や情報提供を関係機関と連携し実施。 【社会福祉課】香取市地域自立支援協議会療育支援部会を6月、9月、1月、3月に開催し、障害のある子どもたちへの支援の充実や関係機関の連携強化を実施。 〈今後の方向性〉 すべての子どもの健やかな成長のため、その困難の内容や程度に応じ、当事者の視点に立った必要な支援を弾力的に行えるようネットワーク体制を強化します。 【子育て支援課】こども家庭センターや放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、山田児童館を中心とした市内の子育て支援に関わる機関が、協力して育児相談についての連携や情報提供を行い、事業に参画しながら地域における子育て支援機能の充実を図ります。こども家庭センターにおいては、関係機関と連携しながら、包括的な切れ目のない支援として妊娠初期の母子健康手帳交付時から子育て期にわたり、ライフステージに応じた各種の相談に対応します。また、保育所(園)・認定こども園においては、発達障害児に関する支援計画及び指導計画作成を促進するなど、一人ひとりの抱える不安に寄り添った支援を行います。 【健康づくり課】関係機関と連携し、子育てに関する情報を発信することに加え、疾患や障害だけではなく、児童虐待の早期発見、発育や発達に遅れや不安がある子どもの早期発見等に努め、妊娠期のママパパ教室から出産後の乳幼児健診など、様々な角度から早期療育相談支援体制及び育児不安を解消するための保健師・歯科衛生士・栄養士などの専門職による相談体制等の充実を図ります。 【学校教育課】関係機関と各校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員等とのネットワーク体制の連携により、悩みを相談できる体制を充実させ、引き続きサポートします。幼稚園や学校において、発達障害児に関する支援計画及び指導計画作成を促進します。 【社会福祉課】香取市地域自立支援協議会療育支援部会において、ネットワーク体制により児童発達支援センター等の関係機関と連携し、早期療育相談支援体制の充実を図ります。

(4)相談体制・情報提供の充実

核家族化の進展や地域社会の変化により、近くに気軽に相談できる人がいない等、不安や困りごとを抱え込んでしまい、子どもや保護者が孤立化してしまう場合があります。

そのため、妊娠期から低年齢期の子どもや保護者に対する相談支援、疾患をもつ子どもや発達や発達に遅れや不安がある子どもに対する切れ目のない支援が必要であり、子どもの成長に合わせた相談支援体制の充実を図ることが重要なことから、安心して妊娠・出産・子育てができ、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた切れ目のない寄り添った支援や情報提供を行います。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
子育てガイドブック 【健康づくり課】 【子育て支援課】 (こども家庭センター) 【学校教育課】	〈事業内容〉 子どもを持つ保護者が、子育ての相談をはじめ、子育てに関する様々な情報を容易に得ることができ、安心して子育てができるよう便利で役立つ情報を提供します。 〈実施状況〉 【健康づくり課】香取市子育てブック「なに？なに？」を関係施設等に配布し、妊娠期から出産・子育てに役立つ、市で提供するサービスをより分かりやすく周知。また、市のホームページに掲載。出産の準備としてママパパ教室で活用し、健診等で随時配布。 【子育て支援課】子育てに関係する情報を提供するため、香取市子育てブック「なに？なに？」を母子健康手帳交付時や関係機関、窓口等で配布。併せて、妊娠から子育て期の様々な相談ができる場所として「こども家庭センター」のリーフレットを配布。 【学校教育課】相談窓口や支援機関などを紹介した「みんな輝け香取っ子」のリーフレットを小中学校や関係機関へ配布。 〈今後の方向性〉 【健康づくり課】今後も、香取市子育てガイドブックを関係施設等へ配布し、妊娠期から出産・子育てに役立つ情報や、市で提供するサービスをより分かりやすく周知します。 【子育て支援課】今後も香取市子育てガイドブックやリーフレットを配布し、必要な手続きや子育てサービスについて情報提供します。 【学校教育課】引き続き、リーフレット等により情報提供に努めます。
新規 重層的支援体制整備事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 各関係機関と連携・協力しながら、本人・世帯の属性に関わらず相談を受け止める包括的相談支援事業を実施します。 〈実施状況〉 属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスの情報提供を行うとともに各種支援機関と連携を図りながら必要な支援を実施。 〈今後の方向性〉 子どもに関して、複雑化・複合化した課題に対する支援ニーズを抱えた方の全ての相談の受け止めや他の支援関係機関へのつなぎなど、地域住民の様々なニーズに対応します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
発達相談事業 【健康づくり課】	〈事業内容〉 乳幼児健診や健康相談において、発育や発達に遅れや不安がある子どもを早期発見し適切な相談につなぎます。 〈実施状況〉 にゃんにゃん教室(小集団育児支援) 24回・延べ128人 言語相談 12回・延べ44人 心理相談 12回・延べ36人 ステップアップ言葉の教室(3歳6か月児まで)12回・延べ42人 ステップアップ言葉の教室(就学前児童)12回・延べ45人 健康相談(母子の相談)24回・延べ334人 〈今後の方向性〉 発育や発達に気づきがある子どもは年々増えており、育児の孤立化の防止を含め一人ひとりの実情に応じた成長・発達支援を関係機関と連携し、早期療育相談支援体制の充実を図ります。
ママパパ教室 【健康づくり課】	〈事業内容〉 妊婦とその家族を対象に、周産期からその後の育児に関する知識の普及を行い、安心して出産を迎えられるよう支援します。 〈実施状況〉 集団教室・個別指導の両方で実施。 集団…6回49人 個別…10回29人 〈今後の方向性〉 妊娠・子育て期を通して正しい知識を普及し、引き続き父親も参加しやすい環境づくりに努めます。
新規 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 【学校教育課】	〈事業内容〉 道徳・人権教育の充実やいじめ問題への適切な対応、不登校問題など、心の教育の充実と体力向上の推進に取り組みます。 〈実施状況〉 市内小中学校22校を対象に教育委員会主催で生徒指導・人権教育研修会を実施。いじめ、不登校の現状と対策、人権教育の充実に向けた取組について講師から指導・助言をいただいた。また、スクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員等と定期的な情報交換・共有を図った。 〈今後の方向性〉 教職員を対象とした人権研修会で正しい理解を深めるほか、子どもへの人権教育の推進や人権啓発活動を実施し、人権尊重の理念や子ども・若者が権利の主体であることの理解について、学校全体での増進に努めます。いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて、香取市はっとダイヤルやいじめメール相談の設置のほか、いじめ問題対策連絡協議会を中心とした関係機関が緊密に連携し、未然防止、早期発見及び早期解決に努めます。また、不登校の子どもに対し、家庭と学校が連携し、継続的な支援と早期解決を目指すため、今後も教育支援センター「ふれあいステーション」にて、教育相談や学習支援を行っていきます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
思春期保健対策事業 (思春期講演会の実施) 【学校教育課】 【健康づくり課】	〈事業内容〉 子ども及びその保護者を対象に、各小中学校で助産師による思春期講演会を開催。保育所(園)、認定こども園や幼稚園における職場体験や交流事業、乳幼児健診会場でのふれあいを通し、命の尊さ、親と子の絆や育児の大切さを学ぶ機会を設けます。 〈実施状況〉 【学校教育課】子ども及びその保護者を対象に、小学校9校、中学校7校で医師・助産師等による思春期講演会を実施。 【健康づくり課】小学校での児童・保護者を対象とした思春期教育において赤ちゃん人形や妊婦ジャケットを貸し出し体験実習への協力を行った。 〈今後の方向性〉 【学校教育課】引き続き、命の尊さ、親子の絆や育児の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。また、思春期講演会の充実を図ります。 【健康づくり課】小学校思春期教育時の体験実習における協力を行い、心身ともに健康な大人へ成長するための基礎づくりの機会を提供します。

(5)親子のふれあいの場づくり

共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢の子どもや高齢者と接する機会が減少していることから、交流する機会づくりが求められています。また、少子化が進行する中で、子どもの生活体験や体験活動が不足していることから、子どもの心を育む指導や体験活動の充実が求められています。

本市では、天候に左右されることなく遊べる場を確保するため、図書館、研修室、ホールなどの貸出施設、子育て世代支援施設、観光情報発信など、多様な機能を併せ持つ複合施設「コンパス」が令和4年12月に開館しました。また、令和5年4月には香取市最大級の総合公園「橘ふれあい公園」をリニューアルオープンし、健康増進、子育て支援、多世代間交流の場等の多面的機能の充実を図りました。

国や千葉県、学校、保育所(園)等、地域、家庭、団体、企業などが連携・協働して、すべての子どものライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、公園等の施設の充実を図るとともに、地域資源を生かした遊び、体験の機会や場を計画的に創出していきます。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
児童遊園、都市公園・市民公園等の管理運営事業 【子育て支援課】 【都市整備課】	〈事業内容〉 児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、事故防止等を図り、親子が安全・安心にふれあえる遊び場を提供します。 〈実施状況〉 【子育て支援課】児童遊園の遊具の安全点検を実施。長島児童遊園の外灯修繕、水郷町児童遊園滑り台修繕、下川岸児童遊園滑り台修繕、吉野平児童遊園滑り台修繕、扇島下の洲児童遊園ブランコ撤去処分などを実施。利用実態調査の結果や現状の遊具の状態から、児童遊園がある地元区と今後の管理について協議を実施。地元区と合意した1園(丁子)を廃止。 【都市整備課】栗山川ふれあいの里公園・北三丁目公園のスイング遊具設置工事、玉造中央公園・くろべ運動公園の回転遊具設置工事、城山公園・わんぱく公園・玉造中央公園・佐原公園のベンチ等設置工事などを実施。 橘ふれあい公園・寺内公園・鳳翔瑞穂公園・玉造中央公園・大根塚公園等の遊具の修繕、くろべ運動公園・寺内公園・鳳翔瑞穂公園等のベンチ修繕などを実施。 その他、公園施設の老朽化に伴う修繕、樹木剪定を随時実施。 都市公園の遊具等の定期点検業務を実施。 〈今後の方向性〉 【子育て支援課】児童遊園については、設置遊具の老朽化が進んでいる状況であり、また、利用実態のない児童遊園も見受けられます。今後は、施設の利用頻度や遊具の設置希望などの需要を把握するために実施した利用実態調査の結果を基に、管理方針等の検討を進めます。 【都市整備課】親子のふれあいの場として、安全・安心に公園を利用できるよう、定期的に安全点検を実施し、その結果に基づき、遊具の更新や修繕を実施するとともに、園内の環境美化に努めます。また、「香取市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の老朽化に対応するため、遊具等の更新等を計画的に進めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
児童館事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 児童の健康を増進するとともに情操が豊かになるよう、年間を通して季節行事や各種教室を計画的に実施します。 〈実施状況〉 来館者…延19,219人 └幼児…6,795人 └小学生…4,602人 └中学生…324人 └高校生…13人 └大人…7,485人 ボランティア参加者…221人 講師を招き、季節行事や各種教室等を実施。 育児や発達に関する相談…238件 〈今後の方向性〉 児童が安心して過ごせる居場所、天候に左右されない遊びの場、保護者が子育てに関して相談や交流が出来る場所として、地域子育て支援センターや放課後児童クラブ等との連携を図り、質の向上・充実を図ります。また、施設の老朽化が著しいため、適切に設備の更新を行っていくほか、今後の施設のあり方についても検討を進めます。
新規 みんなの賑わい交流 拠点コンパスの 管理運営事業 (子育て世代支援施設) 【市民協働課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 みんなの賑わい交流拠点コンパス内に子育て世代支援のための子どもの遊び場施設として、集会室、遊戯室、お話室、児童書コーナー、いきいきひろば(全天候型遊戯施設)、施設利用者等を対象にした一時預かりルームを設置し、指定管理者が維持管理運営を行っています。 〈実施状況〉 令和4年度にみんなの賑わい交流拠点コンパスが開館。 【施設利用の状況】(令和5年度 稼働日数309日) ・一時預かりルーム利用者数 323人 ・いきいきひろば利用者数 7,023人 ・子ども食堂の実施場所としても定期的に活用。 〈今後の方向性〉 指定管理者とのモニタリング会議を毎月行い運営内容のチェックや課題等の情報を共有し検討することで、適切な維持管理運営に努めます。
新規 公園施設整備事業 【都市整備課】	〈事業内容〉 公園施設の整備や更新について、人口減少や少子高齢化等、市を取り巻く情勢が大きく変化しているため、市民や地域のニーズを調査・整理し、整備や更新の実施を検討します。 〈実施状況〉 大規模再整備について、令和6年度から実施のため、令和5年度の実施なし。 〈今後の方向性〉 老朽化施設の長寿命化のため、令和6年度から実施している佐原地区の「わんぱく公園」、「粉名口児童公園」の再整備を計画的に行います。その他の公園についても、遊具等の更新など計画的に実施していきます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
新規 橘ふれあい公園 管理運営事業 【都市整備課】	〈事業内容〉 香取市最大級の総合公園である橘ふれあい公園の整備目的である観光交流拠点、健康増進、子育て支援、多世代間交流の場等の多面的機能の充実を図ります。 〈実施状況〉 指定管理者と連携し、親子など多くの年齢層が楽しめるイベント等を企画・実施した。 〈今後の方向性〉 指定管理者との連携を強化し、親子をはじめ多くの年齢層が楽しめるイベント等を企画・運営するとともに、安全に配慮し、保護者も安心して楽しめる幼児や児童向けの遊具等の充実を図ります。本市の魅力である自然と環境を活かし、子どもたちが伸び伸びと1日中遊べる公園を目指します。

(6)少子化対策

社会情勢や家庭環境などが変化し、子育て家庭のあり方が以前にも増して多様化しており、本市においても少子化問題は非常に深刻な状況となっています。

少子化対策の取り組みとして、子育て世代の生活の基盤を安定させ、仕事や子育てに安心感や見通しを持つことができるよう支援の充実を図ります。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
新規 結婚や結婚新生活に係る支援措置の展開 (結婚新生活支援事業) 【子育て支援課】	〈事業内容〉 婚姻数の増加及び少子化対策の強化に資するため、39歳以下の婚姻した世帯に対して、住居費や引越費用等に対し補助金を交付することで、若年層の婚姻に伴う新生活を経済的に支援します。 〈実施状況〉 29歳以下世帯…4件 それ以外の世帯…3件 〈今後の方向性〉 若年層の婚姻数の増加に向け、新婚世帯の経済的負担の軽減を図るため、国の制度に基づき補助金を支給します。

(7)子どもの意見反映

すべての子どもが、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで、家庭や学校、地域などにおいて自らの意見を形成し、日常的に意見を交わせる機会や、権利の主体として意見が聴かれ、尊重される機会を創出し、自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に取り組みます。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
新規 子どもの意見反映に向けた取り組み 【子育て支援課】 【学校教育課】	〈事業内容〉 児童に直接関係する事項に関して意見を反映する機会と、多様な社会活動に参画する機会を確保するための事業等に取り組みます。 〈実施状況〉 【子育て支援課】12月に山田児童館の施設管理や企画運営について、子ども及び保護者にアンケート調査を実施した結果、イベント内容の調整やトイレの洋式化、照明のLED化などの環境を整備し、アンケートの意見の反映を行いました。 【学校教育課】10月に市内7校の代表として14人の中学生が参加し、市議会議場で「中学生議会」を実施しました。中学生議長・副議長が円滑な議事進行を行い、中学生議員が市政に対して感じている疑問を質問しました。質問に対しては、市長、副市長、教育長、担当課長が答弁を行うなど、本会議同様に緊張感のある議会となりました。 〈今後の方向性〉 【子育て支援課】こどもまんなか社会の実現に向けて、自らの意見が十分に聞かれ、自らによって社会に何らかの影響を与えることや変化をもたらす経験は、社会の一員としての主体性を高め、次代の担い手の育成に資することから、意見表明・社会参画の機会の充実や多様な声を取り入れフィードバックする環境整備を行います。 【学校教育課】中学3年生による中学生議会を市議会議場で開催することで政治や行政を身近なものに感じ、自分自身の社会生活における様々な問題に気づくとともに、問題や課題に主体的にかかわろうとする気持ちを養います。また、市政に通じる一般質問に対して、市長をはじめ各政策の担当課長等が答弁を行い、意見表明と政策への意見反映の機会を確保しています。今後は、意見に対しての検討プロセス等について、フィードバックできる体制について検討します。

3-2 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、不安を感じることなく心配ごとを気軽に相談できる体制の充実のほか、安心して子どもを預けられる保育環境の充実などにより、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後の支援の充実と体制強化を行うとともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携しながら取り組みを進めます。また、すべての母子が安全・安心で健やかに妊娠期、出産前後、子育て期を迎えられるように継続的な支援をします。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
母子健康手帳の交付 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 妊婦の健康管理の充実と子どもの健やかな成長のため、妊娠届により母子健康手帳を交付します。また、希望があれば、外国語表記の手帳を交付します。 〈実施状況〉 こども家庭センターで母子健康手帳を交付。保健師等専門職が面接を行い、妊娠中の心身・生活状況等を把握して、セルフプランの作成を支援。 母子健康手帳交付… 261件 〈今後の方向性〉 必要な支援や情報提供をするため、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面接により、妊娠中の身体・生活状況等を把握し、セルフプランの作成を支援します(セルフプランは妊娠届出時と妊娠28週以降に作成)。
妊婦健康診査 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため健康診査受診票を交付します。 〈実施状況〉 母子健康手帳と同時に妊婦健康診査受診票14回分を交付。 妊娠経過の管理と安全な出産に向けて妊婦健康診査の必要性を啓発。 妊婦健康診査…延べ 2,838件 〈今後の方向性〉 妊婦健康診査受診票14回分を交付し、安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠週数に見合った間隔で定期的に受診しているかを確認し、妊婦の健康管理に努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
健康づくり支援事業 【健康づくり課】	〈事業内容〉 妊産婦・乳幼児等の身近な相談役として地区組織を育成し、その活動を支援します。 〈実施状況〉 乳幼児健診への協力、研修会のみ実施 ・乳幼児健診への協力：64回・延べ 227人 ・研修会(5回)への参加： 5月（乳幼児健診と現状）49人 6月（減塩の重要性）27人 10月（子育て今と昔）34人 1月（食品ロスとごみの分別）37人 3月（次年度の活動について）16人 ※6、10、3月は食育健康推進員との合同研修 〈今後の方向性〉 健康推進員の活動について、乳幼児健診等において周知します。
生活習慣病予防 対策事業 【健康づくり課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 幼児健診での肥満度の判定と対象者への個別指導を実施し、望ましい食習慣が確立できるよう支援します。 〈実施状況〉 【健康づくり課】乳幼児健診等において望ましい食習慣確立のために指導を実施。 4か月児健診 対象者85人 （内 ジュースやイオン飲料の注意喚起3人） 10か月児健診 対象者160人(内 肥満予防相談35人) 1歳6か月児健診 対象者146人(内 肥満予防相談43人) 2歳6か月児歯科健診 対象者158人(内 肥満予防相談56人) 3歳6か月児健診 対象者137人(内 肥満予防相談57人) ※3歳6か月児健診受診者中 太りぎみの児童の割合 10.09% 【子育て支援課】5月と10月に保育所(園)、認定こども園の全園児の身長・体重調査から、身長・体重曲線を作成し、「太りぎみ(+15%以上)」の園児の把握(全体の11.2%)。肥満傾向が増えていることから、給食だよりで全保護者へ啓発、必要者には個別指導を実施。 〈今後の方向性〉 妊産婦期より食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう指導を行います。
妊産婦・乳幼児訪問指導 【子育て支援課】 (こども家庭センター) 【健康づくり課】	〈事業内容〉 妊産婦・乳幼児家庭等への訪問指導による育児相談や情報提供を行い、出産や育児に関する不安を和らげます。 〈実施状況〉 【子育て支援課】妊産婦…282人 新生児…143人 乳児…133人 幼児…10人 【健康づくり課】出産や育児に関する不安の解消及び情報提供のため、こども家庭センターと訪問指導を実施。また、健診未受診者の確認のため訪問を実施。 妊産婦…なし 新生児…なし 乳児…8人 幼児…11人 (健康づくり課単独で訪問した件数) 〈今後の方向性〉 関係機関と連携を図り、状況に応じた適切な訪問指導を行い、安心して産み育てられるように切れ目のない支援を行います。また、健診未受診世帯については、早期に受診勧奨し実態把握に努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
乳児家庭全戸訪問事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行います。 〈実施状況〉 新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問で子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、訪問結果で相談対応が必要な場合は継続支援を実施。 専門の訪問員を委嘱し、訪問事業を実施。 訪問数…242件 〈今後の方向性〉 乳児の健全な育成環境を確保するため、関係各課と連携を図り、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげていきます。
未熟児訪問指導 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 未熟児が健やかに育つよう、訪問指導を行います。 〈実施状況〉 訪問指導…28件 〈今後の方向性〉 訪問後も定期健康相談等において、継続して生育状況の把握に努めます。
健康相談 【健康づくり課】	〈事業内容〉 育児・歯科・栄養相談等の健康相談を実施するとともに、多様な情報提供を行います。 〈実施状況〉 定期的な健康相談…334件 その他、電話相談や不定期での面談についても保健センターで実施。 無料で気軽に健康相談ができる健康相談ダイヤル事業を実施。延1,175件 〈今後の方向性〉 今後も定期的な健康相談を継続し、健康相談ダイヤル事業についても、利便性等を考慮し、現在の仕様の見直しが必要かを検討した上で継続します。
乳幼児健康診査 【健康づくり課】	〈事業内容〉 4か月児・のびのび健康診査(低出生体重児の7か月児)・10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児(歯科)・3歳6か月児健康診査を行い、育児等の情報提供、発育や発達に遅れや不安がある子どもの早期発見に努め、関係機関と連携し支援します。 〈実施状況〉 佐原・小見川保健センター受診数(率) 4か月児健診 220人(98.7%) のびのび健診(低体重児7か月児) 24人(85.7%) 10か月児健診 248人(100%) 1歳6か月児健診 271人(100%) 2歳6か月児歯科健診 279人(98.2%) 3歳6か月児健診 337人(100%) 〈今後の方向性〉 健康診査では、疾患だけではなく、早期療育相談支援体制の充実を図るため、児童発達支援センター等の関係機関と連携するとともに、児童虐待等の早期発見に努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
言語相談・教室、 心理相談、発達相談 【健康づくり課】	〈事業内容〉 言語・情緒・発達面で支援が必要な乳幼児や保護者に適切な指導を行い、療育支援サービスにつなげます。 〈実施状況〉 言語・情緒・発達の面で支援が必要な子どもやその保護者に対して、各種教室・相談を実施。 にやんにやん教室 延128人(定員を15人とし、月1回まで利用可) 言葉の教室 延87人 言語相談 延44人(月1回4人まで) 心理相談 延36人(月1回4人まで) 〈今後の方向性〉 健康相談や健康診査の問診において、支援が必要な乳幼児の保護者に適切な指導を行い、生活環境等の調整を図ります。また、児童発達支援センター等の関係機関と連携し、早期療育相談支援体制の充実を図ります。
歯科口腔保健事業 【健康づくり課】	〈事業内容〉 生涯にわたり自分の歯で食べられるよう、歯の健康に対する知識の普及を図るとともに、自分の歯で食事を摂ることの重要性について意識づけを行います。 〈実施状況〉 妊婦歯科検診を個別検診で実施。 79人 小学校歯科健康教育 1年生91人・保護者75人 5校実施 「フッ化物洗口」実施校(小学校)10校……1,988人(75.8%) 各健診においてフッ化物塗布を実施。 1歳6か月児健診 253人 2歳6か月児歯科健診 263人 3歳6か月児健診 306人 〈今後の方向性〉 今後も、妊娠期から乳幼児期及び学童期のむし歯・歯周病予防のため、歯科検診やブラッシング指導を行うとともに、フッ化物応用の啓発や間食時の指導を行います。
予防接種 【健康づくり課】	〈事業内容〉 予防接種法に基づく各種予防接種を継続的に実施します。 〈実施状況〉 全て個別接種で実施。 〈今後の方向性〉 法に基づく予防接種が新たに規定された場合には、接種可能となるよう関係機関と連携し実施に努めます。また、子育て家庭等への情報提供について多言語に対応するなど、個々に応じた対応の配慮に努めます。
新規 妊婦及び子どもの インフルエンザ予防接種 費用助成 【健康づくり課】	〈事業内容〉 予防接種の実施の促進、経済的負担の軽減による子育て支援を目的に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。 〈実施状況〉 助成件数 妊婦:48件 子ども:2,945件 〈今後の方向性〉 希望する家庭で予防接種の経済的負担の軽減が図られるよう、広く周知を行います。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
新規 おたふくかぜワクチン 予防接種 費用の助成 【健康づくり課】	〈事業内容〉 おたふくかぜに起因する病気の発症及び重症化を防止することを目的に費用の一部を助成します。 〈実施状況〉 助成件数 548件 〈今後の方向性〉 子どもの健やかな成長、重症化を防ぐため、全対象者に積極的に勧奨します。
新規 風しん予防接種 費用の助成 【健康づくり課】	〈事業内容〉 妊婦への感染を防止する観点から、妊娠を希望する女性及びその同居者で抗体価の低い者への風しん予防接種を促進します。 〈実施状況〉 助成件数 8件 〈今後の方向性〉 妊婦・子どもへの影響等、風しん予防接種の大切さについて広く周知に努めます。
産科クリニック等誘致事業 (病児保育・産後ケア) 【健康づくり課】 (地域医療推進室)	〈事業内容〉 市内のすべての妊婦が市外の医療機関で出産している現状の早期改善を図るため、産科クリニック等の誘致に取り組みます。 〈実施状況〉 開設予定者において産婦人科施設の設計が進められている。 開設予定者との面談・協議を行い、産婦人科施設の円滑な開設と安定経営に向けた継続的な支援と連携について調整した。 〈今後の方向性〉 産科クリニック等の誘致を実現するため、医療法人への開設に向けた支援を行い、地域医療及び子育て環境の充実を図ります。
こども家庭センター 運営事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 妊産婦や保護者の相談に保健師・看護師等が対応し、情報提供や助言を行い、必要なサービスにつなげられるよう支援します。また、支援の継続性等が確保できるよう、関係機関と十分な連絡調整を行います。 〈実施状況〉 妊娠期、出産前後、子育て期にわたって切れ目のない支援を行うため、母子健康手帳の交付、妊産婦保健指導、乳児訪問、育児相談を実施。また、妊産婦等が必要なときに子育ての相談ができるよう保健師・看護師等が対応できる体制を構築。 相談延べ件数・・・1,047人 〈今後の方向性〉 いつでも必要な時に子育ての相談ができる場として、こども家庭センターの周知を図るとともに、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるよう、専門性の高い相談にも対応します。また、状況に応じて適切な支援が受けられるように連携体制を強化し、切れ目のない支援を行います。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
不妊治療費等助成事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 不妊治療等を受けている市内在住の夫婦に対し、治療費等の一部を助成します。 〈実施状況〉 令和5年度は、保険適用外の不妊治療費等の一部助成 令和6年度からは保険適用の不妊治療費等の一部助成 〈今後の方向性〉 今後も少子化対策事業として、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
新規 不育症治療費等助成事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 不育症治療等を受けている市内在住の夫婦に対し、治療費等の一部を助成します。 〈実施状況〉 令和6年度から開始した事業のため、令和5年度の実績はなし。 〈今後の方向性〉 今後も少子化対策事業として、不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
新規 産後ケア事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を提供することにより、産後の育児に対する不安等を軽減し、産後も安心して子育てができる環境を確保します。 〈実施状況〉 令和6年度から開始した事業のため、令和5年度の実績はなし。 〈今後の方向性〉 支援を必要とする全ての方が産後ケアを利用できるよう体制の充実を図ります。
新規 新生児聴覚 スクリーニング検査 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 生まれつきの難聴を早期に発見して支援や治療を行えるようにするため、新生児聴覚スクリーニング検査の費用の一部を助成します。 〈実施状況〉 検査件数…217件 〈今後の方向性〉 新生児聴覚スクリーニング検査受診票を交付し、検査を推進するとともに経済的負担の軽減を図ります。
健康医療電話相談 サービス事業 【健康づくり課】	〈事業内容〉 健康、医療、育児、介護に関する相談や情報を、24時間体制で提供し、市民の不安を軽減するとともに、医療等に関する正しい情報の啓発を図ります。 〈実施状況〉 相談件数 5,688件 〈今後の方向性〉 市民の健康、医療に関する不安を解消するため、医師・保健師・看護師等が24時間体制で電話相談を受け付ける体制の維持・充実を図ります。

(2)小児医療の充実

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域の子どもの健やかな成育の推進を図ります。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
子ども医療費助成事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 平成26年12月より高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)まで対象を拡充し、子育て世帯の負担を軽減するため、保険医療給付の自己負担額の全部又は一部を助成します。 〈実施状況〉 受給資格登録者数 0歳から中学校3年生…6,393人 高校生世代…1,573人 令和5年8月から高校生世代にも受給券を交付するとともに、すべての対象者において、同一医療機関の月額上限を設け、同一月の入院11日以降、通院6回以降を無料とした。 〈今後の方向性〉 今後も、高校生世代までの医療費助成を継続し、子育て世帯が低廉な負担で保険医療を受けることができるように努めます。
ひとり親家庭等の 医療費助成 【子育て支援課】	〈事業内容〉 ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、保険医療給付の自己負担額の全部又は一部を助成します(所得が一定額以上の場合を除く)。 〈実施状況〉 受給資格者…1,263人 └母子家庭…母478人・児童690人 └父子家庭…父34人・児童48人 └その他…養育者3人・児童10人 医療費助成受給対象者…1,012人 現況届未提出…3人 〈今後の方向性〉 今後も、ひとり親家庭の厳しい状況に配慮し、経済的負担を軽減できるように努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
未熟児養育医療費 助成事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 乳児の健康管理と健全育成のため、養育入院治療をすることが必要な未熟児を対象に、医療費の一部を助成します。 〈実施状況〉 認定者数…7人 給付者数…9人 〈今後の方向性〉 今後も未熟児をもつ子育て世帯に配慮し、経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。
自立支援医療費 助成事業 (育成医療) 【社会福祉課】	〈事業内容〉 日常生活や社会生活を支援するため、身体に障害のある児童やそのまま放置すると将来障害を残す恐れがあると認められる疾患がある児童で、治療によって確実なる治療効果が期待できる児童を対象に医療費の助成を行います。 〈実施状況〉 認定者数…7人 〈今後の方向性〉 今後も対象者の日常生活や社会生活を支援するため、医療費の助成を行います。
小児慢性特定疾患 見舞金支給事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている児童及びその保護者の精神的・経済的負担を軽減するため見舞金を支給します。 〈実施状況〉 対象児童数…48人 月額…2,500円 4カ月ごとに年3回支給 〈今後の方向性〉 今後も、対象世帯の経済的負担軽減による生活の安定を図るため、見舞金を支給します。
小児医療体制の充実 【健康づくり課】	〈事業内容〉 地域小児医療体制の充実に向けて、救急時の小児患者が適切な診察を受けることができるようにするため、医師会、関係医療機関との協議により、小児救急医療体制の整備を図るとともに、救急時以外の健康相談も含めた24時間体制の健康相談サポートとして香取市健康相談ダイヤル24の利用促進や小児救急医療の適切な受診等に関する啓発を行います。 〈実施状況〉 在宅当番医制事業(休日夜間救急診療)が令和4年度をもって終了したことから、香取市健康相談ダイヤル24等の利用促進のための周知啓発や香取おみがわ医療センターに対して、患者受け入れの協力を依頼した。 千葉県立佐原病院の小児科常勤医師の確保について千葉県へ要望した。 〈今後の方向性〉 香取おみがわ医療センター及び千葉県立佐原病院へ小児患者受け入れの協力要請を行うとともに、地域小児医療体制の充実のため、千葉県立佐原病院の小児科常勤医師の確保についての要望を継続して千葉県等の関係機関に行います。

(3)食育の充実

母子の健康を確保するため、妊娠前からの適切な食生活の正しい知識や習慣を得る支援がより重要になってきています。また、生涯にわたって子どもの心身の健康を保持・増進していくためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるなど、学校における食に関する指導の充実が必要です。

本市では、「健康かとり21(第3次)」を策定し、食育を総合的かつ計画的に推進しており、一人ひとりが栄養バランスのとれた食事を規則正しく摂り、健やかな成長と健康な生活が送れるよう、ライフステージにおける様々な機会を活用し、正しい食習慣等に関する啓発活動を行っています。

子どもが健全な食習慣を身につけることは、心身ともに健康で豊かな人間性を持った大人へと成長するための基礎となります。保育所(園)、認定こども園や幼稚園、学校等において積極的に食育に取り組んでいきます。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
健康づくり支援事業 (食生活改善推進) 【健康づくり課】	〈事業内容〉 健康生活を維持していく上で食育に対する重要性の認知向上を図るため、地域における食育推進の担い手である健康推進員(令和6年度から名称変更)を育成し、活動の支援を行います。 〈実施状況〉 食育健康推進員の資質の向上を図るため、研修会を5回開催し、延べ157人が参加。食生活の改善及び生活習慣病を予防するためヘルシークッキングを5回開催し、延べ22人が参加。 〈今後の方向性〉 乳幼児から高齢者までのライフステージごとに、正しい食習慣を身につけるための教室や健康相談を実施し、食生活や食に関する正しい知識の普及に努めます。
離乳食相談 【健康づくり課】	〈事業内容〉 離乳食や幼児食に関する相談に栄養士が指導を行い、保護者の不安や悩みの軽減を図ります。乳児期からの正しい食習慣等を身につけ、生活習慣病予防につなげます。 〈実施状況〉 離乳食相談は、随時、電話や個別面接で対応。また、定期健康相談や乳幼児健診時においても個別で相談を実施。 市ウェブサイトでも子ども向けレシピを紹介。 〈今後の方向性〉 食事の重要性や栄養バランスなど、発達段階に応じた食生活ができるよう指導します。

3-3 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、障害、疾病、虐待、生活困窮、外国籍、その他の事情により支援を必要とする子どもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行うほか、子どもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

(1) 障害児や発達の違いがある子どもとその保護者に対する支援

発育や発達に悩みや不安を抱える保護者が増加しており、発育や発達に関する相談や発達支援に対する高い需要に対応できる体制づくりが課題となっています。また、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の各関係機関において障害児の受け入れを推進していく必要があり、本市では、「香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

今後も児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化やインクルージョンを推進します。また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。さらに、障害や発達の遅れを早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で、乳幼児期・学童期・思春期の支援から就労や障害者施策への切れ目のない支援を行っていきます。

特別支援教育については、障害のある子どもと障害のない子どもがともに安全・安心に過ごすための条件整理と環境整備を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を推進します。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
療育相談支援事業 【社会福祉課】 【健康づくり課】 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 乳幼児健康診査において、発育や発達に遅れや不安がある子どもの早期発見に努め、保護者からの相談に応じるほか、保育施設(千葉県施設支援指導事業)、学校(特別支援教育支援員)、児童発達支援センター(療育支援コーディネーター)等の関係機関と連携し、必要な情報の提供、助言、その他の障害児支援サービスが適切に受けられるよう支援します。 〈実施状況〉 【社会福祉課】早期に療育が受けられるよう、保護者の相談に応じ福祉サービスの利用支援を実施。 児童発達支援サービス 利用事業所9カ所(市内2カ所) 利用者数57人(延べ426人) 【健康づくり課】支援が必要な乳幼児とその保護者に対し、その心配や思いを受け止め、必要なサービスが受けられるように情報提供や傾聴等側面からの支援を実施。また、障害児支援サービス利用のための調整を実施。 【子育て支援課】支援が必要な児童等の保護者に対し、相談内容に応じて必要なサービスの情報提供やサービスが適切に受けられるように、関係機関と連携を図りながら支援を実施。 〈今後の方向性〉 【社会福祉課】早期療育支援体制の充実を図るべく、発育や発達に遅れや不安がある乳幼児や保護者の相談に応じ、関係機関と連携し、制度や事業所の紹介などを行い、必要なサービスが適切に受けられるよう支援します。 【健康づくり課】乳幼児健康診査において、発育や発達に遅れや不安がある子どもの早期発見に努め、丁寧な対応や説明により不安が軽減されるよう関係性づくりに努めます。 【子育て支援課】関係機関と連携を図り、適切な相談や必要なサービスが受けられるように支援します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
療育支援体制の充実 【社会福祉課】 【子育て支援課】 (こども家庭センター) 【健康づくり課】 【学校教育課】	〈事業内容〉 地域自立支援協議会療育支援部会:障害のある児童の支援とその保護者の子育て支援に必要なシステムづくりについて、児童発達支援センターを含む療育関係者で協議します。 療育システムづくり検討会:千葉県・香取海匠地域市町、療育関係者、医療関係者、当事者等が協働して地域の療育システムを構築します。 特別支援連携協議会:学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、自閉症等を含めた障害のある児童・生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係機関の情報交換・意見交換を行い、幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制を確保します。 〈実施状況〉 【社会福祉課】地域自立支援協議会療育支援部会を開催。療育支援コーディネーターの活用を図るとともに、関係機関との連携強化に努めた。 【子育て支援課】【健康づくり課】地域自立支援協議会療育支援部会等へ参加し、情報交換等により支援体制の充実に努めた。 【学校教育課】障害のある子どもの支援のため、関係機関との情報交換・意見交換を積極的に行い、支援体制の充実に努めた。また、特別支援教育推進に向け、特別支援連携協議会を1回、専門家チーム会議を2回実施するとともに、千葉県特別支援アドバイザーの派遣を30回、本市の巡回相談を24回実施し、特別な教育的支援を必要とする子どもの早期発見、対応、相談を行った。 特別支援教育コーディネーター、支援員、通常学級担任等を対象とした研修会を実施し、教職員の専門性の向上を図り、支援体制の充実に努めた。 〈今後の方向性〉 【社会福祉課】ライフステージを通じて一貫した療育支援が受けられるよう、児童発達支援センターを含む関係機関との連携を強化し、地域における療育体制の構築を図っていきます。また、療育支援コーディネーターの活用も促進します。併せて、相談窓口や療育支援機関などの対応情報をまとめた発達支援(療育)パンフレットの作成やWeb掲載による情報発信の充実に向けて取り組みます。 【子育て支援課】保育所(園)、認定こども園や地域子育て支援センター、山田児童館等の関係機関と連携を図り、療育支援体制の充実に努めます。 【健康づくり課】関係機関と連携し、健診や相談時等において、発育や発達に遅れや不安がある子どもの早期発見等に努め、早期療育相談支援体制の充実に努めます。 【学校教育課】関係機関との連携に努め、特別な教育的支援を必要とする子どもとその保護者、関係機関への窓口となる各学校に配置されている特別支援教育コーディネーター、学級担任を専門的立場から支援する特別支援教育巡回相談員や特別支援教育支援員等と連携し、支援体制の充実に努めます。また、児童生徒や保護者への適切な支援に向けて、教職員の理解を深めるため、研修会や意見交換会を継続して開催し、職員同士の連携強化による教育相談の充実に努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
ライフサポート ファイルの活用 【社会福祉課】	〈事業内容〉 入学時や福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、子どもの歩みや特性を再度説明しなければならない保護者の負担を軽減し、情報を正確に引き継ぐ資料として、ライフサポートファイル「つながり」を活用することで、円滑な発達支援と関係機関との連携を図ります。 〈実施状況〉 ファイル導入から約416部配布。 〈今後の方向性〉 今後も、一人ひとりの子どもに対して一貫した支援が継続されるための情報伝達ツールとして役立てられるよう、配布を継続します。また、紙媒体だけでなくスマートフォン等の端末で入力が可能になるWeb掲載も検討し、周知・活用に努めます。
新規 医療的ケア児等 総合支援事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 関係機関と連携を図り、保護者支援を含めた医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。 〈実施状況〉 令和5年4月より医療的ケア児等コーディネーター設置 重症心身障害児者及び医療的ケア児者の実態調査実施 個別避難プラン作成 医療的ケア児等防災ハンドブック作成 〈今後の方向性〉 医療的ケア児等コーディネーターの活用を促進し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や災害時等の支援を行います。
重度心身障害者(児)の 医療費助成 【社会福祉課】	〈事業内容〉 重度心身障害者(児)の保護者の経済的負担を軽減し、障害者(児)の健康の保持と生活の安定・福祉の増進を図ります。また、保険医療給付の医療費の自己負担分等を助成します。 〈実施状況〉 平成27年8月から現物給付化を行い、18歳以下の重度心身障害者(児)は、子ども医療費助成事業を優先適用する。 〈今後の方向性〉 重度心身障害者(児)の健康の保持及び生活の安定を確保し、福祉の増進を図るため、重度心身障害者(児)に医療費等を助成します。
障害児福祉手当 支給事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 日常生活において常時介護が必要な20歳未満の在宅重度心身障害児に対し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 〈実施状況〉 令和5年4月からの手当月額は、15,220円で、3カ月ごとに年4回支給。 対象児童…42人(内支給停止者…1人) 〈今後の方向性〉 今後も、生活の安定と福祉の増進を図るため、手当を支給します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
特別児童扶養手当 支給事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 家庭で介護されている障害のある児童(20歳未満)の保護者に、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 〈実施状況〉 手当月額 1級…53,700円 2級…35,760円 4カ月ごとに年3回支給。 対象児童…119人(内支給停止者…8人) 〈今後の方向性〉 今後も、生活の安定と福祉の増進を図るため、手当を支給します。
自立支援給付事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 障害児がその有する能力と適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付(介護給付費、自立支援医療費、補装具費等)やその他の支援を行います。 〈実施状況〉 補装具給付・修理決定児童数…12人 障害福祉サービス受給児童数…8人 自立支援医療(精神)…6人 〈今後の方向性〉 障害の軽減や機能の改善・向上を図るため、関係機関と連携し、サービスの周知に努め、利用の促進を図ります。
地域生活支援事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者(児)の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の便宜を供与します。また、障害者等の権利擁護のために必要な援助、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援等の事業を実施します。 〈実施状況〉 日中一時支援…24人 日常生活用具給付決定児童数…6人 〈今後の方向性〉 障害者(児)のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の充実を図り、障害者(児)の日常生活を支援します。
特別支援教育 就学奨励費支給事業 【学校教育課】	〈事業内容〉 障害のある児童生徒の小中学校への就学の特殊事情を鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品など就学に必要な経費についてその一部を負担します。 〈実施状況〉 入学前相談時に制度を周知。 特別支援教育就学奨励費支給対象者数…124人 〈今後の方向性〉 学校と連携し、入学前相談等の機会に制度を周知するなど、積極的な情報提供を行い、奨励費を支給します。これにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
新規 「個別の教育支援計画」 等に基づく支援の推進 【学校教育課】	〈事業内容〉 支援が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じ、一貫して的確な教育的支援を行います。 〈実施状況〉 市内全校において、個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、その内容については保護者と共有して教育活動を行っている。 〈今後の方向性〉 個別の支援計画の内容がより充実したものになるよう、保護者、関係機関との連携を推進するとともに、学校においては、教育課程の中で支援が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画を作成し、効果的に生かすことで指導の充実を図ります。
新規 特別支援教育支援員の 配置 【学校教育課】	〈事業内容〉 学校生活をおくる上で特別な支援を必要とする児童生徒の割合は微増傾向にあります。その中で、支援を要する児童生徒に対し、学習活動のみならず、食事や教室移動、排泄など学校生活全般のサポートを行う特別支援教育支援員を配置します。 〈実施状況〉 配置実績 小学校…39人 中学校…1人 〈今後の方向性〉 特別支援教育支援員の配置にあたっては、各学校から必要な理由や人数等を聞き取り配置します。また、特別支援教育支援員が効果的に活用され、児童生徒に適切な対応ができるようにするとともに、学級担任をはじめ、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育巡回相談員と連携し、学校全体での対応の一翼を担えるようにするために、適宜研修等を行います。

(2) 児童虐待の予防と早期発見・早期対応の体制の充実

児童虐待は、子どもの心身を深く傷つけ、成長後においても様々な生きづらさにつながる可能性があります。

本市では、平成31年4月に母子保健機能と児童福祉機能の双方の機能を合わせもった「子育て世代包括支援センター（はぐハートかとり）」を設置（令和5年4月に「こども家庭センター」へ名称変更）し、こども家庭センターを中心として、子どもとその家族及び妊産婦を対象に、より専門的な相談を行い、必要な支援を行っています。

引き続き、家庭や子どものSOSを把握するため、警察や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
要保護児童対策 地域協議会事業 【子育て支援課】 （こども家庭センター）	〈事業内容〉 児童虐待の根絶を目指し、事案の早期発見、早期対応が行える体制づくりや支援内容に関する協議を行います。 〈実施状況〉 実務者会議を隔月（年6回）に開催し、事案の早期対応、情報の共有等を図った。 令和5年度末の対象児童は91人。（新規登録児童40人、終結した児童は39人） 〈今後の方向性〉 実務者会議が円滑に機能するための環境整備を目的として、福祉、保健、教育、警察などで構成する代表者会議を年1回以上開催します。また、要保護児童等の総合的把握のため、実務者会議を年6回以上開催します。そのほか、個別ケースの支援方法や役割分担については、個別支援会議を随時開催し、要保護児童等の支援強化を図ります。
こども家庭センター 運営事業 【子育て支援課】 （こども家庭センター）	〈事業内容〉 こども家庭センターでは、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うとともに、児童虐待に対する相談・通告の受付窓口として、児童相談所等の関係機関と連携しながら要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への対応を行います。また、こども家庭センター内に家庭児童相談室を設置し、家庭児童福祉に関する相談指導を行います。 〈実施状況〉 子ども家庭支援員や虐待対応専門員、家庭相談員などが専門的な相談対応や訪問等により、必要な支援を適切に実施。また、児童虐待に対する相談・通告の受付窓口として、早期発見・早期対応のみならず、虐待の発生予防に向け、関係機関と情報共有等を図った。 相談延べ件数…9,646人 〈今後の方向性〉 増加する児童虐待に対応するため、虐待対応専門員や家庭相談員の増員を検討し、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務を強化します。また、要保護児童対策地域協議会における個別支援会議等の開催により、関係機関との連携や児童相談所との支援方針の共有など、対象児童に対し包括的・継続的な支援が行われるよう取り組みます。その他、要保護児童等の支援に関するスキルアップを図るため、関係機関へ専門研修を実施します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
新規 子育て世帯訪問支援事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭(要支援児童や要保護児童のいる家庭)、妊産婦(特定妊婦等)、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行います。 〈実施状況〉 新規事業のため、令和5年度は実績なし。 〈今後の方向性〉 本事業の利用が必要な対象世帯の動向やニーズに注視しながら、事業の実施に向け提供体制の確保に取り組めます。
新規 児童育成支援拠点事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。 〈実施状況〉 新規事業のため、令和5年度は実績なし。 〈今後の方向性〉 本事業の利用が必要な対象児童の動向やニーズに注視しながら、事業の実施に向け検討を行います。
新規 親子関係形成支援事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 児童との関わり方や子育てに悩みと不安を抱えている保護者(要支援児童や要保護児童の保護者)及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けます。 〈実施状況〉 新規事業のため、令和5年度は実績なし。 〈今後の方向性〉 本事業の利用が必要な対象児童の動向やニーズに注視しながら、事業の実施に向け検討を行います。
子育て短期支援事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子ども等を児童養護施設等で預かる事業を実施します。 〈実施状況〉 支援が必要な方が、児童養護施設等へ入所できる体制を整備した。 〈今後の方向性〉 市内に、児童養護施設等が設置されていないため、市外の児童養護施設や母子生活支援施設等と短期入所に係る契約を締結し、事業の推進を図ります。

(3)子どもの貧困解消対策の推進

貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、幅広い視点から、総合的に貧困の解消に向けた取組を実施していく必要があります。課題を抱える家族においては、子どもと親の両方に対して様々な角度から支援をしていく必要があり、自立のためには継続的な支援の取り組みが重要となります。

子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることのない社会の実現に向けた取組の推進が求められており、すべての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や希望に向かって挑戦できるよう支援します。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
就学援助 【学校教育課】	〈事業内容〉 学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小中学生の保護者に対して、学用品費等の一部や給食費を支給します。 〈実施状況〉 小中学校児童生徒へ就学援助制度のお知らせを配布。 就学援助費支給対象者数…235人 〈今後の方向性〉 学校や関係機関と連携を図り、広く制度を周知し、保護者の経済的負担を軽減できるよう援助を行います。
自立支援相談事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施します。 〈実施状況〉 生活困窮者及びその家族等からの相談受付件数129件(内10代のいる世帯16件)、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整を実施。 継続的、包括的な支援が必要な方には自立支援計画を策定し、計画的に自立促進を図る援助を実施。 計画策定数 新規37件(内10代のいる世帯5件)、継続1件 〈今後の方向性〉 生活困窮者を早期に把握し、地域全体で包括的な支援体制を確保するため、既存の地域ネットワークや関係機関との連携をより一層深め、効果的な援助を行います。
子ども食堂の推進 【子育て支援課】	〈事業内容〉 地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂を推進します。 〈実施状況〉 市内子ども食堂6団体が毎月1回程度開催しているほか、関連事業としてフードバンク運営1団体、フードドライブ支援団体1団体が活動。 活動団体による「香取市子ども食堂等担当者連絡会」を開設。 令和5年4月と12月の2回開催し、ネットワーク化の推進を図った。 〈今後の方向性〉 地域のボランティアや民間団体の方々の主体的な取り組みにより運営ができるよう子ども食堂の立ち上げや運営に係る相談、情報提供、ネットワークの構築等の支援を行います。また、香取市子ども食堂等担当者連絡会において、市内運営団体等の情報交換によるネットワーク化のバックアップをします。

(4)ひとり親家庭への支援

近年、社会情勢の変化に伴い離婚率は上昇し、ひとり親家庭は増加傾向にあります。

ひとり親家庭の育児負担は大きく、身近に頼れる人がいないケースもあり、特に経済的、精神的なサポートが必要となります。子どもの健全な成長を支援するため、経済的負担の軽減につながる手当の給付のほか、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別の状況に応じた生活支援、就労支援、当事者に寄り添った相談支援に取り組んでいきます。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
児童扶養手当支給事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 父又は母と生計を同じくしていない児童を監護するひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します(所得が一定額以上の場合を除く)。 〈実施状況〉 受給資格者…497人 受給者数…385人 〈今後の方向性〉 今後も、ひとり親家庭の厳しい経済状況に配慮し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減のため、手当を支給します。
母子・父子家庭 自立支援給付金 支給事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 ひとり親家庭の就業支援や生活費の負担を軽減するため、母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合や、看護師等の資格取得のために養成機関へ就学した場合に給付金を支給します。 〈実施状況〉 ・高等職業訓練促進給付金 看護学校等への通学者6人に支給(修了支援給付金を3人に支給) ・自立支援教育訓練給付金 支給の実績なし 〈今後の方向性〉 今後も、ひとり親家庭の主体的な自立に向けた取り組みを支援し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減のため給付金を支給します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
母子及び父子並びに寡婦福祉資金 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立を支援するため、母子・父子自立支援員による福祉資金に関する情報提供や貸付の相談及び申請の支援を行います。 〈実施状況〉 福祉資金に関する相談延べ件数 50件 〈今後の方向性〉 今後も、福祉資金に関する情報を提供し、貸付の相談及び申請の支援を行います。
新規 母子生活支援施設入所措置 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 DV被害等の母子家庭等を母子生活支援施設に入所させ、施設での監督指導のもと、母子の自立に向けた支援を行います。 〈実施状況〉 支援が必要な方に対して、母子生活支援施設への入所措置を行い、母子の自立に向けた支援を実施。 〈今後の方向性〉 支援が必要な方に対して、適切な支援が行えるよう入所施設との連携・調整を図ります。

(5)妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

経済的な理由から子どもを生み、育てることをあきらめることがないよう、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることは必要不可欠です。

子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりを持って子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、幼児教育、保育の無償化や妊婦のための支援給付、給食費などの経済的支援を行います。

【関連事業】

※実施状況は令和5年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
児童手当支給事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)修了までの児童を養育している方に手当を支給します。 〈実施状況〉 受給者…3,394人(内特例給付…86人) 支給対象児童数 └3歳未満…641人 └3歳以上小学校終了前…3,453人(内第3子以降…504人) └中学生…1,413人 〈今後の方向性〉 今後も、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、国の制度に基づき手当を支給します。
新規 妊婦のための支援給付・ 妊婦等包括相談支援事業 【子育て支援課】 (こども家庭センター)	〈事業内容〉 妊婦のための支援給付(妊娠届出時に5万円、出産後子ども1人につき5万円を給付する事業)を実施します。また、併せて妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。 〈実施状況〉 出産応援給付金…238件 子育て応援給付金…234件 ※出産・子育て応援給付金は令和6年度まで。令和7年度から妊婦のための支援給付が創設。 〈今後の方向性〉 乳児家庭全戸訪問事業などを活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに経済的な支援を一体的に実施します。
出産育児一時金 給付事業 【市民課】	〈事業内容〉 国民健康保険被保険者が出産した場合、一時金を支給します。 〈実施状況〉 支給件数…33件 〈今後の方向性〉 今後も、出産に要する経済的負担を軽減するため、一時金を支給します。
出産費の貸付 【市民課】	〈事業内容〉 出産育児一時金の支給対象となる出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、国民健康保険被保険者の福祉の向上を図ります。 〈実施状況〉 貸付件数…0件 〈今後の方向性〉 今後も、被保険者の福祉の向上のため、資金の貸し付けを継続します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
新規 3歳から5歳までの幼稚園・保育所(園)・認定こども園の利用料無償化 【子育て支援課】	〈事業内容〉 子ども・子育て支援新制度が令和元年10月から施行され、3歳から5歳までの幼稚園、保育所(園)、認定こども園の保育料の無償化を実施しています。 〈実施状況〉 無償化対象人数…1,067人 〈今後の方向性〉 今後も子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の無償化を行います。
新規 認可外保育施設等利用料の給付 【子育て支援課】	〈事業内容〉 保護者の就労等の理由で、認定こども園の幼稚園型一時預かり、認可外保育施設等の利用料を給付します。 〈実施状況〉 支給人数…6人 〈今後の方向性〉 今後も保護者の就労等で保育が必要となった児童に対する施設利用料について、給付を行います。
新規 学校給食費の無償化 【学校教育課】 (学校給食センター)	〈事業内容〉 保護者の子育てに要する費用の負担を軽減するため、小学校及び中学校の給食費を一部無償化します。 〈実施状況〉 市内に在籍する小学6年生、中学3年生及び第3子以降の給食費を無償化し、子育て世帯への支援充実を図った。 〈今後の方向性〉 学校給食費は小学校及び中学校において、段階的に無償化範囲を増やしていくこととし、物価高騰など社会情勢の変化や、国や千葉県等が示す施策にも注視しながら、検討を行っていきます。
新規 幼稚園・保育所(園)・認定こども園副食費の無償化 【子育て支援課】	〈事業内容〉 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の副食費の無償化の検討を行います。 〈実施状況〉 未実施 〈今後の方向性〉 国の副食費無償化への動向を注視しつつ、学校給食費の無償化実施を踏まえて、導入に向けた検討を行っていきます。

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進により目指していく子ども・子育て支援とは、第一に子どもの最善の利益を考慮し、健やかな成長が保障され、子ども自身が持つ自ら成長し自立していこうとする力を見守ることが大切です。また、保護者に対しては子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができ、家庭や家族が内在的に持つ力を発揮できるよう支援をしていくことが重要です。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、本市では庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策を総合的に実施します。また、すべての市民が、子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有することを前提としながらも、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、本市の魅力である自然環境や地域からの手助けを十分に発揮しながら、各々の役割を果たしていくことを目指します。

(1) 家庭等の役割

家庭や家族は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、子どもの人格形成や基本的生活習慣の確立において重要な役割を担っており、小さな社会である家庭や家族が社会生活を送る上での基盤となります。保護者自身が地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に対し役割を果たしていくことにより、子どもたちが将来の家庭や家族を想像し、子育てに夢を持ち、喜びを実感できる環境を目指します。

(2) 地域の役割

すべての市民が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援し、子どもの成長を地域全体で見守っていくことが求められています。また、家庭、地域、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校などの子どもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要であり、特に教育・保育施設や地域子育て支援拠点、児童館等は、より地域に開かれたものとなり、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。誰一人取り残さず、子どもも保護者も、まわりの市民までもが輝く笑顔で、幸せに成長していける環境と「香取市に住み続けたい」と思われる地域づくりを、身近な大人が地域ぐるみで目指します。

(3) 企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、保護者の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などを通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境を目指します。

2 計画の進捗管理

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「香取市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種関係機関・団体等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

本計画の進捗状況の把握や成果に関する評価は、毎年、定期的に計画に定める教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業や次世代育成支援対策推進法に基づく施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの見直しや改善を図ります。また、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

3 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、家庭・地域・企業等がそれぞれ協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、市のWebサイト等を通じて広く周知します。

資料編

資料編

1 策定経緯

【令和5年度】

年月日	会議内容等
令和 6 年 3 月 18 日	第 2 回(通算第 22 回)香取市子ども・子育て会議の開催 ・香取市子ども・子育て支援事業計画の実施状況及び進捗状況について ・保育所等の利用定員(案)について ・第3期香取市子ども・子育て支援計画の策定に向けた調査の実施について

【令和6年度】

年月日	会議内容等
令和 6 年 5 月	香取市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 対象:就学前児童及び小学1年生から3年生まで(小学部を含めた)の各保護者
令和 6 年 8 月 19 日	第 1 回(通算第 23 回)香取市子ども・子育て会議の開催 ・香取市子ども・子育て支援事業計画の実施状況及び進捗状況について ・第 3 期香取市子ども子育て支援事業計画の骨子案
令和 6 年 10 月 23 日	第2回(通算第 24 回)香取市子ども・子育て会議の開催 ・第3期香取市子ども・子育て支援事業計画(案)量の見込みの算出について
令和 6 年 12 月 26 日	第3回(通算第 25 回)香取市子ども・子育て会議の開催 ・第3期香取市子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和 7 年 1 月 17 日～ 令和 7 年 2 月 17 日	パブリックコメントの実施
令和 7 年 3 月 19 日	第4回(通算第 26 回)香取市子ども・子育て会議の開催 ・第2期香取市子ども・子育て支援事業計画の実施状況及び進捗状況について ・第3期香取市子ども・子育て支援事業計画(案)について

2 香取市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第19号

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定により、香取市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市における子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者を代表する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 事業者の推薦を受けた者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則省略)

3 香取市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区分	氏名(敬称略)	所属	備考
1	保護者	齋藤 梨絵	就学前児童保護者	公募
2		額川 彰子	小学校保護者	公募
3	関係団体	島崎 哲弥	香取郡市医師会	
4		栗山 雅幸	香取市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員会会長	
5		高橋 弘道	千葉県保育協議会香取支会 支会長	副会長
6		鈴木 教義	香取市私立幼稚園代表	会長
7	事業者	山本 一郎	香取市小見川工業団地連絡協議会 会長	
8	子育て事業者	平山 嘉之	香取市放課後児童クラブ運営受託事業者	
9		松崎 令子	香取市保育所所長会 会長	
10		橋本 伊作	社会福祉法人佐原めぐみ会 理事長	
11	識見者	鳥次 由紀子	香取市教育委員	
12		数合 克之	香取市校長会 会長	
13		瀬戸 恵奈	千葉県香取健康福祉センター 地域保健福祉課長	
14		小林 浩	香取特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	

4 諮問・答申

香 子 育 第 4 4 8 号
令 和 6 年 8 月 1 9 日

香取市子ども・子育て会議
会長 鈴木 教義 様

香取市長 伊藤 友則

第3期香取市子ども・子育て支援事業計画(案)について(諮問)

第3期香取市子ども・子育て支援事業計画(案)について、香取市子ども・子育て会議条例(平成25年香取市条例第19号)第2条の規定により会議の意見を求めます。

令和7年3月 27 日

香取市長 伊藤 友則 様

香取市子ども・子育て会議
会長 鈴木 教義

第3期香取市子ども・子育て支援事業計画について(答申)

当会議は、令和6年8月19日付け香子育第448号で第3期香取市子ども・子育て支援事業計画の策定についての諮問を受けて以来、昨今の社会経済情勢の変化や本市における現状と課題、行政によるこれまでの施策の評価、ニーズ調査に基づく市民の需要などを十分に踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり計画書をまとめましたので、ここに答申いたします。

なお、市長には、この答申に基づき、速やかに第3期香取市子ども・子育て支援事業計画を定め、計画を着実に推進し、計画の基本理念とした『こどもまんなか！輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取』の実現に努められるよう要望いたします。

5 用語解説

用語	内容
■あ行	
育児休業制度	企業等が育児や介護をしなければならない労働者に対して、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援する制度。
医療的ケア	日常生活及び社会生活を営むための恒常的な人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。
インクルーシブ/ インクルーシブ教育	インクルーシブ(inclusive)とは、「包括的」や「すべてを含む」といった意味があり、その意味から障害の有無や国籍、肌の色、年齢、性別などに関係なく認め合い共生することを示す言葉。 インクルーシブ教育とは、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応じるため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備が進められている。
インクルージョン	本来は「包括・包み込む」ことを意味する。 福祉の領域において、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考え方であり、平成12年に厚生省(当時)がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」にその推進を提言している。また、わが国が批准した障害者権利条約の原則の1つとしてあげられている。
ウェルビーイング	生涯にわたり身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態。
SDGs	「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。
■か行	
学習障害(LD)	基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。
家庭的保育事業	保育士等の資格を持った家庭的保育者が、仕事や疾病等の理由で子どもの保育ができない保護者に代わり、家庭的保育者の自宅等において家庭的な雰囲気の中で少人数の子どもを保育する制度。定員は、家庭的保育者1人につき、5名(補助者ありの場合)以下。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園(幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設)・保育所(園)のこと。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
合計特殊出生率	既婚・未婚にかかわらず15歳から49歳までの全女性から計算される女性一人が一生に産むこどもの平均数。未婚女性比率が高まることも低下要因。
合理的配慮	障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。
子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう(子ども・子育て支援法)。

用語	内容
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉双方の専門職が相談や支援を行う機関。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な育成環境を保障する等のため、子ども及び子育てのための支援並びにこれに必要な包括的かつ一元的な制度の構築等、所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。
こども大綱	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	子どもの権利条約は、世界中のすべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約。1989年11月20日、国連総会において採択され、日本は1994年に条約を守ることを国として表明している。
こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
こども未来戦略	若い世代が結婚やこどもを生み育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための政策をまとめたもの。
コーホート変化率法	コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
■さ行	
事業所内保育事業	企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。
次世代育成支援対策推進法	少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として「次世代育成支援対策推進法」が平成17年4月1日に施行。令和6年5月の改正により、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化を図る。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政支援で、市町村の確認を受けた施設に給付を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童	満18歳に満たない者をいい、乳児（満1歳未満）・幼児（満1歳から小学校就学前）・少年（小学校就学から満18歳未満）に分けている（児童福祉法）。
児童福祉法	昭和22年に制定された児童福祉を保障するための法律。児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、あらゆる児童が持つべき権利や受けるべき支援が定められたもの。

用語	内容
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設(児童福祉法41条)
自閉症	対人関係の障害、コミュニケーションの障害、限定した常同的な興味、行動及び活動の3つの特徴をもつ障害で、3歳くらいまでには何らかの症状がみられる。
周産期	妊娠22週から出生後7日未満のこと。
障害児相談支援	障害児支援事業の1つで、障害児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもの。
障害者基本法	昭和45年に定められた心身障害者対策基本法を大幅に改正して制定された法律で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関しての基本となる法律。
小1の壁	主に共働き家庭において、保育時間等子どもが保育所(園)等から小学校に入学する際に直面する社会的問題。
小規模保育事業	小規模な施設で、6人から19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。 A型 定員6～19 人 保育士はすべて有資格者 B型 定員6～19 人 保育士は1／2以上が有資格者 C型 定員6～10 人 家庭的保育者が保育
新・放課後子ども総合プラン	近年の女性就業率上昇等により、共働き家庭等の児童数の更なる増加が見込まれ、待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況であるとして、従来の「放課後子ども総合プラン」の目標を1年前倒しする形で平成30(2018)年9月に策定された。放課後児童クラブの受け皿として、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の一体化や連携の推進、学校施設の徹底的活用等により、令和3(2021)年度末までに待機児童ゼロを目指し約25万人分を整備し、さらに令和5(2023)年度末までに計30万人分を整備することが目標として掲げられている。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する児童の心理に関する支援に従事する者。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する児童の福祉に関する支援に従事する者。
■た行	
待機児童	保育所(園)等または放課後児童クラブなどの学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できずに待機している状態の児童。
地域型保育	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。
特定地域型保育事業	市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。
特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有する、経済的困窮、DVを受けているなどの複数の事情を有する妊婦)。

用語	内容
■は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
パブリックコメント	市の重要な施策の策定に際し、施策の案その他必要な事項を公表して広く市民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行う手続き。
不育症	2回以上の流死産の既往がある者。
放課後子ども教室	放課後や学校休業日に、小学校の施設等を活用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、学童保育）	両親が共働きであるなど、保護者が不在である小学生を放課後等一定時間保育する事業。
■ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援への「つなぎ役」となり、社会福祉の増進に努めている人。 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行う。
■や行	
ヤングケアラー	一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある子どものこと。
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする様々な問題を抱えている要保護児童もしくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置した機関。
■ら行	
療育	障害のある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。
■わ行	
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう仕事と生活の双方の調和が実現された生き方。

第3期香取市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

発行 香取市

編集 香取市 福祉健康部 子育て支援課

住所 〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2127 番地

TEL 0478-50-1257

FAX 0478-79-6160

